

# 平成25年 伊豆大島土砂災害記録誌



東京都大島町



# 平成25年 伊豆大島土砂災害記録誌 の発刊によせて

大島町長 三 辻 利 弘



台風26号による土砂災害の発生から、3年余の歳月が流れました。

この土砂災害により尊い生命を失われた方々に対し、あらためて哀悼の意を表しますとともに、被災された多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、今だ発見に至らない行方不明者のご家族の皆様には、一日も早く発見されご家族の元へ帰られることを切に願ってやみません。

当町は今、平成26年9月に策定した大島町復興計画に基づき、被災された方々の生活再建、そして産業の再建に向けた取り組みを進め、復興と再生を目指しております。

現在、復興計画の前期計画期間（平成26～28年度）で掲げた目標である被災状況にに応じた生活再建から、平成29年度から31年度までの中期計画期間の目標である活気と魅力ある島の再生に向け、元気な大島を発信すべく取り組みの強化を推進しているところであり、これら復興への取り組みが、着実に、確固たる形へと変化していくことを、強く実感しております。

あの未曾有の災害からここまで再起することができましたのも、発災直後からいただきました全国の皆様からの温かく力強いご支援があればこそと、ここに改めまして、心より深く感謝申し上げます。

当町は、土砂災害の他、火山噴火、地震・津波、台風等の自然災害の発生が常に危惧される状況下にあるといっても過言ではありません。そのための備え、「いざ」というに素早く、冷静に行動が取れるよう防災対策の強化を図り、町民と行政が一丸となり取り組んで参る所存であります。

本誌は、土砂災害の記憶、そして当時のさまざまな記録、体験等を風化させることなく、後世に伝えていき、来るべき災害への備えとするとともに、次代の防災力向上に資することを目的に発刊することといたしました。

結びに、被災者の救出・救助活動及び行方不明者搜索活動の他、土砂災害の復旧にあたり、ご支援いただきました国・東京都等の関係機関及び関係団体の方々、また、多くのボランティアの方々に感謝申し上げますとともに、ここ大島町が必ず復興を成し遂げ、「安心と笑顔あふれる美しい島」を築くことをお約束申し上げ、発刊にあたってのご挨拶とさせていただきます。

平成29年3月

# 土砂災害





さまざまな被害

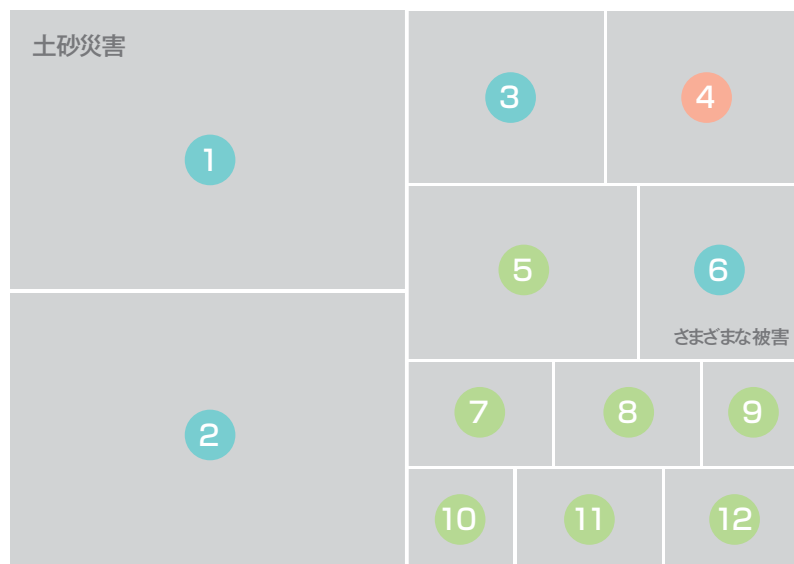






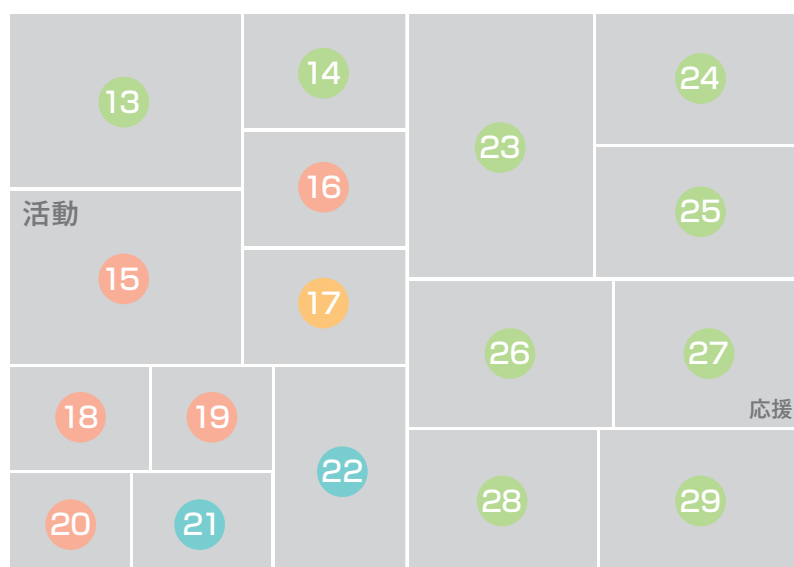
# 感謝と復興



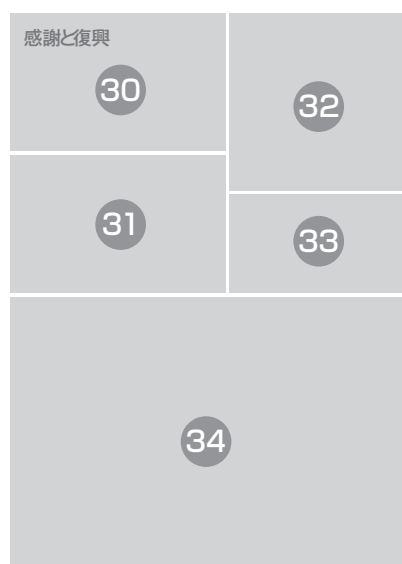


## 写真説明

- ① 斜面崩壊地～神達～大金沢～元町
- ② 神達地区
- ③ 埋没家屋
- ④ 土石流により倒壊した家屋
- ⑤ 堆積した土砂と流木
- ⑥ 都道に散乱するがれき、流木
- ⑦ 敷地内まで浸入した土砂
- ⑧ 流された車
- ⑨ 大きな流木
- ⑩ 浸水被害にあった住家
- ⑪ 堆積した土砂
- ⑫ 堆積した土砂



- ⑬ 自衛隊による捜索
- ⑭ 警視庁による捜索
- ⑮ 緊急消防援助隊による夜間の捜索
- ⑯ 大島町消防団による捜索
- ⑰ 海上保安庁による海中捜索
- ⑱ 入院患者の島外避難
- ⑲ 災害対策本部会議
- ⑳ 応急給水
- ㉑ TEC-FORCE（国土交通省）による緊急点検
- ㉒ 災害対策本部
- ㉓ ボランティアセンター
- ㉔ ボランティアによる土砂の撤去作業
- ㉕ 土のう積み
- ㉖ 床下に浸入した土砂の掻き出し
- ㉗ 流出物の洗浄
- ㉘ ボランティア参加者の交流
- ㉙ 炊き出し支援



- ㉚ 2014 島じまん
- ㉛ 2014 島じまん
- ㉜ 平成 28 年全日本自転車選手権
- ㉝ 平成 26 年椿まつり
- ㉞ 平成 26 年椿まつり

## 写真提供

- 気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所
- 東京消防庁
- 大島社会福祉協議会
- 海上保安庁第三管区海上保安本部

平成25年  
伊豆大島土砂災害記録誌

## 目次

### 第1章 伊豆大島の概要

|        |                           |    |
|--------|---------------------------|----|
| Part 1 | 大島町の概要                    | 03 |
| Part 2 | 過去の主な災害                   | 06 |
| Part 3 | 土砂災害発生当時における大島町の防災体制・防災対策 | 08 |

### 第2章 災害概要

|        |            |    |
|--------|------------|----|
| Part 1 | 気象状況       | 15 |
| Part 2 | 土砂災害等の発生状況 | 17 |
| Part 3 | 被害状況       | 19 |
| Part 4 | 災害対応の経過    | 22 |

### 第3章 初動・応急対応期

|         |                   |    |
|---------|-------------------|----|
| Part 1  | 町の体制              | 31 |
| Part 2  | 関係機関の体制           | 34 |
| Part 3  | 受援体制              | 39 |
| Part 4  | 救助・搜索活動           | 41 |
| Part 5  | 避難勧告・指示           | 47 |
| Part 6  | 避難所対応             | 51 |
| Part 7  | 災害救助法・激甚災害指定      | 56 |
| Part 8  | 医療活動              | 57 |
| Part 9  | 保健・衛生             | 63 |
| Part 10 | ご遺体・遺留品           | 67 |
| Part 11 | 社会福祉協議会とボランティアの活動 | 70 |
| Part 12 | 教育機関等の対応          | 79 |
| Part 13 | 支援物資・義援金の受入れと配分   | 83 |
| Part 14 | 広報対応              | 87 |

## 第4章 復旧期

|        |                   |     |
|--------|-------------------|-----|
| Part 1 | 被害認定調査・り災証明 ..... | 95  |
| Part 2 | 住宅再建 .....        | 100 |
| Part 3 | 生活再建の支援 .....     | 104 |
| Part 4 | 産業の復興 .....       | 107 |
| Part 5 | ライフライン等の復旧 .....  | 111 |
| Part 6 | 公共施設の復旧 .....     | 113 |
| Part 7 | 災害廃棄物の処理 .....    | 116 |
| Part 8 | 土石流災害対策費の確保 ..... | 123 |

## 第5章 復興に向けて

|        |               |     |
|--------|---------------|-----|
| Part 1 | 復興への取組み ..... | 129 |
| Part 2 | 防災対策の改善 ..... | 142 |
| Part 3 | 教訓の伝承 .....   | 147 |

## 資料編

|     |                   |     |
|-----|-------------------|-----|
| 資料1 | 臨時広報紙等 .....      | 151 |
| 資料2 | 被災者支援事業等の要綱 ..... | 219 |



# 第1章 伊豆大島の概要



Part  
01

## 大島町の概要

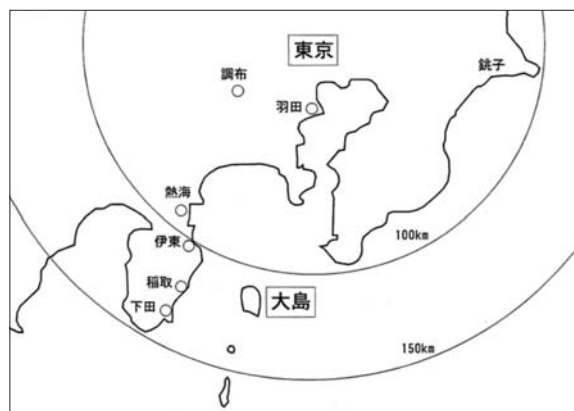
## 地勢

大島は、東京から120km、熱海から46km、伊東から36km、稲取からは28kmにある島である。島は東西9km、南北15km、周囲は52kmあり、総面積は91.06km<sup>2</sup>の伊豆諸島最大の島である。

島の東側の海岸は断崖絶壁であるが、西側は勾配の緩やかな平地であるため、島内の集落が海岸に沿って形成発達している。

島の中央には標高758mの三原山がそびえ、全島面積の約7割は山林原野となっている。また、島の97%が自然公園法の規制区域のため、自然景観や生態系は保護されている。

気候は、黒潮の影響により気温の年較差・日較差が小さい温暖多湿な海洋性気候である。年平均降水量は約2,800mmと多雨である。風向は北東・西・南西が卓越し、日最大風速10m/s以上の強風日数は年間の3分の1に達する。台風は年平均で2個から3個が接近する。



伊豆大島と周辺の地理

## 人口

大島町の人口は、昭和27年に13,000人を記録し、昭和40年代には、離島ブームによる観光の活性化や、オイルショック等によるUターン現象で、一時増加傾向を示したが、その後、不況による観光の停滞などで、昭和50年頃より減少傾向が続いている。また、大島町の65歳以上の人口は、全人口の35.5%（平成27年1月時点）を占め、少子高齢化が進んでいる。

災害が発生する直前の平成25年9月末時点の人口は、大島町には8,365人となっている。各地区の世帯数と男女別人口の割合は下表のとおりである。

平成25年9月末時点の男女別人口・世帯数

| 地区名  | 世帯数   | 男     | 女     | 人口計   |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 元町   | 1,486 | 1,336 | 1,343 | 2,679 |
| 北の山  | 787   | 685   | 754   | 1,439 |
| 岡田   | 450   | 413   | 441   | 854   |
| 泉津   | 223   | 194   | 199   | 393   |
| 野増   | 236   | 196   | 190   | 386   |
| 間伏   | 91    | 77    | 88    | 165   |
| 差木地  | 690   | 574   | 527   | 1,101 |
| クダッチ | 394   | 368   | 299   | 667   |
| 波浮港  | 478   | 382   | 299   | 681   |
| 合計   | 4,835 | 4,226 | 4,139 | 8,365 |



伊豆大島内の集落の位置

東京都大島支庁「管内概要（平成28年度版）」より

## 産業

### 大島町の産業の特徴

産業別人口でみると、かつてはその半数以上を占めていた農業、水産業の第一次産業に代わり、近年は、サービス業や卸・小売業が増加し、今や第三次産業の構成比は全体の8割近い数字になっている。

平成22年度時点の大島町産業別人口は下表のとおりである。

平成22年産業別人口

| 産業大分類       | 総数（人） | 構成比（％） |
|-------------|-------|--------|
| 第一次産業       | 295   | 7.1    |
| 農林業         | 192   | 4.6    |
| 水産業         | 103   | 2.5    |
| 第二次産業       | 664   | 16.0   |
| 鉱業          | 1     | 0.0    |
| 建設業         | 544   | 13.1   |
| 製造業         | 119   | 2.9    |
| 第三次産業       | 3,180 | 76.7   |
| 卸・小売業       | 567   | 13.7   |
| 金融・不動産業     | 87    | 2.1    |
| 運輸通信業       | 177   | 4.3    |
| 電気・ガス・サービス業 | 2,016 | 48.6   |
| 公務          | 333   | 8.0    |
| 分類不能        | 5     | 0.1    |
| 合計          | 4,144 | 100.0  |

### 農業

大島町は、海洋性の温暖な気候を利用して、「花卉類」の栽培が盛んである。近年では、農産物直売所「ぶらっとハウス」が建設され、島内農産物やアイスクリーム、牛乳、バターなどの販売が行われている。国や都の援助により農業経営の向上が図られているが、後継者不足という問題も抱えている。

農家の戸数・経営耕地面積の推移は次表のとおりである。

農家戸数・経営耕地面積

| 年     | 農家戸数<br>(戸) | 経営耕地面積 (ha) |     |
|-------|-------------|-------------|-----|
|       |             | 畑           | 果樹園 |
| 平成17年 | 193         | 84          | 2   |
| 平成22年 | 194         | 82          | 11  |
| 平成27年 | 143         | 75          | 5   |

### 水産業

日本でも有数の好漁場を近海に持つ大島町は、恵まれた漁業環境にあり、採貝や伊勢えび漁に従事する漁業者が多いが、今後は年々減少する水産資源に対応するため、栽培漁業を計画的に進め漁業経営の安定化を目指しているところである。また、新鮮な魚介類や海の特産物の販売所「海市場」も建設され、地元住民や観光客に利用されている。



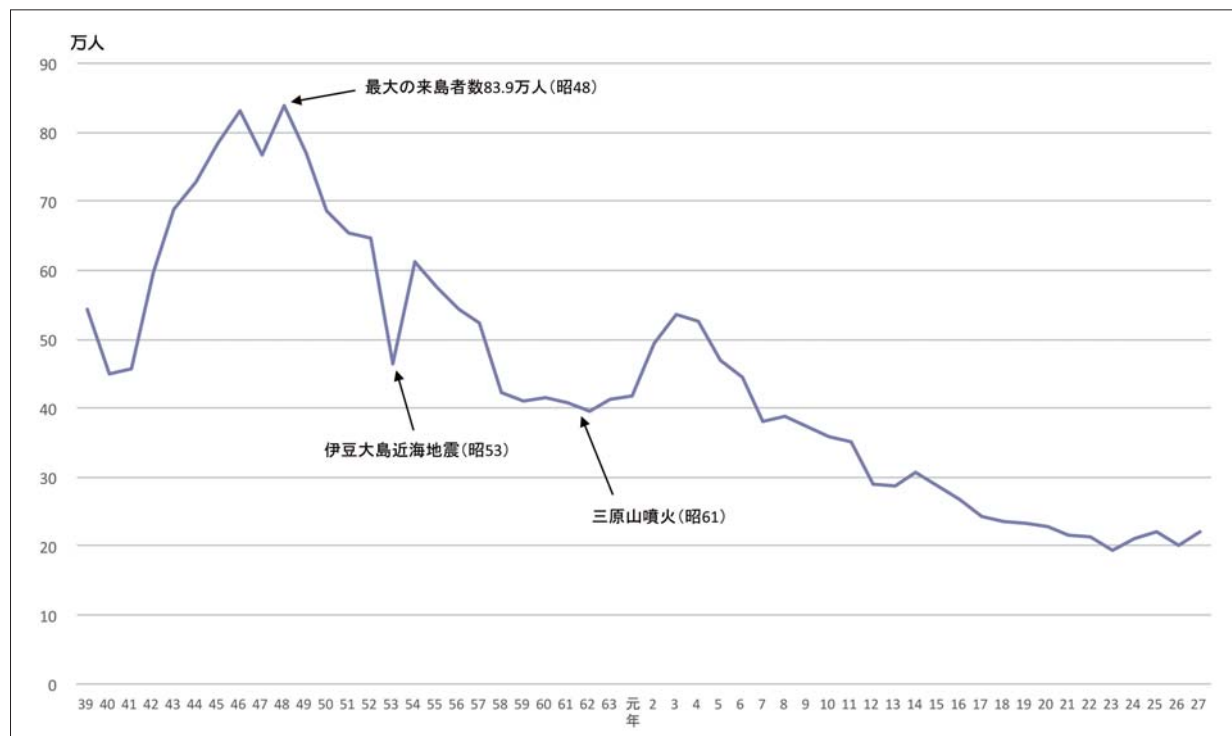
伊勢海老の水揚げの様子

### 観光業

昭和のはじめから、椿・あんこ・三原山で代表される観光地として、親しまれてきた大島は、昭和40年代の離島ブームをきっかけに、来島者が一挙に84万人と急増した。これを機に民宿も増加したが、昭和48年をピークに来島者は減少傾向にある。

平成14年4月には超高速船、同年10月にはジェット機の就航で、都内へのアクセスが大きく変わり、多少の増加が見え始めたが、大幅な伸びには至らず、現在は停滞状態にあるといえる。

従来の椿・あんこ・三原山と夏の海水浴を中心とした観光から、年間を通して「行ってみたい」「また行きたい」「住んでみたい」と思われるような観光産業づくりが期待されているところである。



昭和39年から平成27年までの来島者数の推移

Part  
02

## 過去の主な災害

## 昭和 33 年狩野川台風

昭和 33 年（1958 年）9 月 21 日に、グアム島の東海上で発生した台風 22 号（通称、「狩野川台風」。）は、9 月 26 日 21 時頃に伊豆大島に最も接近した。この台風により大島では、最大風速 36.0m、最大瞬間風速 50.2m、総降水量 448.3mm を観測した。

この影響で、外輪山山ろくから山津波（土石流）が発生し、元町では、全壊 55 戸、半壊 49 戸、浸水 42 戸の被害を受けた。人的被害は、死者 1 名、行方不明 1 名、重軽傷 53 名であった。



狩野川台風の被害の様子

## 昭和 40 年元町大火

昭和 40 年（1965 年）1 月 11 日 23 時 10 分に、元町にあった寿司店より出火。約 5 分後に連絡を受けた町は、ただちに消防団を向かわせたが、先頭部隊が現場に到着したときには、出火元の建物から隣接建物に延焼している状況だった。当日は最大瞬間風速 36.2m を観測し、23 時 30 分に強風波浪注意報が発表されるほどの強風が吹いていた。

強風に煽られた火の手はみるみるうちに勢いを増し、またたく間に燃え広がっていった。当時、町は、消火に努める一方、待避所を町内 4 箇所に設置し、住民を避難させるなど救助にあたり、その結果人的被害は皆無であった。

火災は、翌 12 日 06 時 45 分に鎮火した。焼失面積は 16 万 5,000㎡にわたり、住家・非住家合わせて 586 棟 420 戸が被害を受け、り災世帯は 408 世帯 1,273 人にのぼった。災害救助法も適用され、り災者には応急仮設住宅も提供された。



元町大火の様子

## 昭和 61 年三原山噴火

昭和 61 年（1986 年）11 月 15 日に三原山の山頂で噴火がはじまった。その 4 日後の 11 月 19 日には火口から溶岩が溢れ出たが、20 日にはこの溶岩流出はほぼ停止し、火山活動は鎮静化した。

その翌日、事態が大きく動いた。11 月 21 日 16 時頃、カルデラ内で噴火が始まり、爆発とともに黒煙や火柱が上がり、割れ目噴火が発生するとともに、地震も頻発し、住民の不安を掻き立てた。

11 月 21 日の噴火をきっかけに、町は 17 時 22 分に「大島町三原山噴火災害対策本部」を設置し、17 時 57 分に岡田地区、

泉津地区に避難指示を発令し、20 時過ぎには島内全地域に避難指示を発令した。22 時 50 分には、全島民の島外避難を決定し、船舶による避難が始まった。

島外避難が完了したのは翌日の早朝 06 時であり、最初に避難指示が発令されてから 12 時間という短時間での約 1 万人の島外避難が完了した。

およそ 1 か月後の 12 月 19 日に、町は避難指示を解除し、島民の帰島が始まった。



三原山噴火の様子（気象庁提供）

Part 03

土砂災害発生当時における大島町の防災体制・防災対策

大島町の災害対応体制

防災計画・マニュアル

1959 年の伊勢湾台風を契機に定められた災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）では、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、市町村は「地域防災計画」を策定することと定められている。

土砂災害当時、同法に基づいて町は「大島町地域防災計画（平成 20 年修正）」を策定していた。また、町職員には、災害時に職員がとるべき行動を簡潔にまとめた「大島町職員防災ハンドブック」も配付されていた。なお、地域防災計画については、国の中央防災会議が設置した「南海トラフの巨大地震モデル検討会」の第一次報告（平成 24 年 3 月公

表）において、大島町で想定される最大の津波が 16.2 m とされたことを受けて、平成 24 年度から修正作業に着手していた。一方、自主防災組織など住民向けには、各種災害に関する基礎知識や、災害時における行動指針などを示した「防災手帳（平成 19 年 3 月）」が作成・配布されていた。



地域防災計画やマニュアル等

町職員の配備態勢

大島町地域防災計画では、災害が発生もしくは発生のおそれがある場合の町職員配備態勢として、下表のとおり 4 種類の非常配備態勢とその動員態勢が定められていた。

町の非常配備態勢・動員態勢

| 非常配備態勢の種別                                                                                                                                                                                                             |                                                                          |                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 配備態勢                                                                                                                                                                                                                  | 時 期                                                                      | 態 勢                                                                    |
| 第 1 非常配備態勢                                                                                                                                                                                                            | おおむね 24 時間後に災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき                 | 各種災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他の災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢 |
| 第 2 非常配備態勢                                                                                                                                                                                                            | おおむね 12 時間後に災害が発生するおそれがある場合、もしくは局地災害が発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき | 第 1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢                                    |
| 第 3 非常配備態勢                                                                                                                                                                                                            | 事態が切迫し、管内の数箇所ですべて災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき | 数箇所での災害に直ちに対処できる態勢                                                     |
| 第 4 非常配備態勢                                                                                                                                                                                                            | 災害が発生し、第 3 非常配備態勢では対処できない場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき                 | 本部の全力をもって対処する態勢                                                        |
| 動員態勢                                                                                                                                                                                                                  |                                                                          |                                                                        |
| 非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りではない。<br>(1) 第 1 非常配備態勢は、課長級の職にある職員、各出張所長及びこれに準ずる職員以上の職員とする。<br>(2) 第 2 非常配備態勢は、同上のほか、係長級の職にある職員。<br>(3) 第 3 非常配備態勢は、同上のほか、男子職員全員とする。<br>(4) 第 4 非常配備態勢は、全職員とする。 |                                                                          |                                                                        |

## 災害対策本部の設置基準

災害時、行政機関は、情報収集をはじめ、さまざまな活動を、組織が一丸となって実施する必要がある。「災害対策本部」を設置することにより、組織体制を平常時の体制から災害対応体制へと切り替え、災害への対応を行っていく。町でも、地域防災計画で次のように災害対策本部の設置基準が定められていた。

町災害対策本部の設置基準等

### ■町災害対策本部の設置基準

暴風雨、高潮、地震（予知）、津波、火山噴火等の大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害に発展するおそれがある場合で、町が総力をあげて対策にあたる必要がある場合

### ■町災害対策本部の指揮

町本部の指揮は、町本部長（町長）の権限により行われるが、町本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位により、副本部長が町本部長の職務を代理するものとする。

- 第1順位 副町長
- 第2順位 教育長
- 第3順位 総務課長

## 避難勧告・指示等の基準

避難勧告、避難指示の発令基準については、地域防災計画に「一般基準」として次のように定められていた。

避難指示等の基準

- (1) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- (2) 大雨による泥流、土石流及び山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき
- (3) 地震及び噴火の発生により落石、津波、また噴石、降灰、溶岩の流出等のおそれがあるとき
- (4) 土砂災害警戒情報が発表され、町長が必要と判断したとき
- (5) その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

町として避難指示等を発令した事例としては、昭和61年伊豆大島噴火災害時の全島避難の事例がある。しかし、災害対策本部の設置と同様に、記録の残る平成22年度以降、土砂災害発生までの間に、町が避難指示等を発令した実績はない。ただし、台風接近や大雨の際には、避難所へ町職員を配備し、自主避難の受け入れを実施していた。

## 住民への情報伝達体制

住民への情報伝達手段として、防災行政無線の屋外子局が設置されていたほか、昭和61年の噴火災害を受けて戸別受信機も配備されていた。なお、戸別受信機については、東日本大震災を受けて新たに配布しなおすこととなり、平成24年度には主に海岸沿いの世帯を対象に配布し、土砂災害の発生した平成25年度には残る世帯及び公共施設・民間施設を対象に配布しているところだった。

## 土砂災害警戒区域等の指定状況

### 土砂災害危険箇所の指定状況

東京都は、平成11～14年にかけて土石流危険渓流などの土砂災害危険箇所に関する調査を実施して、その結果をとりまとめた「東京都土砂災害危険箇所マップ」を作成し、各市町村に通知した。

大島町に関しては、このマップはA3版7枚に分割して示されており、ここから今回の土砂災害の被災範囲を抽出し貼り合わせると、次ページに示す図のとおりとなる（一部、地図表題により隠される部分あり）。これによると、大金沢及び八重沢の堆積工（砂防ダム）より下流部分が土石流危険箇所と示されているものの、両者に挟まれた御神火スカイ



災害当時使用していた東京都 土砂災害危険箇所マップにおける危険箇所の範囲  
（「東京都 土砂災害危険箇所マップ」の「大島町 土砂災害危険箇所図」の（図 1/7）（図 5/7）をもとに、一部加筆して作成）

ライン周辺及び神達地区は危険箇所となっていなかった。

### 土砂災害警戒区域等の指定状況

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、国の定めた基本指針に基づいて、都道府県が基礎調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定することとなっている。そして、市町村は、これら指定された区域について、情報伝達・警戒避難体制等の整備を行うとされている。

しかし、土砂災害が発生した平成 25 年 10 月時点では、大島町における基礎調査は開始されておらず、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は指定されていなかった（今回の土砂災害を受け、平成 27 年 6 月に指定）。

## 大島町四者懇談会等における防災対策の推進

大島町では、昭和 61 年の噴火前より町及び関係機関が防災対策に関して連携する体制

として、「大島町四者懇談会」及びその「実務担当者会議」が設置されていた。前者は、町・大島支庁・大島警察署・気象庁大島測候所（測候所無人化後は気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所（以下、火山防災連絡事務所という。))の長で構成されている。また後者は、この大島町四者懇談会の下に設置された会議体で、4 機関の実務担当者（各機関 1 ～数名）が四半期に 1 回集まり、防災対策等に関する情報共有・意見交換などを行っていた。

平成 24 年 4 月、この実務担当者会議を再編成し、新たに消防本部、消防団もメンバーに加えて拡充した「大島町防災実務者会議」が、大島町防災会議の下部組織として設置された。この新たな実務者会議では、平成 24 年 3 月に公表された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」第一次報告において大島町で想定される最大の津波高が 16.2 m と示されたことを受けて、平成 24 年度から島内各地区の現地調査を実施して、津波に備えた集合場所・避難場所・避難経路の確認などを行っていた。

## 防災訓練の実施状況

土砂災害発生前の平成 22 ～ 24 年度における防災訓練の実施状況は下表のとおりである。

防災訓練の実施状況

| 年度       | 実施状況                                                                                                                                                                                             |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 22 年度 | <p>11 月 19 日、町職員約 50 人が参加し、情報伝達訓練を実施。</p> <p>* 想定：伊豆大島近海における大規模地震発生、津波注意報発表</p> <p>* 勤務時間外（早朝）の災害発生で緊急参集したことを想定した図上演習</p>                                                                        |
| 23 年度    | 実施なし                                                                                                                                                                                             |
| 24 年度    | <p>11 月 21 日、町職員、消防職員・消防団、学校関係者、住民等 3,152 人が参加。地震・津波を想定し、海岸付近の住民が集合場所までの避難時間を計測。</p> <p>防災行政無線・広報車等による災害広報活動訓練のほか、3 箇所の小学校校庭を会場とした住民避難誘導訓練、避難所開設訓練、模擬援護者の安否確認訓練、救急・搬送訓練、初期消火訓練、非常炊き出し訓練等を実施。</p> |



## 第2章 災害概要



Part  
01

## 気象状況

## 台風、雨の状況

## 台風の動き

平成 25 年（2013 年）10 月 11 日にマリアナ諸島付近で発生した台風 26 号は、発達しながら北北西に進み、15 日午前以南大東島の東の海上で進路を北東に変えた。16 日未明に強い勢力を維持したまま伊豆大島に最接近し、その後、房総半島をかすめ同日 15 時に三陸沖で温帯低気圧となった。

## 降雨の状況

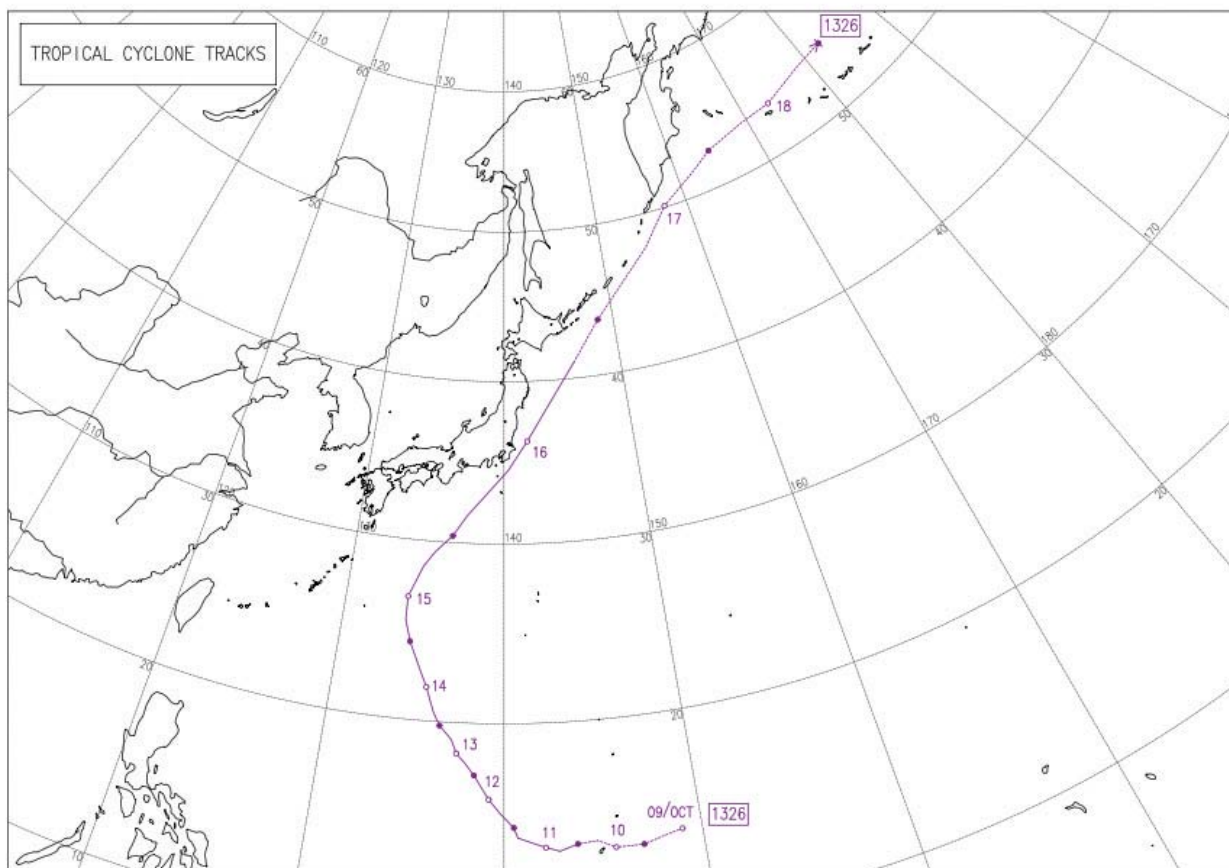
台風 26 号の接近に伴い、10 月 16 日未明から伊豆大島では激しい雨となった。大島元町では、1 時間に 122.5mm の猛烈な雨

が降り、24 時間降水量では、824.0mm を記録した。1 時間降水量及び 24 時間降水量は、観測史上 1 位の値を更新した。824mm という値は、大島町の 10 月の平年の降水量（329mm）の約 2.5 倍にあたるものであった。

## 警報等の状況

## 気象警報の発表状況

10 月 15 日の 17 時 38 分に大雨警報（土砂災害、浸水害）と洪水警報が発表され、同日 21 時 21 分に暴風警報と波浪警報も発表された。警報は徐々に解除され、17 日 21 時 22 分に大雨警報が解除となることで、警報は全て解除された。各警報の発表及び解除時間は、次表のとおりである。



台風 26 号の進路図（気象庁 HP）

大島町に発表された気象警報の発表時間及び解除時間

| 警報発表時刻         | 気象警報の種類        |               |      |      |
|----------------|----------------|---------------|------|------|
|                | 大雨警報<br>(土砂災害) | 大雨警報<br>(浸水害) | 暴風警報 | 波浪警報 |
| 10/15<br>17:38 | ●              | ●             | -    | -    |
| 10/15<br>21:21 | ○              | ○             | ●    | ●    |
| 10/16<br>00:33 | ○              | ○             | ○    | ○    |
| 10/16<br>05:18 | ○              | ○             | ○    | ○    |
| 10/16<br>05:44 | ○              | ○             | ○    | ○    |
| 10/16<br>06:30 | ○              | ▼             | ○    | ○    |
| 10/16<br>08:13 | ○              | -             | ○    | ○    |
| 10/16<br>11:58 | ○              | -             | ▼    | ○    |
| 10/16<br>17:34 | ○              | -             | -    | ▼    |
| 10/16<br>23:08 | ○              | -             | -    | -    |
| 10/17<br>05:28 | ○              | -             | -    | -    |
| 10/17<br>11:15 | ○              | -             | -    | -    |
| 10/17<br>17:47 | ○              | -             | -    | -    |
| 10/17<br>21:22 | 解              | -             | -    | -    |

●：発表、○：警報継続、▼：警報から注意報、解：解除

その他気象情報等の発表状況

気象警報以外にも大島町では、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒情報が発表された。それぞれの発表状況は下表のとおりである。

大島町に発表された記録的短時間大雨情報の状況

| 発表日時        | 情報内容                                    |
|-------------|-----------------------------------------|
| 10/16 02:32 | 02:20 大島元町で 101mm                       |
| 10/16 03:47 | 03:00 大島町付近で約120mm<br>03:30 大島元町で 118mm |
| 10/16 04:50 | 大島元町で 108mm                             |

土砂災害警戒情報の発表状況

| 号   | 発表日時           | 警戒対象地域                                             | 警戒解除地域                     |
|-----|----------------|----------------------------------------------------|----------------------------|
| 第1号 | 10/15<br>17:48 | 三宅村                                                |                            |
| 第2号 | 10/15<br>18:05 | 大島町*<br>三宅村                                        |                            |
| 第3号 | 10/16<br>00:10 | 大島町*<br>新島町*<br>三宅村                                |                            |
| 第4号 | 10/16<br>02:35 | 大島町*<br>利島村*<br>新島村、三宅村                            |                            |
| 第5号 | 10/16<br>05:50 | 品川区*<br>大田区*<br>北区*<br>大島町、利島村、<br>新島村、三宅村         |                            |
| 第6号 | 10/16<br>06:10 | 台東区*<br>品川区、大田区、<br>北区、荒川区*<br>大島町、利島村、<br>新島村、三宅村 |                            |
| 第7号 | 10/16<br>10:55 | 大島町、利島村、<br>新島村、三宅村                                | 台東区、品川区、<br>大田区、北区、<br>荒川区 |
| 第8号 | 10/16<br>13:40 | 大島町                                                | 利島村、新島村、<br>三宅村            |
| 第9号 | 10/17<br>21:15 | (全警戒解除)                                            | 大島町                        |

\*印は、新たに警戒対象となった市区町村を示す

Part  
02土砂災害等の  
発生状況

## 土砂災害の発生状況

10月16日の02時から03時頃、元町地区上流域の大金沢を中心とした溪流において、流木を伴った土石流が発生した。

各地点の被害状況は下表のとおりである。

土砂災害の発生状況

| 被害箇所    | 状況                          |
|---------|-----------------------------|
| 長沢      | 比較的面積の広い表層崩壊が発生、土砂と倒木が流下    |
| 八重沢・大宮沢 | 枝分かれした樹木のように沢の土砂が面的に流出      |
| 大金沢     | 表層崩壊が斜面の広い範囲で発生、大量の土砂と倒木が流下 |

## 土砂や流木の堆積状況

大金沢流域では、広い範囲で発生した土砂や流木が、神達地区付近や下流流路沿いに河口付近まで堆積した。しかし、土砂を溜める堆積工によって、上流からの下流への土砂や流木の一部をくい止めることができた。

大金沢における土砂・流木の状況

|                    | 土砂 (m)  | 流木 (m) |
|--------------------|---------|--------|
| 大金沢本川堆積工<br>上流域生産量 | 175,000 | 13,600 |
| 本川堆積工下流域<br>への流出量  | 118,400 | 10,800 |



元町地区の土砂災害発生前後

## 山地災害の発生状況

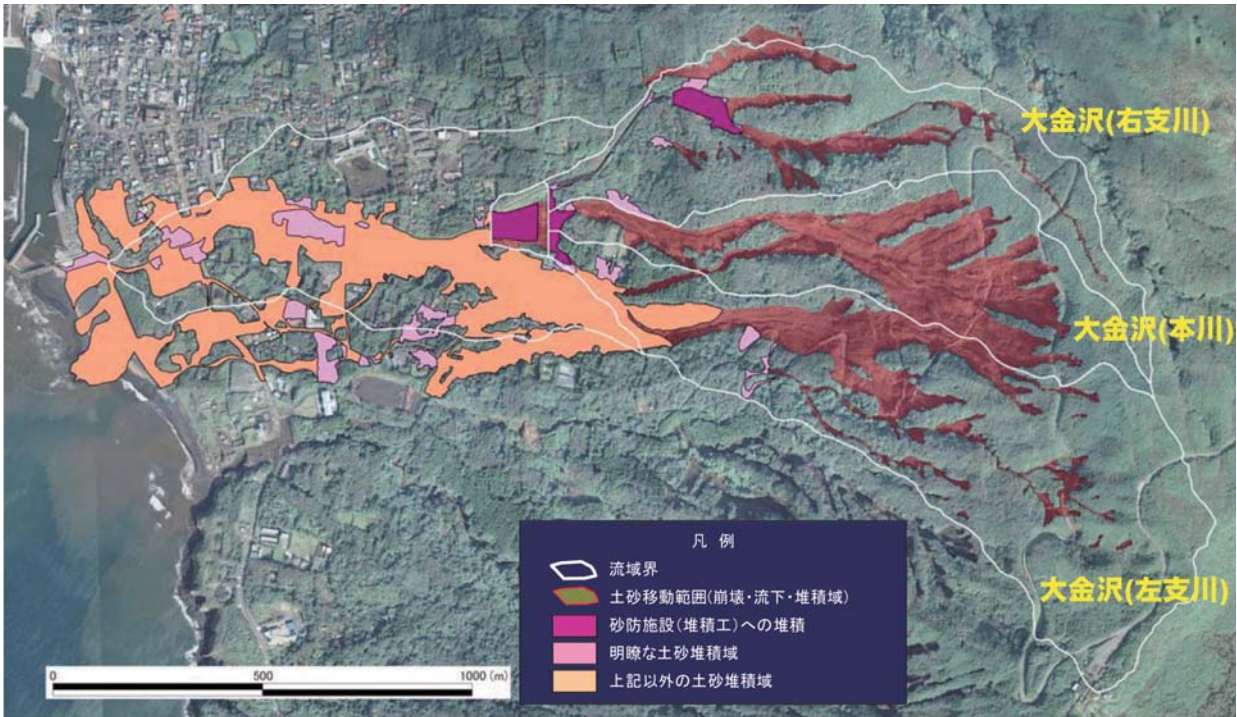
泉津地区では、森林区域内で山腹が崩壊し、道路、集落、溪流に土砂が流出した。また、岡田地区、波浮地区、元町地区でも同様に、森林区域内において山腹崩壊が起こり、道路、集落、漁港等に土砂が流出した。

各地区の被害箇所数は下表のとおりである。

山地災害の発生状況

| 地区名 | 被害箇所数 |
|-----|-------|
| 元町  | 4箇所   |
| 泉津  | 3箇所   |
| 岡田  | 3箇所   |
| 波浮  | 1箇所   |
| 計   | 11箇所  |

(大島の応急復旧に向けた取組について 平成 25 年 12 月 東京都)



土砂・流木の流下実態（伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書より）

Part  
03

## 被害状況

## 被害概要

台風 26 号に伴う土砂災害は、多くの死者・行方不明者等の人的被害を発生させ、家屋やインフラへも大きな被害を与えた。今回の災害による被害は、元町地区を中心に、岡田地区、泉津地区等広範囲に及んだ。

## 人的被害

今回の災害によって、大島町では、死者・行方不明者は合わせて 39 名、負傷者 22 名の被害が発生した。死者は、全て元町地区で発生している。また、大島町民以外の方も 3 名亡くなっている。

大島町が受けた人的被害は、下表のとおりである。

人的被害の状況 平成 26 年 7 月 31 日現在

| 死者   | 行方不明者 | 負傷者  |      |
|------|-------|------|------|
|      |       | 重傷者  | 軽傷者  |
| 36 名 | 3 名   | 10 名 | 12 名 |

## 避難者

台風 26 号による土砂災害で、住宅に被害を受けた住民や観光客等が避難し、大島町は、役場併設の大島町開発総合センター（以下、「開発総合センター」という。）を避難所として開設した。また、10 月 19 日の大雨警報発表による避難勧告、さらに台風 27・28 号の接近による避難指示の発令を受けて、避難所を増やして対応した。

避難所の開設状況と避難者数の推移は下表のとおりである。

避難所・避難者数の推移

| 日付    | 避難所開設数(箇所) | 避難者数(人) |
|-------|------------|---------|
| 10/16 | 1          | 42      |
| 10/17 | 1          | 33      |
| 10/18 | 1          | 33      |
| 10/19 | 7          | 1,017   |
| 10/20 | 7          | 677     |
| 10/21 | 5          | 112     |
| 10/22 | 4          | 69      |
| 10/23 | 4          | 61      |
| 10/24 | 2          | 28      |
| 10/25 | 11         | 1,374   |
| 10/26 | 7          | 753     |

## 建物被害

建物被害は、土石流の直撃を受けた神達地区をはじめ、溪流沿いの元町地区に集中し発生した。建物被害は、下表のとおりである。

平成 25 年伊豆大島土砂災害による大島町の建物被害(棟)  
平成 26 年 7 月 31 日現在

|        | 全壊  | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 合計  |
|--------|-----|-------|----|------|-----|
| 被災住宅   | 50  | 11    | 16 | 77   | 154 |
| 被災家屋   | 87  | 17    | 33 | 109  | 246 |
| 建物被害合計 | 137 | 28    | 49 | 186  | 400 |
| 被災世帯数  | 61  | 12    | 19 | 87   | 179 |
| 被災人数   | 114 | 23    | 28 | 159  | 324 |

※表中の「被災住宅」とは、主たる居住家を指し、「被災家屋」とは、別荘、倉庫等を指す。

※被災世帯数は、被災住宅における世帯数である。



被害を受けた家屋（10 月 16 日）（大島社会福祉協議会提供）

## 公共施設の被害

### 道路・港湾の被害

土砂や流木の堆積あるいは土砂の流入によって、島内の都道や町道は被害を受けた。被害箇所や被害内容等については、下表のとおりである。

道路の被害状況

| 道路区分 | 被害箇所                  | 被害内容                |
|------|-----------------------|---------------------|
| 都道   | 都道大島循環線<br>(野増地区)     | 土砂、流木の堆積、<br>路肩等の崩落 |
| 町道   | 出払1号線                 | 土砂の流入、<br>路肩等の崩落    |
|      | 岡田泉津黒汐線               |                     |
|      | 元村三原山線<br>(御神火スカイライン) |                     |
|      | 元町漁港線                 |                     |
|      | 新高沢湯の浜線               |                     |
|      | 橋の本牧場線                |                     |
|      | 込内水之本線                |                     |
|      | 新郷開拓1号線               |                     |
|      | 峠伊東無線                 |                     |
|      | 湯場三原山線                |                     |

元町港、岡田港を始めとする島内7港においても、岸壁や道路等陸上部に、土砂や流木が堆積するという被害が発生した。

元町港、元町漁港及び元町漁港の海岸では、山から流出した土砂や流木によって海中が塞がれるという被害も発生した。

岡田漁港では、斜面が崩壊し、道路が埋塞した。

各施設の被害状況は下表のとおりである。

港湾の被害状況

| 被害箇所         | 被害内容                                    |
|--------------|-----------------------------------------|
| 元町港、<br>元町漁港 | ・土砂や流木の堆積<br>・山から流出した土砂や流木の海中への流れ込み及び埋塞 |
| 岡田漁港         | ・土砂や流木の堆積<br>・斜面崩壊による道路埋塞               |
| 岡田港          | ・土砂や流木の堆積                               |
| 波浮港          |                                         |
| 野増漁港         |                                         |

### 教育施設等の被害

第一中学校、第二中学校において、施設が一部損壊するなどの被害が発生した。また、弘法浜プール、弘法浜遊泳場、湯の浜遊泳場において、土砂が流入する被害が発生した。各施設の被害状況は下表のとおりである。

教育施設等の被害状況

| 施設名    | 被害内容                      |
|--------|---------------------------|
| 第一中学校  | テニスコートでコンクリート<br>ブロック壁が倒壊 |
| 第二中学校  | 駐輪場で、屋根等が破損               |
| 弘法浜プール | 施設損壊、土砂の流入                |
| 弘法浜遊泳場 | 土砂の流入                     |
| 湯の浜遊泳場 |                           |

## ライフラインの被害

災害発生直後から、電気、水道が被害を受け、停電、断水が発生した。それぞれの被害は下表のとおりである。

島内の停電状況

| 被害ピーク日時  | 被害件数 | 全面復旧完了日 |
|----------|------|---------|
| 10/18～20 | 110  | 10/30   |



土砂・倒木流下による電柱倒壊（10月16日）  
（気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所提供）

島内の断水状況

| 被害ピーク日時 | 被害件数                  | 全面復旧完了日 |
|---------|-----------------------|---------|
| 10/16   | 約3,000世帯<br>(約5,000人) | 11/2    |

大島町内の水道施設では、導水施設（取水地から浄水施設までの管等）、送水施設（浄水施設から受水地への管、調整池等）、配水施設（各家庭への配水管、配水池等）に被害

があった。

大島町内の被害箇所は下表のとおりである。

島内の水道施設の被害状況

| 地区名      | 被害概要          |
|----------|---------------|
| 泉津       | 送水施設 管接合部の破損  |
| 岡田       | 導水施設 管の埋没     |
| 元町（湯の浜橋） | 配水施設 管の破損     |
| 元町（丸塚橋）  | 送水及び配水施設 管の破損 |
| 峠東地区     | 配水施設 管の破損     |
| 峠西地区     | 配水施設 管の破損     |

## 農林業被害

農林業では、農地、農業施設、農作物に被害が生じた。また、林道についても被害が発生している。被害状況は、下表のとおりである。

農地、農業施設、農作物等被害

| 被害区分   | 被害概要                                                                                      | 被害金額<br>(千円) |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 農地被害   | 被害面積：200a（元町字神達）<br>被害農家数：3戸                                                              | 200,000      |
| 農業施設被害 | 栽培施設：110棟<br>栽培関連施設：2棟<br>農業機械：2台                                                         | 34,460       |
| 農作物等被害 | 被害面積<br>・アシタバ（露地）：200a<br>・ブバルディア（施設）：57a<br>・パンジー（鉢物）：1a<br>・野菜類：100a<br>・その他（花卉・切葉類）68a | 104,664      |

林道被害

| 路線名  | 開設延長（km） | 被害箇所 |
|------|----------|------|
| 泉津線  | 4.2      | 6    |
| 元町北線 | 2.0      | 14   |
| 元町南線 | 3.5      | 20   |
| 野増線  | 4.0      | 4    |
| 野伏線  | 8.0      | 1    |
| 合計   | 21.7     | 45   |

## Part 04 災害対応の経過

| 日時                | 内容                                                                                            |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月10日            | マリアナ諸島近海で台風26号が発生。                                                                            |
| 10月13日            | 台風26号が沖ノ島島近海で非常に強い勢力に発達、北北西に進む。                                                               |
| 10月15日<br>午前11:00 | 台風26号が南大東島の東の海上で進路を北東に変える。<br>【気象庁】台風26号説明会開催（大島町開発総合センター）。<br>説明会終了後に、町は10月16日の町内小中学校の休校を決定。 |
| 13:05             | 【大島町】防災行政無線で住民へ注意喚起、以降同日中に複数回放送。                                                              |
| 16:07             | 【大島町】16日午前02時に第1次非常配備態勢をとることを決定。                                                              |
| 17:38             | 【気象庁】大島町に大雨警報発表。                                                                              |
| 18:05             | 【気象庁・東京都】大島町に土砂災害警戒情報発表。                                                                      |
| 10月16日            |                                                                                               |
| 00:00             | 【大島町】最初の職員（総務課長）登庁。                                                                           |
| 00:30             | 【大島警察署】次長以下6人参集。                                                                              |
| 01:00             | 【大島町消防本部】全職員15人参集。                                                                            |
| 01:30             | 【大島町消防団】役員・各地区分団長など約120人が各詰所に参集。                                                              |
| 02:00             | 【大島町】第1次非常配備態勢。                                                                               |
| 02:20頃            | 最初の大規模な土砂災害が発生。                                                                               |
| 02:43             | 元町字神達の住宅1棟が倒壊、同住所の住宅1棟が半壊<br>(町等への最初の被害に関する通報)。                                               |
| 02:50             | 【東京電力】元町のホテル椿園から三原山までが停電と町等に情報提供。<br>【気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所】事務所職員参集。                               |
| 02:54             | 【大島町（出張所）】都道橋トンネル（泉津）付近で道路わきの土手の一部が崩れ、<br>道路をふさいでいると報告。                                       |
| 02:57             | 【大島町】第2次非常配備態勢に移行。                                                                            |
| 03:00             | 【大島支庁】総務課職員2人が支庁に参集。                                                                          |
| 03:14             | 【大島町】第3次非常配備態勢に移行、計60人体制に。                                                                    |
| 03:25             | 町役場本庁舎停電。                                                                                     |
| 03:30頃            | 元町3丁目の住民4人が役場に避難。                                                                             |
| 03:31             | 【大島警察署】署長以下署員全員招集。                                                                            |
| 03:35             | 【大島町】防災行政無線で大金沢の氾濫に対する注意を呼び掛け。                                                                |



| 日時     | 内容                                      |
|--------|-----------------------------------------|
| 10月16日 |                                         |
| 05:07  | 【大島町】防災行政無線で町役場前の道路の通行止めについて放送。         |
| 05:18  | 【大島町】災害対策本部設置。                          |
| 05:30  | 【大島町】災害対策本部会議開催。                        |
| 05:35  | 【大島町消防団】全消防団員を召集。                       |
| 05:43  | 【大島警察署】ホテル椿園の宿泊者（50人）を開発総合センター町役場に避難誘導。 |
| 07:06  | 【政府】官邸情報連絡室を設置。                         |
| 08:00  | 【大島町】役場本庁舎で給水車による応急給水活動開始（～31日）。        |
| 08:30  | 【大島警察署】ご遺体3体発見、火葬場待合室に収容。               |
| 09:00  | 【大島町】東京消防庁に応援要請。                        |
| 09:26  | 【警視庁】応援第1陣（特殊救助隊員6人）派遣。                 |
| 10:00  | 【総務省消防庁】災害対策本部設置。                       |
| 10:20  | 【大島町】東京都を通じ自衛隊に災害派遣要請。                  |
| 10:29  | 【警視庁】応援第2陣（救助犬2頭、救助隊3人）派遣。              |
| 10:30  | 【東京消防庁】応援第1陣（救助隊28人）派遣。                 |
| 11:48  | 【警視庁】応援第3陣（救助隊6人）派遣。                    |
| 11:55  | 【総務省消防庁】緊急消防援助隊の出動要請を関係県・市に出す。          |
| 11:57  | 【自衛隊】災害派遣部隊第1陣（約10人）到着。                 |
| 12:00  | 【国土交通省】TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の第1陣を派遣。     |
| 12:28  | 【自衛隊】災害派遣部隊第2陣（人員約40人）派遣。               |
| 13:00  | 東京DMAT（都立広尾病院）派遣。                       |
| 13:03  | 【東京消防庁】応援第2陣（救助隊21人）派遣。                 |
| 13:30  | 大島町に災害救助法適用。                            |
| 14:00  | 【海上保安庁】第3管区巡視船到着。                       |
| 15:10  | 【東京消防庁】救急ヘリ到着、重傷者5名搬送。                  |
| 15:13  | 【東京消防庁】応援第3陣（救助隊10人）派遣。                 |
|        | 【東京都】（16日）東京都現地対策本部の設置。                 |
|        | 《10月16日の避難者数：42人》                       |



| 日時     | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月17日 | <p>【東京都】（12：20）都知事来島、現場視察。</p> <p>【警視庁】救出・救助部の増員、ご遺体の検視開始。</p> <p>【医療保健連絡会】町保健師、大島医療センター、島しょ保健所大島出張所等により連絡会設置、心のケアが始まる。</p> <p>【大島町】（18：00）災害対策本部会議で、台風27・28号接近に伴う二次災害の防止について検討始まる。</p> <p>【東京都】応急給水活動の支援開始。</p> <p>《10月17日の避難者数：33人》</p>                                                                                                                 |
| 10月18日 | <p>【大島社会福祉協議会】（12：00）災害ボランティアセンターを開設、ボランティアの受入開始。</p> <p>【大島町】生活再建支援業務（被害認定、り災証明の発行等）の開始。</p> <p>《10月18日の避難者数：33人》</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 10月19日 | <p>【大島町】（07：00）災害対策本部会議で、避難勧告発令時間や避難所について検討。</p> <p>【東京都】東京都による生活支援物資（食料、生活必需品等）や建設資機材（重機、土のう等）が伊豆大島に到着。</p> <p>【政府】（14：00）政府現地災害対策室を町役場に設置。</p> <p>【政府】政府調査団（団長：防災担当大臣）来島。</p> <p>【大島町】（15：30）元町地区に対し、避難準備情報を発表。</p> <p>【大島町】（17：05）元町地区に対し、避難勧告を発令。</p> <p>【大島町】（17：18）泉津地区に対し、避難勧告を発令。</p> <p>【大島町】（18：00）町内6箇所に避難所開設。</p> <p>《10月19日の避難者数：1,017人》</p> |
| 10月20日 | <p>【気象庁】（08：24）大島町に大雨警報発表。</p> <p>【自衛隊】（13：12）大島医療センターから入院患者を都立広尾病院に搬送（第1陣）。</p> <p>《10月20日の避難者数：677人》</p>                                                                                                                                                                                                                                                |



| 日時     | 内容                                                                                                                                                                                               |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月21日 | <b>【気象庁】</b> (04:10) 大雨警報を大雨注意報に引下げ。<br><b>【大島町】</b> (08:00) 避難勧告を解除。<br><b>【大島町】</b> (19:00) 台風27・28号による要配慮者の島外避難を決定。<br><b>【東京都】</b> (20人) 職員（災害対応業務に従事）派遣第1陣到着。<br>《10月21日の避難者数：112人》         |
| 10月22日 | <b>【大島町】</b> (18:00) 災害対策本部会議で、要配慮者の島外避難計画等について検討始まる。<br>《10月22日の避難者数：69人》                                                                                                                       |
| 10月23日 | (14:45) 島外避難の第1陣が船舶により避難。<br><b>【自衛隊】</b> 船舶での避難が困難な方等を航空機で輸送。<br><b>【大島町】</b> 災害対策本部会議で、10月26日からの島内避難について検討。<br>《10月23日の避難者数：61人》                                                               |
| 10月24日 | (13:00) 島外避難の第2陣が船舶により避難。<br>《10月24日の避難者数：28人》                                                                                                                                                   |
| 10月25日 | <b>【大島町】</b> (10:00) 大金沢・長沢地区に避難準備情報を発表。<br><b>【大島町】</b> (12:00) 大金沢・長沢地区に避難勧告を発令。<br><b>【大島町】</b> (15:00) 町内全地区に避難勧告を発令。<br><b>【大島町】</b> (17:20) 元町地区（一部）、泉津地区に避難指示を発令。<br>《10月25日の避難者数：1,374人》 |
| 10月26日 | <b>【大島町】</b> (15:35) 避難勧告解除（避難指示が発令されている地区は継続）。<br><b>【大島町】</b> (17:24) 避難指示解除。<br>《10月26日の避難者数：753人》                                                                                            |
| 10月27日 | <b>【政府】</b> 内閣総理大臣来島。                                                                                                                                                                            |
| 10月29日 | (15:05) 島外避難者及び付き添い者34人が帰島。                                                                                                                                                                      |
| 10月30日 | (13:45) 島外避難者及び付き添い者77人が帰島。                                                                                                                                                                      |



| 日時     | 内容                                                                                                                                              |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 11月1日  | 【大島町】東京都の教職員住宅を被災者に提供（今回は緊急避難住宅と呼ばれた）。                                                                                                          |
| 11月2日  | 【大島町】土砂災害による建物被害認定調査開始。対象家屋数 1,200 棟以上。                                                                                                         |
| 11月8日  | 「平成 25 年 10 月 15 日及び同月 16 日にかけて、<br>台風第 26 号による暴風雨により東京都大島町の区域に係る災害」が局地激甚災害に指定。<br>【自衛隊】都立広尾病院に転院していた入院患者を大島医療センターまで移送。<br>【大島町・東京都】浸水家屋の消毒等開始。 |
| 11月10日 | 【大島町】大雨・雷・強風・波浪・洪水注意報の発表により、<br>避難所開設準備差木地地区で突風による被害発生。                                                                                         |
| 11月15日 | 【大島町】町義援金配分委員会により義援金第 1 次配分決定。<br>【自衛隊】全派遣部隊・隊員撤収、撤収セレモニー開催。                                                                                    |
| 11月21日 | 【大島町】特別相談窓口開設。り災証明書集中発行開始（～ 27 日）。<br>生活再建支援に係る各種制度の受付開始。                                                                                       |
| 11月28日 | 【東京都】大島町からの要請により応急仮設住宅を建設開始。                                                                                                                    |
| 11月29日 | 【東京都】伊豆大島土砂災害対策検討委員会（第 1 回）開催。                                                                                                                  |
| 12月5日  | 【大島町】大島町災害廃棄物等処理計画策定。                                                                                                                           |
| 12月6日  | 【大島町】大島町災害復興本部開設。                                                                                                                               |
| 12月7日  | 【大島町】土砂災害への対応についての説明会開催。                                                                                                                        |
| 12月16日 | 【東京都】応急仮設住宅の基礎工事着手。                                                                                                                             |
| 12月17日 | 【大島町】大島土砂災害復興基本方針策定。                                                                                                                            |



| 日時                  | 内容                                                  |
|---------------------|-----------------------------------------------------|
| 平成 26 年<br>1 月 10 日 | 【大島町】 応急仮設住宅入居者説明会開催（～ 11 日）。                       |
| 1 月 25 日            | 応急仮設住宅への入居開始。                                       |
| 2 月 21 日            | 【大島町】 大島町復興計画策定委員会（第 1 回）開催（全 7 回）。                 |
| 2 月 28 日            | 天皇陛下御来島、応急仮設住宅御訪問。                                  |
| 3 月 31 日            | 【大島町】 災害対策本部廃止。                                     |
| 4 月 3 日             | 【大島町】 土砂災害警戒情報発表により、泉津地区と岡田地区に避難指示を発令（～ 4 日）。       |
| 4 月 22 日            | 【大島町】 大島町復興町民会議（第 1 回）開催（全 7 回）。                    |
| 5 月 9 日             | 【大島町】 伊豆大島土砂災害遺族等説明会開催（島内）（平成 28 年度までに全 2 回開催）。     |
| 5 月 11 日            | 【大島町】 伊豆大島土砂災害遺族等説明会開催（島外）（平成 28 年度までに全 3 回開催）。     |
| 6 月 3 日             | 【大島町】 町内各地区で避難計画に関する住民説明会及び地域防災連絡会開催（～ 17 日）。       |
| 6 月 5 日             | 【大島町】 大雨により、泉津地区と岡田地区に避難準備情報を発表（～ 8 日）。             |
| 7 月 10 日            | 【大島町】 台風 8 号により、全島に避難準備情報を発表（～ 11 日）。               |
| 9 月                 | 【大島町】 大島町復興計画策定。                                    |
| 10 月 5 日            | 【大島町】 台風 18 号により、泉津地区、岡田地区、元町地区、北の山に避難勧告を発令（～ 6 日）。 |
| 10 月 13 日           | 【大島町】 台風 19 号により、全島に避難準備情報を発表（～ 14 日）。              |
| 10 月 16 日           | 【大島町】 土砂災害 1 周年行事「1 周年の日」開催。                        |
| 10 月 26 日           | 【大島町】 平成 25 年伊豆大島土砂災害追悼式開催。                         |



| 日時                 | 内容                                                      |
|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 平成 27 年<br>2 月 3 日 | 【大島町】 大島町復興計画推進委員会（第 1 回）開催（全 6 回）。                     |
| 4 月 1 日            | 【大島町】 大島町行方不明者捜索協議会設置。                                  |
| 5 月 18 日           | 【大島町】 大島町行方不明者捜索協議会による合同捜索活動の第 1 回が実施。                  |
| 6 月 30 日           | 【東京都】 大島町内に「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定。 |
| 7 月 6 日            | 【大島町】 大島町メモリアル公園検討分科会（第 1 回）開催（全 4 回）。                  |
| 7 月 10 日           | 【大島町】 土砂災害ハザードマップ（暫定版）の作成と公表。                           |
| 10 月 1 日           | 【大島町】 土砂災害ハザードマップ（確定版）の作成と公表。                           |
| 10 月 16 日          | 【大島町】 平成 25 年伊豆大島土砂災害追悼式開催。                             |
| 10 月 17 日          | 平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会（第 1 回）開催（全 5 回）。                |
| 11 月               | 【大島町】 大島町土砂災害避難計画策定。                                    |
| 平成 28 年<br>2 月 1 日 | 町営（復興）住宅（岡田地区）の入居開始。家の上地区の入居は 4 月 1 日より開始。              |
| 3 月                | 応急仮設住宅の閉鎖。                                              |
| 3 月 28 日           | 平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書提出。                           |
| 3 月 30 日           | 【大島町】 平成 25 年伊豆大島土砂災害復旧・復興状況住民説明会。                      |
| 6 月 13 日           | 【大島町】 応急仮設住宅があった北の山地域センターグラウンドを復旧。                      |
| 10 月 16 日          | 【大島町】 平成 25 年伊豆大島土砂災害追悼式開催。                             |
| 10 月 26 日          | 【大島町】 大島町メモリアル公園の実施設計中間報告会開催。                           |



## 第3章 初動・応急対応期

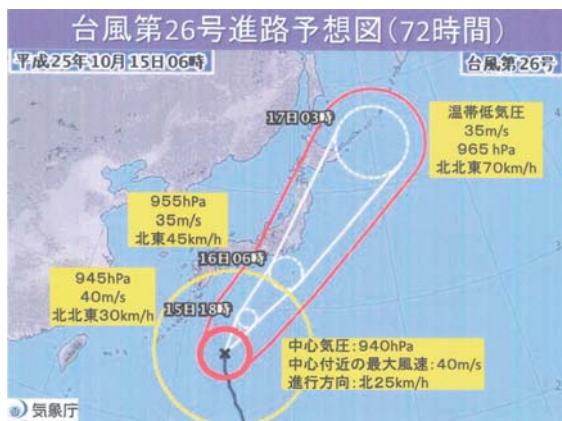


## Part 01 町の体制

### 土砂災害の発生前

台風 26 号の発生・接近に伴う気象情報は、13 日頃から出ており、町としても台風に関する情報収集を行っていた。

平成 25 年 10 月 15 日 11 時に、気象庁の呼び掛けで、「台風説明会」が開催された。台風の襲来が予想される時に開催されるもので、この時も役場 1 階の会議室に、町職員、東京都大島支庁、警察署、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所、消防本部など関係機関の担当者が集まり、気象庁予報部による台風に関する説明や情報の共有が行われた。



台風説明会で気象庁予報部から示された資料（抜粋）

町は、それまでの気象情報や台風説明会を踏まえ、特に風と波への警戒が必要と判断し、町の防災行政無線の放送により全島に注意喚起を行うとともに、役場としては、あらかじめ定められていた計画に基づき、16 日 02 時に、主に課長級の職員の参集となる第 1 次非常配備をとることを決定していた。

町は、その後 15 日 17 時頃に再度、防災行政無線により暴風、高波への警戒、及び町道の通行止めに関する放送を行った。

17 時 25 分には、東京都気象情報第 4 号、

18 時 05 分には東京都土砂災害警戒情報第 2 号が発表された。この情報は 18 時 09 分に東京都夜間防災連絡室よりファクスで町役場に届いていたが、町職員は 16 日 02 時の参集に備えて、既に退庁していた時間帯であった。

10 月 16 日零時頃には、第 1 次非常配備につく町職員が役場本庁や各出張所等に参集し始めていた。

10 月 16 日 02 時の本庁・出張所等の体制

| 場所     | 人数（人） |
|--------|-------|
| 役場本庁   | 13    |
| 泉津出張所  | 3     |
| 北の山出張所 | 3     |
| 岡田出張所  | 3     |
| 野増出張所  | 2     |
| 差木地出張所 | 5     |
| 波浮港出張所 | 3     |
| 北の山浄水場 | 1     |
| 南部浄水場  | 1     |
| 消防本部   | 15    |
| 消防団    | 120   |

### 災害対策本部の設置

#### 困難だった状況の把握

16 日 02 時 20 分から 30 分頃には、最初の大規模な土砂災害が発生していた。

02 時 40 分頃から、町には、土砂災害の発生を伝える住民等からの通報、救助要請などの情報が断片的に入り始め、町職員も被害の発生について認識するようになっていた。

本来、災害時などでは、いち早く現場確認等を行う地域整備課では、この時も被害状況確認のため職員を出動させたが、道路の冠水などがひどく、ほとんど現場にたどり着くことができなかったという。

03 時 25 分には、町役場庁舎も停電し、

業務のパソコンの電源が切れ、これまで整理してきた被害等の情報やデータが消失してしまった。非常用電源も作動したが、役場の一部でしか接続されておらず、全庁的に電源を使うことができなかった。

## 体制の強化

土砂災害の発生が夜間であり、また激しい豪雨のなかで、町としても、正確な被害状況の把握は難しかった。それでも、住民等からの通報や気象庁からの情報などにより、町職員の間でも、配備態勢のさらなる強化が必要だと判断され、02時57分に第2次非常配備態勢（係長級の男性職員）、03時14分には第3次非常配備態勢（男性職員全員）と、配備態勢の増強を図っていった。

この間も、被害に関する情報や救助要請、行方不明者情報が続々入ってきていた。16日05時18分には、教育長を本部長とする大島町災害対策本部が設置された。

05時30分には、最初の災害対策本部会議が開催され、各課長級の本部員のほか、消防長、消防団長も参加して、それまで寄せられていた被害情報などが住宅地図等に整理されていった。



災害対策本部の様子（気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所提供）

## 関係機関による合同会議

16日09時26分には警視庁特別救助隊、10時30分には東京消防庁など防災関係機関が続々島内に入ってきた。

町をはじめとする地元機関と島外からの応援機関が協議や活動調整を行うため、町役場の災害対策本部の隣室では、関係機関による合同の会議が開催されていた。

この合同会議には、内閣府や自衛隊など国の機関や、東京消防庁、警視庁、東京電力など、外部からさまざまな機関が参加していた。

合同会議は、毎日朝夕2回行われ、救助活動の状況や住民の避難状況などが相互で確認され、被害状況などが地図等に整理されていった。ここで協議されたことは、町の災害対策本部にもすぐに報告されていた。



合同会議の様子（気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所提供）



合同会議の様子（東京消防庁提供）

## 続く台風 27・28 号に備えて

### 大島町四者懇談会

土砂災害発生の翌日 17 日から、町災害対策本部会議では、さらに接近が予想されていた台風 27・28 号への対策についての検討が始められていた。

また、昭和 61 年三原山噴火の際にも開催された「大島町四者懇談会（町、大島支庁、大島警察署、気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所）」がこの時も開かれ、そこに内閣府、国土交通省、気象庁、東京都副知事も加わり、警戒避難対応の検討が行われた。

### 町災害対策本部

16 日の土砂災害の教訓を踏まえ、町の災害対策本部や避難所、出張所では昼夜の配備ローテーションが組まれた。

また、避難所には、東京都からの応援職員も配置されるなど、災害に備えた体制が構築された。

町災害対策本部夜間シフト表

| 月日      | 三役     | 課長  | 係長他     |
|---------|--------|-----|---------|
| 10 / 17 | 教育長    |     | 2 人     |
| 10 / 18 | 副町長    |     | 4 人     |
| 10 / 19 | 町長、教育長 | 2 人 | 4 人     |
| 10 / 20 | 副町長    | 2 人 | 4 人     |
| 10 / 21 | 教育長    | 2 人 | 3 人、都職員 |
| 10 / 22 | 町長     | 1 人 | 4 人     |
| 10 / 23 | 町長     | 2 人 | 3 人、都職員 |

10 月 19 ～ 20 日町職員の避難所・出張所夜間シフト表

| 月日      |      | 配置場所       | 配備人数(人) |
|---------|------|------------|---------|
| 10 / 19 | 避難所  | 大島高校       | 6       |
|         |      | 北の山公民館     | 2       |
|         |      | さくら小学校     | 2       |
|         |      | 泉津体育館      | 1       |
|         |      | 大島けんこうセンター | 8       |
|         | 出張所等 | 泉津出張所      | 1       |
|         |      | 岡田出張所      | 1       |
|         |      | 野増出張所      | 1       |
|         |      | 間伏文化会館     | 3       |
|         |      | 差木地出張所     | 1       |
|         |      | 波浮港出張所     | 2       |
|         | 計    |            | 28      |
| 10 / 20 | 避難所  | 大島高校       | 8       |
|         |      | 北の山公民館     | 5       |
|         |      | さくら小学校     | 3       |
|         |      | 泉津体育館      | 3       |
|         |      | 大島けんこうセンター | 3       |
|         | 出張所等 | 泉津出張所      | 2       |
|         |      | 岡田出張所      | 3       |
|         |      | 野増出張所      | 3       |
|         |      | 間伏文化会館     | 3       |
|         |      | 差木地出張所     | 3       |
|         |      | 々々々老人福祉館   | 3       |
|         |      | 波浮港出張所     | 4       |
|         | 計    |            | 43      |

## Part 02 関係機関の体制

### 島内の関係機関の体制

#### 大島町消防本部・消防団

町消防本部（元町北の山）は、町の配備態勢（10月16日02時参集）に合わせて、16日01時に職員15人全員が参集することを決定した。

消防団についても同様に、16日01時30分に役員・各地区分団長など約120人が各詰所に参集することになった。なお、当時消防団は消防団本部と7地区の分団で、合計300人以上の団員がいた。

消防本部は、台風の際は、消防庁舎だけでなく、「クダッチ老人福祉館」に南部方面の現地本部を設置することにしているが、この時も人員6人と消防車、救急車を配備し、台風に備えていた。

05時18分に、大島町災害対策本部が役場に設置され、消防からは、消防長、消防団長が役場に参集した。

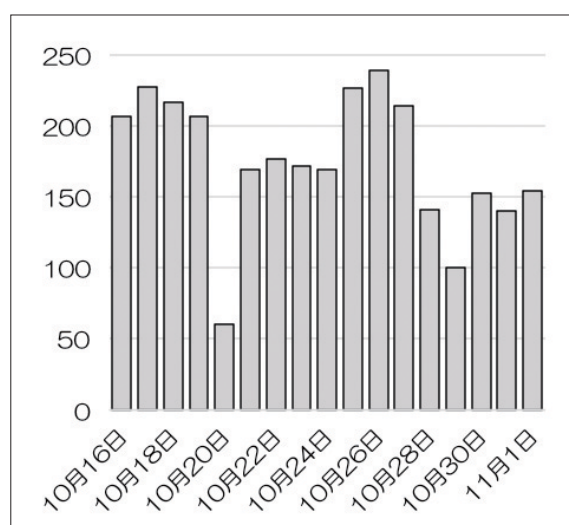
夜が明け、本格的に救助活動等の体制を組むため、05時35分に、消防団長からの全分団員の参集の指示が、町の防災行政無線の放送により周知され、各詰所に集合した。



10月16日早朝の元町詰所（大島社会福祉協議会提供）

消防団本部については、消防庁舎から元町分団詰所に移し、消防団活動の拠点とした。他地区の消防分団も元町に向かったが、冠水や流木等で道路が通行できず、特に南部方面からの進入は困難を極めた。

消防本部職員、消防団員の活動は、初期における救助捜索活動から、住民の避難誘導、避難勧告・避難指示などの広報活動、土砂・流木等の撤去など、幅広く、また長期間にわたって行われることになった。



消防団出動人数

#### 東京都大島支庁

大島支庁は、災害時には東京都災害対策本部地方隊となる機関である。台風26号の接近に備えて、15日14時に、台風対策会議が庁内で行われた。この会議では、その前に開発総合センターで開催された気象庁による「台風説明会」の情報を庁内で共有するとともに、情報連絡態勢をとり、職員は自宅待機することが決定された。ただし、総務課職員2人は、町の参集時刻（16日02時）に合わせて03時に参集することとした。

#### 警視庁大島警察署

大島警察署は13日から、町を通じて台風に関する情報収集に努めていた。15日の気

象庁による「台風説明会」（開発総合センター）にも参加し、その後も町と情報共有を図っていた。

18時05分には、署員2人を増員し、16日00時30分に、次長以下6人が参集、さらに、03時10分に署長以下全署員を招集し体制を強化した。

## 伊豆大島火山防災連絡事務所

気象庁伊豆大島火山防災連絡事務所（以下、「火山防災連絡事務所」という。）は、町役場内に置かれており、本来、伊豆大島火山の観測をはじめとする火山防災に関する業務を担っているが、台風などでも、これまで大島町に情報提供するなど相互の連携に努めてきた。

今回の台風26号の接近においては、15日の「台風説明会」（開発総合センター）に参加し、説明会後には、過去に伊豆大島に影響を与えた台風から今回の台風26号に類似する事例の記録を調べ、町と共有していた。

火山防災連絡事務所（2人）も町の参集時刻を参考に、16日03時参集を決定した。

所長が参集した02時50分頃には、すでに雨も激しく、町にも土砂災害の被害情報が断片的に入っており、かなり混乱した状況であった。町役場に到着してからは、気象情報の提供や解説など、町の情報収集活動を支援した。また、気象庁本庁とも連絡を密にし、より詳細な情報の収集に努めた。

## 島外の関係機関の体制

### 東京都

10月15日に、東京都総合防災部は、台風の接近に備えて、それまでの情報監視態勢

から情報連絡態勢に移行し体制を強化した。

16日には都の現地対策本部を大島支庁に設置し、町や防災関係機関との連絡調整、被害情報などの把握を行った。

10月18日になると、さらに台風27・28号に備え、「災害即応対策本部」を設置し、島外避難や緊急的な土砂災害防止策などにあたった。また、応急復旧対策や生活再建支援など、中長期的な防災対策にも取り組むため、18日21時に副知事や、各局危機管理主管部長等からなる「大島応急復旧プロジェクトチーム」を支庁に立ち上げた。このプロジェクトチームには、「生活再建」、「産業・観光支援」、「危機管理」、「都市・インフラ復旧」の4つのワーキンググループを設け、復旧対策や防災対策についてハード・ソフト両面から東京都が実施すべき取り組みや町への支援策等について検討が行われた。

10月30日に、島外避難した住民の多くが帰島したことを踏まえ、災害即応対策本部を廃止し、情報連絡態勢に戻した。

## 東京消防庁

東京消防庁は10月16日09時、町長より「東京消防庁東京都大島町消防応援協定」に基づく応援要請を受けて、142人の隊員をヘリ等で派遣した。以降、11月15日までの31日間で、消防職員延べ3,782人、消防車両10台を派遣し、救助・捜索活動などにあたった。



大島に向かう東京消防庁（東京消防庁提供）

このほか、10月17日、18日には東京都の災害派遣医療チームの輸送支援を行った。

## 警視庁

警視庁は、大島町の土砂災害による被害状況が明らかになったことを受け、09時26分には、第1陣として特殊救助隊員を警視庁ヘリコプターで派遣し、直ちに現地で救出・救助活動を開始した。土砂災害が発生した16日のうちに、機動隊2コ中隊、警備犬部隊、鑑識課員などを派遣、併せて111人態勢で臨んだ。

さらに17日の午後には機動隊2コ中隊等133人を増派し、救出救助及び搜索活動を行った。

その後、11月16日までの32日間にヘリコプター6機、災害用重機等13台、警備艇などを出動させたほか、救出救助、搜索活動、警戒活動、交通対策及びご遺体の検視などを行うために、この間延べ6,052人を派遣した。

## 政府・内閣府

政府は、10月16日07時06分、首相官邸に「官邸情報連絡室」を設置し、11時30分には、内閣府は情報収集と連絡活動を行う「内閣府情報対策室」から本格的に防災対応を行う「災害対策室」へ改組した。

また、10月18日～19日に避難所の状況等を調査するため内閣府職員3人を大島町に派遣し、10月19日14時には住民避難や二次災害防止対策など、関係機関が一体となった防災対応を行うため、関係府省庁、東京都、町による「政府現地災害対策室」を町役場に設置した。

## 総務省消防庁・緊急消防援助隊

総務省消防庁は、10月15日18時に応

急対策室長を長とする災害対策室を設置、16日10時には災害対策本部を設置した。

16日11時55分には、緊急消防援助隊の出動要請を関係する県・市に出し、下表の各県・市から2,000人を越える隊員が派遣された。

### 緊急消防援助隊派遣消防局

- ・さいたま市消防局
- ・千葉市消防局
- ・横浜市消防局
- ・川崎市消防局
- ・静岡市消防局、浜松市消防局、沼津市消防本部、富士市消防本部、伊東市消防本部、田方市消防本部、熱海市消防本部

## 自衛隊

自衛隊は、東京都知事から大島町への災害派遣要請を10時20分に受理した後、直ちに航空機等で隊員約80人を派遣し、大島町元町地区における救助・搜索活動を開始した。17日以降は、航空機及び船舶を利用して、部隊・隊員を逐次増派した。

20日21時49分には、東部方面総監を指揮官とした「伊豆大島災統合任務部隊」を組織して、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊の一元的な運用を行った。

「伊豆大島災統合任務部隊」を編成して以降も、逐次部隊・隊員を増派し、最大時には



町役場内に設けられた陸上自衛隊現地司令部  
(火山防災連絡事務所提供)

約 1,200 人の隊員が活動に従事した。

自衛隊の主な活動内容

- ・元町地区における行方不明者の搜索
- ・町内の入院患者の島外避難搬送
- ・ご遺体の搬送
- ・関係機関の対処要員・物資の輸送支援
- ・二次災害予防処置  
(土砂・流木の除去、土のう作成・運搬)
- ・ヘリコプター映像伝送による官邸等への  
情報提供 など

## 国土交通省

国土交通省では、10月16日より、本省及び全国の地方整備局等から、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）と、照明車や衛星通信車などの災害対策用機械を派遣し、二次災害を防止するため避難場所の点検や搜索活動場所の安全確認、施設等の早期復旧のための技術的支援などを行った。TEC-FORCEは16日以降も、順次追加派遣を行い、10月31日までに延べ約1,000人／日を越える隊員を派遣した。

また、台風27・28号に向けた暫定的な土砂災害警戒避難体制の基準作成といった技術的支援や、土嚢、ブルーシート等の物資の支援も行った。

10月16日から18日のTEC-FORCEの派遣状況

| 日     | 部隊          | 人数 |
|-------|-------------|----|
| 10/16 | 第1陣、第2陣、第3陣 | 19 |
| 10/17 | 第4陣         | 6  |
| 10/18 | 第5陣、第6陣     | 21 |
|       | 合計          | 46 |



国土交通省 TEC-FORCE（火山防災連絡事務所提供）

## 気象庁

気象庁予報部では、10月15日11時30分に、台風26号に備えて「台風説明会」を開催し、町をはじめ、都下区市町村や東京都等関係機関に、今後の台風の進路予測、警戒すべき時間帯などの情報提供に努めた。

17時48分には、本庁においても警戒体制をとり、引き続き台風に備えていた。

16日の土砂災害の発生後は、火山防災連絡事務所と調整し、気象庁予報部から町に直接、「東京都大島町の気象情報」を提供する体制を構築した。



「東京都大島町の気象情報」の掲示（火山防災連絡事務所提供）

また、土砂災害発生後は、土砂が通常よりも不安定になっていると考えられ、二次災害を防止するため、大雨警報や土砂災害警戒情報を発表基準の8割に引き下げて運用を行った。

10月19日からは現地に職員を派遣して、気象状況の解説や暫定的な避難基準の設定に係る技術的助言を行った。

## 海上保安庁

海上保安庁は、16日から、巡視船を派遣し、行方不明者の潜水搜索及び被害状況調査を行った。さらに、航空機による日本赤十字社医療チームや医療資機材の搬送、巡視船による島民の島外避難に備えた輸送対応の準備などの支援を行った。派遣された巡視船は延べ52隻、航空機は延べ20機に及ぶ。また、

町災害対策本部に連絡員を派遣するとともに、潜水土延べ31人による元町港及び周辺海域の潜水捜索を実施した。



海上保安庁による捜索活動（海上保安庁提供）

## 日本赤十字社

日本赤十字社は、10月17日に、医師2人、看護師1人、事務員2人が現地入りし、避難所等での被災者の健康相談や心のケアなどの対応にあたった。17日以降も医師、看護師、さらには介護福祉士、心理士などを派遣し、被災者だけでなく、災害対応に従事した人たちへの健康相談などにも継続して対応した。

## Part 03 受援体制

### 多数の機関の応援

大島町には、土砂災害が発生した直後から、多くの機関が島外から駆け付け、活動要員も多数に及んだ。

そのため、町としては、各機関の現地本部設置場所や宿泊施設の確保・調整なども重要な業務であった。

今回の災害で受援体制として考慮された点

- ・各機関の現地本部設置スペースの確保
- ・応援人員の宿泊場所、入浴施設の確保
- ・応急活動用車両等の駐車スペースの確保
- ・応援人員の輸送手段の確保 など



国土交通省現地本部（東京都大島支庁）（火山防災連絡事務所提供）

ちょうど、土砂災害の発生前には、第68回国民体育大会（平成25年9月28日～平成25年10月8日）があり、大島町も相撲競技の会場となっていたため、大会終了後には、臨時休業している宿泊施設もあった。さらに、災害直後は、報道機関関係者も多数来島したため、特に宿泊場所の確保は苦労した。

捜索支援団体宿泊場所 10月22日時点

| 機関    | 宿泊場所                                                                                                                     | 人数（人） |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 警察    | ・旧北の山小学校体育館<br>・大島署道場<br>・瓦船<br>・大陣<br>・富士や旅館                                                                            | 237   |
| 自衛隊   | ・旧内田苑<br>・ふるさと体験館<br>・大島グラウンド<br>・旧差木地小学校校舎<br>・トレーニングセンター・相撲場<br>・旧波浮小学校校舎・体育館<br>・勤労福祉会館<br>・第2中学校体育館<br>・町役場開発総合センター内 | 1,185 |
| 消防    | ・大島高校校舎<br>・御神火温泉                                                                                                        | 200   |
| 国土交通省 | ・大島カメリアインリゾートホテル<br>・シークリフ波浮ホテル<br>・ホテル白岩                                                                                | 68    |
| 東京都   | ・パームビーチ<br>・野田浜園<br>・八幡荘<br>・ブランブルー和<br>・エムズシー<br>・民宿海楽<br>・民宿 mock mock<br>・東京都職員住宅                                     | 44    |
| 合計    |                                                                                                                          | 1,734 |



10月17日御神火温泉に宿泊する緊急消防援助隊（東京消防庁提供）

また、各機関の現地本部設置場所や宿泊場所を確保しても、更なる人員の増加や、割りあてられた施設が避難所として開設されるなど、別の場所や施設に移動が必要になる事態も生じた。

食事や物資の手配といった後方支援については、消防機関は町消防本部、警視庁は大島警察署のように関係する島内の機関が調整を

行っていた。

島しょ部であるため、島外からの応援機関も、車両を十分に持ち込むことが困難であった。加えて、宿泊施設などが限られていたこともあり、各機関の宿泊場所が島内の複数個所に分散し、活動場所から離れてしまう問題も生じた。そのため、町は、大島旅客自動車株式会社からバスを借り上げて、港からの移動、宿泊場所からの移動などの支援を行った。

## Part 04 救助・搜索活動

### 「家が突っ込んできた」

10月16日02時43分、町消防本部に、神達地区に住む町職員から「近所の家が我が家に突っ込んできた」との報告が入った。この報告が消防本部に被害を伝える第一報であった。

02時50分に、消防本部職員と消防団員が状況確認のため、ポンプ車など2台で元町方面に向かった。この時、すでに雨が非常に激しく、確認に行った職員から、「家が流されている」「車両も動けない」との連絡が消防本部に入っていた。流木や多量の水で通行できず、また、消防車両に設置されている強力なライトをもってしても数メートル先が見えないという状態であったという。一方、すでに現地に行っていた町消防団副団長は、元町橋付近で、家が流されていく場面に遭遇した。その報告を受けた消防本部も最初は信じられなかったという。

ポンプ車等で現場確認に出動した消防本部職員や消防団員は、その間、付近にいた住民数名を救助し、大島医療センターに搬送していた。



元町橋近辺の被害 10月16日（火山防災連絡事務所提供）

一方、野増からも野増分団の車両が、元町地区に向かおうとしていたが、伊豆大島火山博物館前がすでに冠水し通行不能な状態であった。このような状況では、消防本部も被害状況の全容が確認できず、現場も危険な状況にあることを察し、いったん消防団員を各分団詰所に待機させることとした。

消防本部には、その後も住民から床上浸水などの通報が続々入ってきたが、救助に向かうこともできず、消防本部職員や団員等に状況の確認に行かせることが精一杯の対応であった。

16日05時28分に、大島町役場に災害対策本部が設置され、消防本部にも参集せよとの連絡が入り、消防長、消防団長が役場に向かった。



大島町災害対策本部（火山防災連絡事務所提供）

災害対策本部では、消防団長が住宅地図に入ってくる情報を地図に落とすなどの被害状況の把握に努めた。

05時35分には、全消防団員に召集がかけられ、消防団本部を中心に、元町分団詰所を現場本部と定めた。集まってくる各分団員へ活動を指示するとともに、現場活動における情報収集の正確性を図るため、災害現場直近にも、現場指揮所を設置した。

## さまざまな機関による 救助・搜索活動

### 派遣部隊、現地に集結

16日09時00分に、町から東京消防庁へ応援要請が行われ、東京都知事から自衛隊への災害派遣要請も行われた（10時20分受理）。土砂災害が発生した16日には、警視庁特別救助隊、東京消防庁、自衛隊、海上保安庁第3管区海上保安部など、救出や搜索活動にあたる各機関の部隊が大島に続々到着し始めた。



現地に到着した東京消防庁派遣部隊（16日）（東京消防庁提供）



被災地を搜索する陸上自衛隊（17日）  
（大島社会福祉協議会提供）

### 土石流痕での救出・搜索

災害発生直後は、救助・搜索活動にあたる機関も活動調整や役割分担などが十分にされ

ていない状況であった。より効率的に活動するために、関係機関による合同会議で調整が図られ、搜索現場のエリアを機関ごとに割り振るなど体制が改善された。本災害では、次のようなエリア区分がなされた。

- ①上流部（神達地区）：消防団、消防本部、東京消防庁、緊急消防援助隊などの消防機関
- ②中流部：自衛隊
- ③下流部：警察機関



救助・搜索の機関ごとのエリア分け  
（大島社会福祉協議会提供）



さまざまな機関が現場に集結（東京消防庁提供）



倒壊した家屋での救助・搜索活動（東京消防庁提供）



土石流の痕を捜索する大島町消防団（東京消防庁提供）

各機関で捜索エリアの割当てがされたものの、土石流が流れた痕は、地域をよく知っている者でないと、そこに道路があったのか、家屋が建っていたのかが全く分からない状態であった。そこで、町は、より効率的に捜索活動が進められるように、自衛隊や警察等から要請があった場合には、各現場に地域に詳しい消防団員を派遣するように手配した。また、今回の災害では、土石流によってご遺体などが居住地から遠く離れて発見される場合が多く、ご遺体などの確認に地元で詳しい消防団員の知見が不可欠であった。

10月16日には、国土交通省のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の第1陣が大島に派遣され、土砂災害の発生状況や危

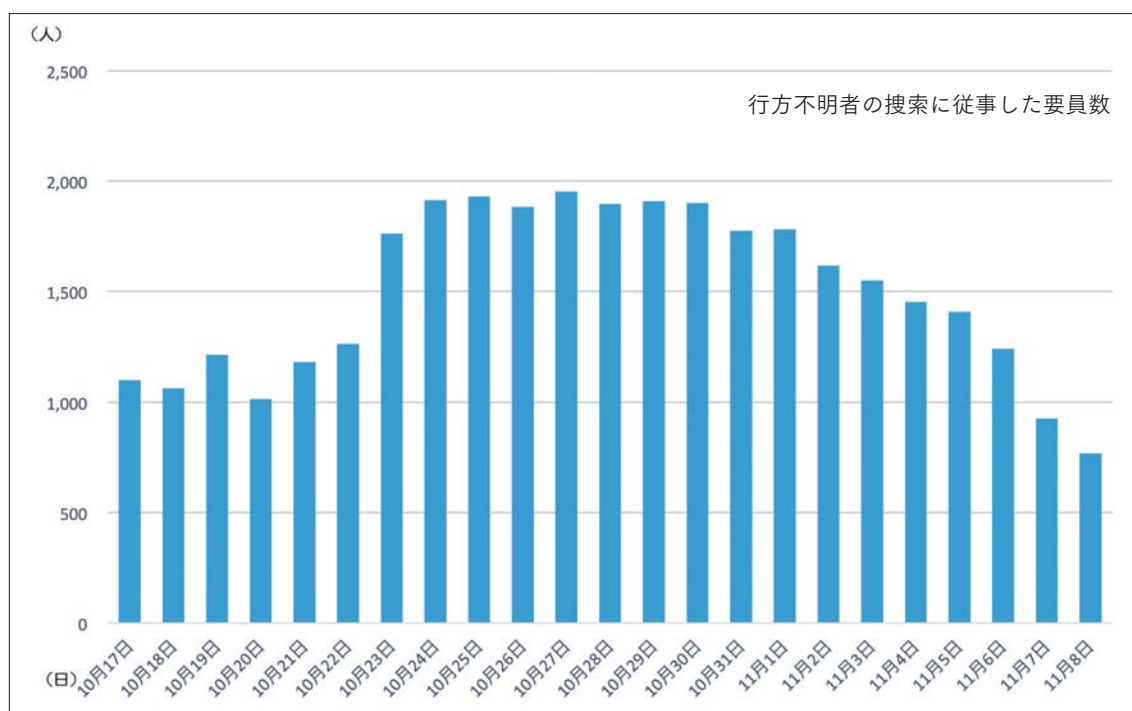


夜間を徹しての捜索活動（東京消防庁提供）

険箇所の点検など現地調査が開始された。救出や捜索活動の現場は、地盤も緩み、土砂等が大量に堆積しており、再度流出する危険性も高く、二次災害の発生も懸念されていた。そのため、TEC-FORCEは、各機関による捜索活動や応急対策活動のための現地危険度判定や、現地で状況説明を行うなど活動支援にもあたった。



国土交通省による現地調査（火山防災連絡事務所提供）



土砂災害発生の翌日（10月17日）から、11月8日までの23日間で、延べ約3万4千人の人員が活動にあたった。東京消防庁、緊急消防援助隊、警視庁機動隊、自衛隊、海上保安庁、国土交通省関係、大島警察署、町消防本部、町消防団等であり、日別の活動要員数の推移は前ページ図のとおりである。

発災当初は、現場も土砂災害の影響が残り不安定な中での活動であったが、徐々に活動要員の数も増強され、連日2千人規模の体制で活動が行われた。

## 現地での指揮

消防機関では、現地に指揮所を設置し、そこで捜索等の指揮をとった。指揮所には、テーブルや無線機も配備された。自衛隊や警察等との活動調整もその場で行うなど、その都度役場の本部に上げることなく、迅速に対応できるようにしていた。



現場での指揮（東京消防庁提供）

## Column

### 地元機関・団体の協力

救出活動などに必要となる重機類や資器材については、大島町の建設業協会が全面的に協力し、その確保・手配も円滑に行われた。

捜索関連で調達された主な資機材等

| 調達日    | 内容                                   |
|--------|--------------------------------------|
| 10月19日 | ・ブルドーザー3台<br>・バックホウ2台<br>・油圧グラブプル3台  |
| 10月20日 | ・油圧グラブプル1台                           |
| 10月22日 | ・作業靴、安全靴、作業服                         |
| 10月23日 | ・作業服、安全靴等<br>・10トンドンプ2台              |
| 10月26日 | ・作業服、安全靴、スコップ等                       |
| 10月29日 | ・2トントラック3台<br>・バックホウ2台               |
| 10月31日 | ・バックホウ1台                             |
| 11月7日  | ・バックホウ1台<br>・油圧グラブプル1台<br>・2トントラック2台 |

実際に救出や捜索活動にあたった消防団の中には、建設業を営む者も多く、重機類の扱いにも慣れていて団員が多かった。濡れた流木の除去では、チェーンソーがすぐに切れなくなってしまう。そのような場面でも、消防団は、その場で研いで活動を再開していた。



現場で使われた重機や資器材（東京消防庁提供）

## 長期にわたる搜索活動

11月15日に、自衛隊などの応援部隊が、救助や搜索の任務を終え撤収した後も、町は、残されたがれき処理や復旧作業に従事する業者に、行方不明者の搜索に留意するように、引き続き協力を求めている。そして、この頃より、陸から海での搜索に重点が置かれていった。

災害発生後からの海での搜索活動の実施状況は、次表のとおりである。

### 海中搜索活動の状況

| 期間                 | 活動内容                           |
|--------------------|--------------------------------|
| 発災から11月15日まで       | 海上保安庁、元町漁業協同組合、地元ダイバーによる搜索実施   |
| 平成26年6月まで          | 東京都港湾局の復旧整備作業と並行して搜索活動         |
| 以下、元町漁協による行方不明者の搜索 |                                |
| 平成26年7月            | 搜索日数9日間<br>船外機7隻、潜水作業員延べ43人    |
| 平成26年8月            | 搜索日数9日間<br>船外機9隻、潜水作業員延べ76人    |
| 平成26年9月            | 搜索日数5日間<br>船外機10隻、潜水作業員延べ50人   |
| 平成26年10月           | 搜索日数5日間<br>船外機8隻、潜水作業員延べ42人    |
| 平成26年11月           | 搜索日数4日間<br>船外機8隻、潜水作業員延べ48人    |
| 平成27年1月            | 搜索日数2日間<br>船外機5隻、潜水作業員延べ16人    |
| 平成27年2月            | 搜索日数3日間<br>船外機6隻、潜水作業員延べ30人    |
| 平成27年3月            | 搜索日数7日間<br>船外機14隻、潜水作業員延べ74人   |
| 平成27年4～5月          | 搜索日数5日間<br>船外機10隻、潜水作業員延べ44人   |
| 平成27年7月            | 搜索日数6日間<br>船外機10隻、潜水作業員延べ34人   |
| 平成27年9～11月         | 搜索日数11日間<br>船外機21隻、潜水作業員延べ94人  |
| 平成28年1～2月          | 搜索日数15日間<br>船外機41隻、潜水作業員延べ158人 |
| 平成28年3～5月          | 搜索日数17日間<br>船外機49隻、潜水作業員延べ174人 |
| 平成28年6～8月          | 搜索日数15日間<br>船外機43隻、潜水作業員延べ150人 |
| 平成28年9～11月         | 搜索日数16日間<br>船外機48隻、潜水作業員延べ150人 |

平成27年4月には、「大島町行方不明者搜索協議会」が設置された。大島町と関係機関が協力し、行方不明者の搜索計画の協議や各機関相互の情報共有を図ることを目的に設置されたものである。協議会の開催とともに、協議会構成機関による合同搜索も実施されている。

### 大島町行方不明者搜索協議会の構成メンバー

会長：大島町長

構成員：副町長、総務課長、政策推進課長、観光産業課長、土砂災害復興推進室長、特別参事、消防本部消防長、消防団総務部長、警視庁大島警察署次長、大島支庁総務課長、大島支庁港湾課長、大島支庁産業課長、島しょ農林水産総合センター大島事業所長



合同搜索活動にあたる人たち（平成27年6月16日）



元町漁協による潜水搜索

## 協議会構成機関による合同捜索活動の状況

| 時期                   | 捜索場所（参加機関等）                                                                 |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年<br>5 月 18 日  | 弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、町議<br>会議員 計 42 人〕                        |
| 平成 27 年<br>6 月 1 日   | 貨物棧橋付近の海岸線周辺<br>〔大島町 計 11 人〕                                                |
| 平成 27 年<br>6 月 16 日  | 弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所 計 54 人〕                      |
| 平成 27 年<br>7 月 8 日   | 弘法浜・湯の浜・貨物棧橋の周辺・御神<br>火温泉～北側磯場<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 55 人〕 |
| 平成 27 年<br>10 月 16 日 | 弘法浜<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 50 人〕                            |
| 平成 27 年<br>11 月 20 日 | 弘法浜<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 49 人〕                            |
| 平成 27 年<br>12 月 22 日 | 弘法浜<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島しよ<br>保健所、町議会議員 計 55 人〕                            |
| 平成 28 年<br>1 月 27 日  | 弘法浜<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 45 人〕                            |
| 平成 28 年<br>2 月 25 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺・仲の原園地下<br>磯一帯<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所 計 48 人〕            |
| 平成 28 年<br>3 月 23 日  | 弘法浜<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所 計 42 人〕                                  |
| 平成 28 年<br>4 月 20 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 53 人〕                    |
| 平成 28 年<br>5 月 24 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所 計 40 人〕                          |
| 平成 28 年<br>6 月 20 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所 計 43 人〕                          |
| 平成 28 年<br>9 月 28 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島しよ<br>保健所、タイムリー研修生 計 58 人〕                 |
| 平成 28 年<br>10 月 16 日 | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 54 人〕                    |
| 平成 28 年<br>11 月 28 日 | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 49 人〕                    |
| 平成 28 年<br>12 月 20 日 | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 44 人〕                    |
| 平成 29 年<br>1 月 23 日  | 弘法浜・貨物棧橋の周辺<br>〔大島町、大島警察署、大島支庁、都島<br>しよ保健所、町議会議員 計 43 人〕                    |



合同捜索活動（平成 28 年 1 月 27 日）

平成 27 年 7 月 8 日には、町の依頼を受け、海上保安庁第三管区海上保安本部による潜水捜索が行われた。この捜索には、巡視船「おきつ」、巡視艇「いずなみ」が配備され、特殊救難隊員 6 人、潜水支援員 3 人による捜索が実施された。



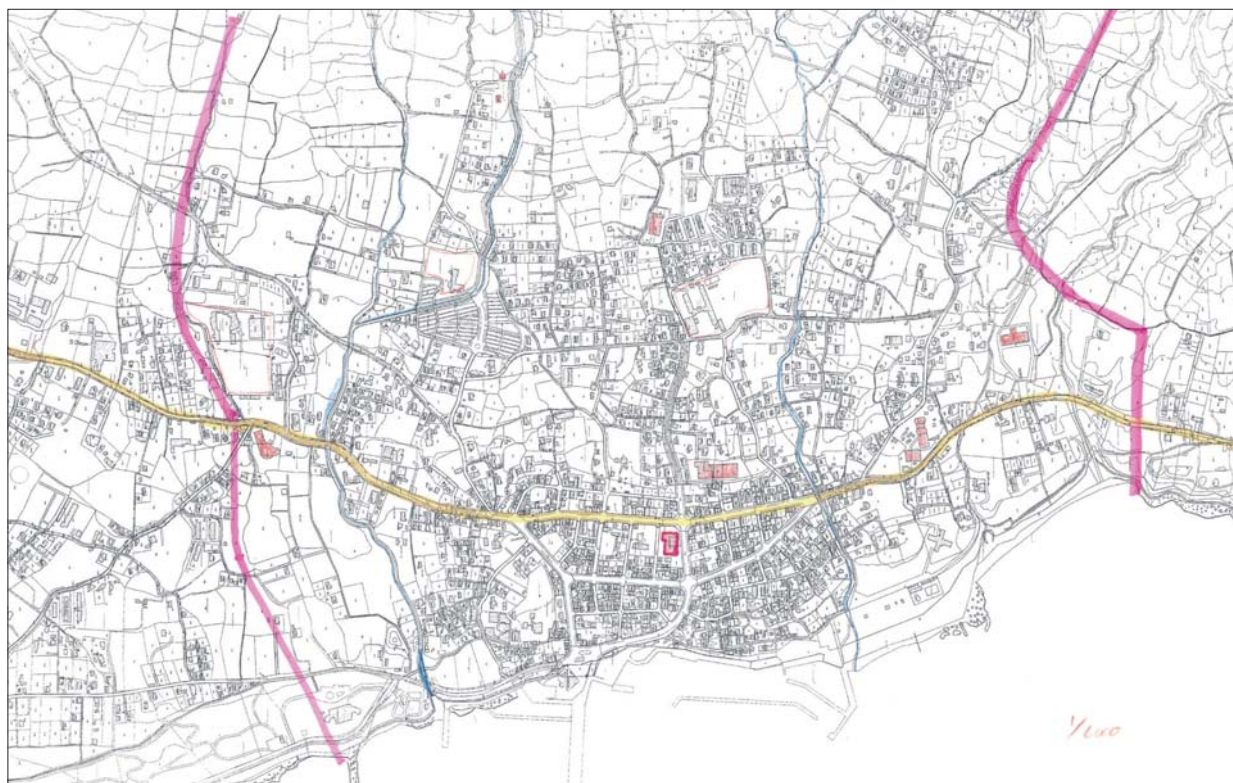
海上保安庁による潜水捜索

## Part 05 避難勧告・指示

### 10月16日土砂災害における避難

10月16日の土砂災害発生前後において、町からは避難勧告等の発令はなかったが、防災行政無線の放送によって大金沢氾濫による危険な状態への注意喚起が呼び掛けられた。

町から避難勧告等は発令されていなかったが、すでに現場にいた消防本部職員や消防団、警察、町職員等により、住民の救助や現場確認などの活動と併せて、避難誘導も行われており、03時30分には元町3丁目の住民4人が開発総合センターに避難していた。また、野増地区の出張所にも、数人の住民が自主的に避難していた。



緊急的に避難勧告・避難指示等の対象範囲を検討した地図

## 台風27・28号による避難勧告・指示

### 避難体制

土砂災害発生後、救出・捜索活動や避難所の対応などが続けられている中、今度は台風27・28号が迫っていた。16日の土砂災害発生により、土砂が不安定な状態になっている可能性があることから、すでに、気象庁では、注意報や警報、土砂災害警戒情報の発表基準を通常の8割で運用することとしていた。そのため、町では、台風接近や土砂災害警戒情報等の発表に伴う住民避難の必要性に迫られた。

17日には、大島町四者懇談会（町、東京都大島支庁、大島警察署、火山防災連絡事務所）の構成機関に、内閣府、国土交通省、気象庁、東京都副知事も参画した会議により、緊急的に避難勧告・避難指示の発令基準、対象地域の検討が行われた。

避難勧告・指示の発令

10月19日に、町は気象庁から夕方から翌日の午前中にかけて雨が続くという情報を受け、元町地区、泉津地区に避難勧告を発令した。21日には、大雨警報解除を受け、避難勧告もいったん解除された。その後25日には、大雨注意報が発表され、大雨警報も続いて発表される見込みであったため、12時00分には元町、泉津地区に、15時00分には全島に避難勧告が発令された。特に土石流の発生が懸念される溪流沿いには、その後、避難勧告から避難指示に切り替えられている。

避難指示発令等の状況

| 日時    | 内容                                                                                                                                                                                                                               |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/19 | 15:30 ・元町地区に避難準備情報                                                                                                                                                                                                               |
|       | 16:18 ・大雨注意報発表                                                                                                                                                                                                                   |
|       | 17:03 ・元町一部地区に避難勧告<br>(約 1,000 世帯・1,900 人)                                                                                                                                                                                       |
|       | 17:18 ・泉津地区（黒潮開拓地区除く）に避難勧告                                                                                                                                                                                                       |
|       | 18:38 ・泉津黒潮開拓地区に避難勧告<br>(泉津地区全体で約 200 世帯・400 人)                                                                                                                                                                                  |
| 10/20 | 08:24 ・大雨警報発表                                                                                                                                                                                                                    |
| 10/21 | 04:10 ・大雨警報解除                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 08:00 ・避難勧告解除                                                                                                                                                                                                                    |
| 10/25 | 10:00 ・元町一部地区に避難準備情報<br>(約 1,000 世帯・1,900 人)                                                                                                                                                                                     |
|       | 11:29 ・大雨注意報発表                                                                                                                                                                                                                   |
|       | 12:00 ・元町一部地区に避難勧告<br>・泉津地区 に避難勧告<br>(約 200 世帯・400 人)                                                                                                                                                                            |
|       | 15:00 ・全島に避難勧告<br>(約 4000 世帯・8,400 人)                                                                                                                                                                                            |
|       | 17:20 ・元町長沢流域一部に避難指示<br>(約 190 世帯・350 人)<br>・元町長沢流域一部に避難指示<br>(約 50 世帯・100 人)<br>・元町大金沢流域一部地区に避難指示<br>(約 300 世帯・530 人)<br>・泉津地区（開拓地区除く）に<br>避難指示 (約 200 世帯・400 人)<br>・岡田地区一部に避難指示<br>(2 世帯・3 人)<br>・合計 約 690 世帯・1,270 人に<br>避難指示 |
|       |                                                                                                                                                                                                                                  |
|       |                                                                                                                                                                                                                                  |
|       |                                                                                                                                                                                                                                  |
|       |                                                                                                                                                                                                                                  |
|       | 18:55 ・大雨警報発表                                                                                                                                                                                                                    |
| 10/26 | 15:28 ・大雨警報解除                                                                                                                                                                                                                    |
|       | 17:24 ・避難指示解除                                                                                                                                                                                                                    |

いずれも、夜間の避難は避けるため、早めの時間帯に発令されている。また、住民への周知を確実にを行うために、防災行政無線による放送だけでなく、避難対象地域の世帯一軒一軒に対して戸別訪問を行い、避難を促した。戸別訪問には、警察の応援部隊約 200 人と、地元に残っている消防団約 50 人が連携して行われた。

避難支援

避難所への移動を支援するため、町は、大島旅客自動車株式会社と調整して、避難用の臨時バス5台を確保した。また、住民に分かりやすい場所4箇所に、臨時の停留所を設けた。防災行政無線や消防団の広報車両を使い臨時バスによる避難の周知を図るほか、各停留所に町職員も配置した。バス運転手には、停留所にいる住民だけでなく、停留所近辺を巡回して、途中歩いて避難している住民も乗せるよう依頼した。

また、避難勧告が解除され、避難所から住民が帰宅する際にもバスによる輸送支援を行っている。

要配慮者の避難対応

要配慮者の避難支援

町は、高齢者などの要配慮者のために、「大島けんこうセンター」と「椿の里」を福祉避難所として開設した。ケアマネージャーとも連携して、避難対象地区内の介護認定を受けている方への呼び掛けも行った。

福祉避難所への要配慮者の輸送は、大島社会福祉協議会が中心となり、大島社会福祉協議会が保有するリフト付きの車両（車椅子対応）4台を全て使って、避難を支援した。

また、当時大島町には、在宅の酸素療養者



向調査の様式により、抽出した要配慮者に対して、地区ごとに消防団を通じて意向調査が行われた。

また、妊婦、乳児、在宅酸素療養者等の把握や意向調査については、普段から関わりのある福祉けんこう課の保健師や大島医療センターの職員などにより、対象者のリストアップや意向の確認が行われた。

## 島外避難の実施

町は、島外避難希望者及び、付き添い者の名簿を、東京都に送付、受け入れ等の調整を依頼し、島外避難希望者の避難港までの輸送などの対応については、地域包括支援センターと協議した。

避難港までの輸送体制は、島内避難と同様に、大島社会福祉協議会の車両、町所有車両などで行われた。

また、乗船中の体調に影響が出ないよう、ドクターチェックも行われた。

島外への避難は、東京都がチャーターした東海汽船の高速ジェット船によって行われ、在宅点滴患者1人のみ、自衛隊ヘリにより搬送された。チャーター便には町の保健師や看護師、職員が同行し、到着港の竹芝埠頭で東京都職員に避難者を引き継いだ。

島外避難者数（人）

| 日     | 対象者         | 人数  |
|-------|-------------|-----|
| 10/23 | 主に高齢者       | 54  |
| 10/24 | 障がい者、妊婦、乳児等 | 73  |
| 計     |             | 127 |

竹芝埠頭から各受入施設までの輸送は、東京都が手配した都営バス、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会による福祉タクシー、及び受入施設の保有車両によって行われた。

酸素療養者の島外避難の際には、町が酸素ボンベを手配し、島外の避難先では、酸素療

養者が普段使用している機材の販売業者の協力を得て、対応が行われた。

## 帰島

帰島については、台風27号が通り過ぎた26日から、その調整が始められた。

帰島の対応は、東京都が中心となり、竹芝埠頭までの輸送、東海汽船の高速ジェット船のチャーター、船内での支援のための介護職員や医療救護班の手配などを行った。

東京都の用意した受入施設には行かず、親戚宅等に避難した人もいたが、町職員が連絡先の聞き取りを行っており、帰島が可能になった際に、町から直接連絡することができた。

帰島状況

| 日        | 船舶                      | 人数  |
|----------|-------------------------|-----|
| 10/28    | 東海汽船チャーター便<br>(高速ジェット船) | 34  |
| 10/29    | 東海汽船チャーター便<br>(高速ジェット船) | 77  |
| 10/29～30 | 東海汽船定期便<br>(大型客船)       | 4   |
| 計        |                         | 115 |

## Part 06 避難所対応

### 避難所開設・運営

#### 16日の避難者受入

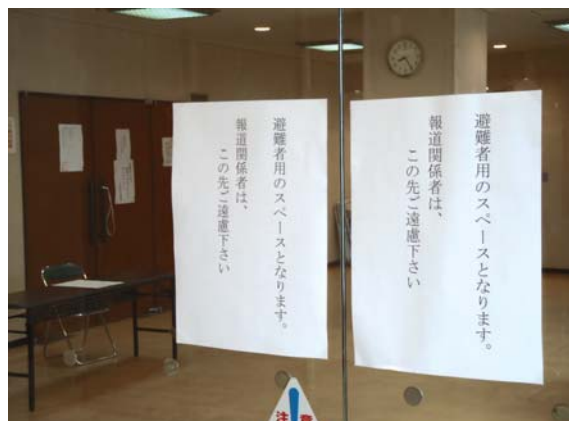
10月16日の土砂災害発生時には、町役場に併設されて開発総合センターを避難所として、避難してきた住民を受け入れた。また、野増出張所にも、数人の避難者が来ていた。

開発総合センターに避難してきた住民は、夜間に雨の中を移動してきたため、びしょ濡れの状態であった。備蓄倉庫は、島内4箇所にあったが、町役場には備蓄がなかった。そのため、避難者にタオルや毛布を配布することができず、町職員が私物等を提供したという状況であった。

災害発生直後は、開発総合センターの1階の和室に避難者が避難していた。夜が明けてからは、家屋の2階などに上がり、難を逃れた住民なども、開発総合センターに避難してきたため、2階の大集会室も避難所として開設し、大集会室は住民、和室は観光客などの島外の人に割り当てられた。



16日の避難所となった開発総合センター（大島社会福祉協議会提供）



16日の避難所（火山防災連絡事務所提供）



16日の避難所（大島社会福祉協議会提供）

開発総合センターの避難者の中には、自宅に甚大な被害を受けた人も多く、緊急避難住宅に入るまで、2週間以上の避難生活を送ることになった。

#### 台風27・28号の避難所対応

台風27・28号に備え、町は、10月17日から、避難所となる施設の収容力、設備の確認作業を行った。避難対象となる区域の人口等を考慮して、避難所への物資の配布や、町職員の配備体制もあらかじめ検討していた。



19日の避難所となった泉津地域センター体育館（旧泉津小体育館）（大島社会福祉協議会提供）



避難所となった大島高校（大島社会福祉協議会提供）



避難所となった大島高校（大島社会福祉協議会提供）

台風 27・28 号の接近及び大雨注意報の発表を受け、10 月 19 日から避難所が開設され、各施設には、町職員や応援の東京都職員が 24 時間体制で配置された。避難所の一つである大島高校体育館では、校長をはじめ、教職員及び生徒が避難所の受入準備、避難所運営に尽力された。大島高校では、独自に避難者の登録カードを作成し、避難者の状況が一覧できるようにするなど、避難所の運営方法も向上していった。10 月 20 日の午前中には、大島高校、北の山公民館、泉津地域センター体育館で、避難者数が増え、現場の町職員等から施設の収容力が限度に達する見込みという報告があったが、21 日の午前中に大雨警報が解除され、避難勧告も解除されたため、大きな問題にはならなかった。

21 日の避難勧告の解除後も、台風 27・28 号が間近に迫っていたため、帰宅する住

民に対して、避難準備をしておくよう周知され、引き続き避難を希望する人がいた場合には、避難所開設を継続することとした。

**登録(避難)カード ※世帯ごとに記載**

記入日：平成28年10月 日

\* お住いのところ申し訳ありませんが、下記について記入または○をつけてください。わかる範囲で結構です。

|                  |   |                        |
|------------------|---|------------------------|
| 該当するほうに○をつけてください | 1 | 前回は大島高校に避難しました         |
|                  | 2 | 前回は大島高校以外に避難しました（場所： ） |
|                  | 3 | 前回は避難していません            |

| 氏名      | フリガナ | 性別  | 年齢 | 特に配慮を必要とすることがあれば記載してください |
|---------|------|-----|----|--------------------------|
| 1 (代表者) |      | 男・女 |    |                          |
| 2       |      | 男・女 |    |                          |
| 3       |      | 男・女 |    |                          |
| 4       |      | 男・女 |    |                          |
| 5       |      | 男・女 |    |                          |
| 6       |      | 男・女 |    |                          |
| 7       |      | 男・女 |    |                          |
| 8       |      | 男・女 |    |                          |

② 住所

③ 電話番号  
代表者の携帯電話

\* 親族の連絡先など  
氏名 続柄 ( ) 電話番号

⑤ 避難理由  
1. 避難勧告が出たため 2. 自主避難  
3. 家屋被害 (①住めないくらいの損壊や燃焼 ②不安を覚えるくらいの損壊  
③流出 ④床上床下浸水 ⑤断水 ⑥停電 ⑦ガス停止  
⑧電話不通)  
4. その他 ( )

⑥ 特記事項  
\* 資格など、協力できることがあれば、氏名と内容を記載してください。  
氏名 内容

⑦ 安否の問い合わせに情報を公開してもよいですか。 はい・いいえ

\*この用紙は受付または町役場職員へお渡しください。

\*以下は記入不要です。

|      |             |                        |
|------|-------------|------------------------|
| 通し番号 | 対応年月日/支援終了日 | 転出先と連絡先                |
|      | 平成28年10月 日  | 転出先: 自宅・その他( )<br>連絡先: |

大島高校避難者登録カード

10月16日から26日の各避難所の避難収容状況

| 避難所                     | 16日 | 17日 | 18日 | 19日   | 20日 | 21日 | 22日 | 23日 | 24日 | 25日   | 26日 |
|-------------------------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 開発総合センター                | 42  | 33  | 33  | 27    | 26  | 25  | 22  | 22  | 22  | -     | -   |
| 泉津地域センター体育館             |     |     |     | 162   | 85  |     |     |     |     | 111   | 110 |
| さくら小学校                  |     |     |     | 183   | 75  | 10  |     |     |     | 197   | 32  |
| 第二中学校                   |     |     |     |       |     |     |     |     |     |       |     |
| 北の山公民館・<br>北の山地域センター体育館 |     |     |     | 75    | 63  | 15  | 14  | 6   |     | 163   | 36  |
| 大島高校                    |     |     |     | 513   | 366 |     |     |     |     | 524   | 491 |
| 野増地域センター体育館             |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 41    |     |
| 差木地地域センター体育館            |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 51    |     |
| 差木地公民館                  |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 98    | 5   |
| クダッチ老人福祉館               |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 36    |     |
| つつじ小学校                  |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 63    |     |
| 第三中学校                   |     |     |     |       |     |     |     |     |     |       |     |
| 波浮港老人福祉館                |     |     |     |       |     |     |     |     |     | 32    | 21  |
| 大島けんこうセンター<br>(福祉避難所)   |     |     |     | 21    | 26  | 26  | 4   | 4   |     |       |     |
| 椿の里<br>(福祉避難所)          |     |     |     | 36    | 36  | 36  | 29  | 29  | 6   | 58    | 58  |
| 合計                      | 42  | 33  | 33  | 1,017 | 677 | 112 | 69  | 61  | 28  | 1,374 | 753 |

## 福祉避難所の設置

10月16日の土砂災害当初は、要配慮者と一般住民は区別無く、開発総合センターに避難していた。台風27号の接近及び大雨注意報・警報の発表等による19日からの避難では、要配慮者のため、「大島けんこうセンター」と「椿の里」を福祉避難所として開設した。町の介護職や保健師などの専門職と地域包括支援センター、在宅サービスセンター、老人ホームの職員がその運営にあたった。また、応援スタッフとして、日本赤十字社、東京都ナーシングホーム（介護職）、東京都保健師も駆け付け、対応にあたった。

## 避難所等における支援

### 給食・炊き出し

16日の災害直後から、避難所では、町による弁当の手配や、婦人会による炊き出しなどが行われた。避難所での炊き出しは、婦人会で献立を考えた。

今回の避難所では、アレルギーをもつ人はいなかったが、町の栄養士会からは、今後の避難所運営においては、婦人会等とも連携し、避難者の食物アレルギーの有無を事前に把握することも必要だという声も上がっていた。

## Column

## 婦人会の炊き出し対応

家が流された方が、開発総合センターに次々と避難してきた。その中には、ご家族の消息も分からないという方もいて、かける言葉が見つからなかった。「ご飯だけでも食べてください。」と声をかけるのが精いっぱいだった。

どんなことがあっても、白いご飯と温かいみそ汁だけは食べさせてあげたいと思った。

「台風26号・27号対応振り返り」より



婦人会による炊き出し（大島社会福祉協議会提供）

## 支援物資

避難所では、島内で備蓄されていた物資や、さまざまな支援物資が、避難者に提供された。各避難所への物資の配送は、町教育委員会や町職員、大島支庁職員などによって行われた。



提供された物資の様子（大島社会福祉協議会提供）

## 被災者向け物資の調達

## 内容

- ・日本赤十字社「救急セット」30箱
- ・アルファ化米 37,000食
- ・調製粉乳 300本
- ・哺乳瓶 640本
- ・紙コップ 8,700個
- ・紙おむつ（大人用）20パック
- ・紙おむつ（新生児用）20パック
- ・紙おむつ（子ども用各サイズ）102パック
- ・紙おむつ（子ども用パンツタイプ）102パック
- ・おしりふき 221箱
- ・生理用ナプキン 702パック
- ・ティッシュペーパー 5,040個
- ・ウェットティッシュ 300個
- ・トイレットペーパー 20箱
- ・ペーパータオル 2,496本
- ・フェイスタオル 2,000枚
- ・バスタオル 1,000枚
- ・ハブラシ（大人用）1,152本
- ・ハブラシ（子ども用）540本
- ・歯磨き粉（大人用）500個
- ・歯磨き粉（子供用）250個
- ・被服類
- ・日本赤十字社「安眠セット」1,000セット

## 情報提供

避難所の状況は、避難所に配備された町職員や東京都職員により、逐次、町災害対策本部等に報告され、各機関とも情報共有された。そこで、避難者のニーズなども確認されていたため、避難所での情報提供、例えば、気象状況や支援等に関する情報提供がしっかりと行われていた。また、東京都からはテレビも支援物資として支給され、避難所における情報提供に活用された。

## 入浴

避難者のために、10月18日から、町は愛らんどセンター御神火温泉と浜の湯を入浴施設として開放した。

## 入浴施設の開放状況

| 施設    | 時間          | 対象者     |
|-------|-------------|---------|
| 御神火温泉 | 12:00～17:00 | 避難者     |
|       | 18:00～24:00 | 消防、自衛隊  |
| 元町浜の湯 | 11:00～23:00 | 一般利用者全て |

御神火温泉は消防機関や自衛隊などの応援機関も利用していたため、避難者等と時間を分けて利用された。

## ペット対応

避難所に同行避難してきたペットについては、当初、車両内での管理をお願いしていた。その後、ケージが支援物資として提供され、ケージ等に入れて廊下や空き部屋など、避難者の居住スペースとは別の場所に收容された。

## 島外避難の受入

島外避難者の受入施設は、国立オリンピック記念青少年総合センター、島嶼会館、都立板橋ナーシングホーム、区立・民間の高齢者施設等で、東京都が中心となって受け入れの対応を行った。

これらの施設には、都立病院の医師や看護師、都の介護職員なども派遣され、避難者の健康管理、健康相談なども行われた。

Part  
07災害救助法・  
激甚災害指定

## ■ 災害救助法の適用

東京都は、平成 25 年 10 月 16 日に大島町に災害救助法を適用した。

これにより、避難所の設置費用や、炊き出し、飲料水、生活必需品の提供に必要な費用、救出や搜索活動の費用、応急修理、応急仮設住宅建設の費用を都と国が負担することになった。

## ■ 激甚災害指定

国は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、大島町を対象に、台風 26 号による暴風雨に係る災害を激甚災害（局激）に指定した。（11 月 5 日閣議決定 11 月 8 日公布・施行）

大島町を対象に査定された金額等は以下のとおり。

農地等の災害復旧事業費の査定見込み額等

| 査定見込み額  | 早期局激基準額        |
|---------|----------------|
| 11.5 億円 | 0.5 億円（局激基準×2） |

中小企業関係の災害復旧事業費の査定見込み額

| 中小企業関係被害額 | 局激基準額  |
|-----------|--------|
| 20.4 億円   | 9.2 億円 |

公共土木施設等の災害復旧事業費の査定見込み額

| 査定見込み額  | 早期局激基準額 |
|---------|---------|
| 23.8 億円 | 5.0 億円  |

## Part 08 医療活動

### 土砂災害直後の災害医療

#### 医療センターの初動対応

大島医療センター（以下、「医療センター」という。）は、島内で唯一の有床診療所として地域医療を担う、公設民営型の医療機関である。土砂災害の発生した平成25年10月当時は、常勤派遣医師5人、研修医3人を含む医師10人の体制で内科・外科・整形外科などの診療を行うほか、定期的に島外から専門医が訪れる臨時診療科目も設けられていた。



大島医療センター外観（大島医療センター提供）



医療センター位置図（国土地理院電子地形図「平成25年台風第26号土砂流出箇所」に一部加筆）

土砂災害発生前夜の10月15日、医療センターでは、通常どおりの夜間態勢が敷かれていた。ただし、台風接近により停電などが起こった場合に備え、事務部門の一部担当者が敷地内にある寮に宿泊するなどの対応がとられていた。

土砂災害発生を受けて、まず医療センター近隣の住宅や敷地内の寮に住む医師・職員が、看護師長などの電話連絡により、医療センターに参集した。このうち院長は、未明のうちに看護師と共に被災した元町地区の在宅酸素療養患者の様子を確認しに出かけ、この患者が開発総合センターに設けられた避難所に避難していることを確認した。患者は、その後、避難所から医療センターへ搬送された。また、火山博物館付近の医師寮に住む医師も、通行止めになった都道の土砂を乗り越えて、08時頃までには参集した。

#### 重傷者のトリアージと搬送

07時頃から、被災現場で救出された負傷者が医療センターに搬送されてくるようになった。このため5人の医師（研修医を含む）によって、治療の優先順位を判断するトリアージが行われた。医療センターでは、災害などで多くの負傷者が発生した場合にトリアージを行うという計画が定められていたが、その実施場所は具体的に決められていなかった。そこで、その場の判断で、1階ロビーの椅子をよけてスペースを設け、床に毛布を敷いてトリアージ場所とした。

トリアージの結果、島外への緊急搬送が必要な重傷者は7名（内2名は意識不明）となった。このため、都立広尾病院に受け入れを依頼するとともに、優先順位を記した「救急患者搬送要請書」を作成した。11時過ぎには優先順位をつけた要請書がすべて完成してお

り、福祉けんこう課から東京都へファクスで送付された。

患者搬送には、東京都災害対策本部を通じて要請した東京消防庁のヘリコプターが用いられた。このヘリコプターには、受入先医療機関の医師が同乗しており、患者の対応を引き継ぐ形で搬送に付き添った。ヘリコプター1機に載せられる患者数には限界があることから、3便に分けて搬送が行われ、7名全員の搬送完了は夕方17時頃となった。

緊急性が高かったため、患者家族などへの連絡は後回しにして、まず搬送が優先された。搬送された負傷者の中には、島外からの旅行者や土砂災害で家族を亡くされた方もおり、連絡先の把握が困難なケースもあった。このため、後日、町職員が広尾病院に派遣され、連絡先の聴き取りなどを行った。

## 発災当日の医療センターの診療活動

発災当日の早朝、医療センターでは、土砂災害による救急搬送に備えるため、当日の外来受付を中止するという判断が下された。急な外来中止ではあったが、災害現場が医療センター近傍であったこともあって、外来患者からの問い合わせ等は予想外に少なかった。

当日、医療センターで受診した負傷者は、島外搬送された重傷者7名を含めて計24名であった。この中には、被災現場で負傷して、自力で治療を受けに来た患者もいた。また、夕方頃になると、救助活動で負傷した方も来院した。

10時頃までは停電していたため、CT検査を行うことができず、自家発電を利用したポータブルのレントゲン撮影しかできない状況でトリアージや治療を行うという苦労があった。

## DMATの活動

土砂災害の発生を受けて、東京都の災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team、以下「東京DMAT」という。）が派遣された。派遣実績は、下表のとおりである。

東京DMATの派遣状況

|                 | 内容                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------|
| 10月16日<br>13:00 | 東京DMAT<br>(都立広尾病院1チーム) 派遣                        |
| 10月17日<br>14:30 | 東京DMAT<br>(都立多摩総合医療センター1チーム) 派遣<br>※都立広尾病院チームと交代 |
| 10月18日<br>15:35 | 東京DMAT<br>(都立墨東病院1チーム) 派遣<br>※都立多摩総合医療センターチームと交代 |
| 10月19日          | 東京DMAT活動終了                                       |

福祉けんこう課は、東京DMATの受け入れを担当し、大島空港と救助現場との間の送迎等を行った。

救助現場では、発災当日、要救助状態の住民が発見され、救助隊の要請で、医療センターの整形外科医が現場確認等を行っていた。当日午後には到着した東京DMATがこれを引き継ぎ、救出活動と並行して現場で点滴を行うなど治療が行われた。

東京DMATは、1日交代で計3チームが派遣され、10月19日をもってその活動を終了した。

## 在宅患者・入院患者の避難

### 透析患者の島外避難

災害から2日後にあたる10月18日は、毎月1回、島外から来る透析専門医の来島日に当たっていた。

この専門医は予定どおり来島し、透析患者を島外に避難させる必要があるとの判断を下

した。これは、透析治療には電力と水が不可欠であるところ、電力は医療センターの自家発電でまかなえるものの、周辺地区は断水しており、医療センターもいつ断水するかわからない状況だったためである。このため、島内にいる25人の透析患者全員について、避難先などの手配が必要となった。

避難受入先については、透析専門医の判断で、それぞれの患者が透析に必要な器具の取付手術を受けた病院等に依頼することとした。医療センターから各医療機関に連絡し、受入要請を行った。

島外への移動は、各患者が個別に行った。中には、島外へは行きたくないという方もおり、看護師等が個別に連絡して、避難するようにと説得した。

当初は10月21日までに透析患者の避難が完了する予定だったが、その後、天候悪化が予想されていることが判明した。このため、医療センターの担当看護師が、再度、患者・家族との連絡・調整を行い、最終的には10月20日までにすべての透析患者が島外へ避難した。

島外に避難した患者からは、「いつ島に戻れるか」という問い合わせが医療センターに入ることもあった。町では、台風27・28号が通過した後に、医療センターを通じて、島外避難した透析患者へ「帰島可能」との連絡をとった。

このように、透析患者への対応は、すべて医療センターが中心となって実施されたため、町役場の負担は大きく軽減された。ちょうど島外から透析専門医が来島して現場の状況を直接把握・判断できたこと、普段から島内の透析患者をすべて把握しており、島外の医療機関とのネットワークも持っていたことが、このような的確な対応につながったと言える。

## 入院患者の島外避難

土砂災害後、初めての本格的な降雨予想を受けて、10月19日08時頃、町から医療センターに対して「本日夕方、避難勧告の可能性があり、入院患者も避難の可能性ある」との連絡が入った。このため、医療センターに入院中の患者（14名）を島外へ避難させることが必要になり、避難先・搬送手段などの検討が始まった。この調整のため、町へ支援に来ていた東京都の担当部署、自衛隊、消防庁などの派遣職員が医療センターへ来て、打合せが行われた。

入院患者の受け入れは、都立広尾病院へ要請した。広尾病院の院長からは、電話で「入院患者14名はすべて広尾で診ます。」との暖かく心強い言葉をいただいた。

島外への搬送手段については、東京都をはじめ関係機関の協力の下、自衛隊のC1輸送機が用いられることになった。数多くの機関が搬送等に関わることから、その調整・協議のため、町役場で関係機関合同の打合せが行われた。

当初は19日の晩に搬送を行う予定であり、医療センターでは転送先へ申し送りをする患者情報の整理・紹介状の作成や、入院患者家族への連絡などに追われた。しかし、天候不良のためいったん搬送中止の連絡が入り、さらに深夜になって一部患者のみヘリコプターで搬送するという連絡が入るなど、搬送予定が二転三転するという一幕もあった。

最終的には、10月20日の朝、当初予定どおりC1輸送機を用いての搬送が決定された。医療センターから大島空港までは、消防本部の救急車によりピストン輸送を行った。空港到着後は、いったん空港ビルのロビーに担架を並べて入院患者を待機させた後、そこから再度救急車で滑走路上のC1輸送機へと



C 1 輸送機による入院患者の搬送（東京消防庁提供）

搬送された。

大島空港を飛び立った輸送機は、航空自衛隊木更津基地へ着陸し、そこからは東京消防庁の救急車で東京湾アクアラインを経由して都立広尾病院に搬送された。

島外避難した入院患者は、避難指示が解除されれば医療センターに戻るという前提であったため、空き病床を確保することとした。

島外避難した入院患者 14 名のうち、1 名は避難先から転院し、2 名は避難先で退院した。残る 11 名の入院患者は、11 月 8 日、避難時と同様に C 1 輸送機を用いて搬送され、帰島した。

## 医療体制の維持・確保

### 土砂災害翌日からの医療体制

医療センターでは、土砂災害翌日の 10 月 17 日以降、外来を通常診療体制とした。ただし、慢性疾患等で投薬のみを希望する患者に対しては、医師の負担を軽減することや、患者の危険地域への通行・滞在を最小限にすることを考慮して、事前に電話で状況を聴き取りした上で処方箋を出し、その後に薬を受け取りにのみ来院していただくという対応もとった。また、1 回当たりの処方量を多くすると、輸送が途絶えた場合に医薬品の在庫不

足が生じるおそれがあったため、処方箋は 2 週間分のみという制限をつけた。

医療センターは、土砂災害で大きな被害を受けた地域に隣接していることから、通院を怖がる患者もいるかもしれないとの懸念もあった。このため、例えば小児科では、予約していた予防接種を早急に行わなければならない子どもについては、希望があれば往診で対応することも検討された。

### 台風接近への対応

入院患者の避難を終えた翌 10 月 21 日、医療センターでは台風接近に備えた対応を検討し、その週に島外から医師が来て診察する予定であった臨時診療についてはすべて休診することが決定された。普段から、天候悪化による臨時診療の休診は時々生じるが、その場合は前日に休診を決定している例が多い。しかし今回は、2 つの台風が同時に接近していることから、通常より早めに決定し、外来患者に事前通知することで薬等のもらい忘れを防ごうという判断だった。

台風接近に備えた臨時診療の休診

| 日 付           | 休診科目         |
|---------------|--------------|
| 10 月 23 日 (水) | 眼科、内科        |
| 24 日 (木)      | 心療内科         |
| 25 日 (金)      | 耳鼻科、皮膚科、頭痛外来 |
| 26 日 (土)      | 循環器外来        |

また、翌 22 日には、医療センターの避難が必要となった場合に備え、治療に必要なために持ち出す物品のリストアップや、電子カルテなどのデータ持ち出し準備などが行われた。さらに 10 月 23 日には、台風通過前に医療センターへの避難指示が出されるとの想定の下、その場合は町役場 3 階に医療救護所を開設し、医療センターから必要な要員のみ移動することが決められた。

なお、この間、常勤派遣医師・研修医の派遣元から医療センターに対して、派遣医師・研修医を帰してほしいとの要請が伝えられた。医療センターでは、いったんこれを了承したが、その後の関係機関との調整や、派遣医師・研修医本人を交えた相談の結果、万が一の補償体制が整っていない研修医のみが島を離れることとなり、派遣医師は残ることが決定された。看護師に関しても、本土からの（短期）応援看護師が数人おり、希望を聞いて一時帰宅を許可し、残る看護師で対応することとした。

### 医療センターに対する避難指示

台風 27・28 号の接近に伴い、10 月 25 日 17 時 30 分、元町地区に対する避難指示が出された。医療センターに対しては、18 時 30 分に福祉けんこう課長自らが訪問して、避難指示が出されたことを伝えた。

このため、医療センターの医師、看護師、事務職員は、町役場 3 階に設ける医療救護所へ移動することを決定、1 時間後の 19 時 30 分には移動が完了した。

しかしその後、圧迫骨折の疑いがある患者のレントゲン撮影が必要になり、一部の医師、看護師と事務職員は、町役場から医療センターに戻って診察・治療を行った。その患者が治療後に帰宅した後も、医師、看護師等はそのまま医療センターに残り、夜間待機の体制をとることとした。なお、町役場 3 階に設置した医療救護所は、翌 26 日 16 時をもって閉鎖した。

10 月 26 日の朝、避難指示が継続中にもかかわらず、肺炎で入院加療の必要な患者が来院した。島外へは行きたくないとの希望があったため、避難指示が出されている中での入院について町から許可を得て、この患者を

受け入れた。

その日の午後は、5 名の外来患者があった。

17 時 30 分頃、町役場から「避難指示解除」の連絡が入り、医療センターでは、その後、夜間の通常体制に入った。

医療センターが通常外来業務に戻ったのは 10 月 28 日からであり、この間、一部の医師・職員等は、ほとんど合宿状態で院内待機をして、2 週間を乗り切った。

### 医師寮の安全確認

火山博物館近くにある医師寮では、土砂災害後に裏山が崩れそうだとの情報があった。このため、台風 27・28 号が通過して避難勧告・指示が解除された後も、その安全性には懸念があった。

医療センターから町に対して安全確認を依頼したところ、災害対策本部を経由して専門家による調査を要請することとなった。しかし、調査実施までにはしばらく時間がかかる見込みとのことで、この間、医師等がホテルに宿泊する場合は、町でその費用を負担することになった。ただし、医師らの意向を確認したところ、全員が病棟待機を希望したことから、ホテル宿泊は行われなかった。

なお、国土交通省の専門家による調査の結果、医師寮の裏山が崩壊する可能性は小さいとの結果が得られ、11 月 5 日に医療センターに伝えられた。

### 負傷者等への支援

町では、土砂災害で負傷して島外へ緊急搬送された負傷者や、島外避難した入院患者、透析患者とその付き添い者を対象に、次表の支援を行うこととして、12 月に開催された

町議会定例会で補正予算を計上した。これらは、すべて町独自の支援策であった。

#### 負傷者等への支援策

| 対 象                          | 支援内容                                                                                                                                                              |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害により負傷し、島外救急搬送された方（7名）      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療費一部負担金の免除</li> <li>・退院後の都内通院に要する交通費・宿泊料</li> <li>・集中治療室で加療中の患者に対する付添者の交通費・宿泊料</li> <li>・負傷者通院・見舞い付添者の交通費・宿泊料</li> </ul> |
| 医療センター入院中に島外避難し退院後に帰島した方（1名） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・帰島に要する交通費・宿泊費</li> <li>・付添者（特に必要と認められた場合）の交通費・宿泊料</li> </ul>                                                              |
| 透析患者（25名）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島外避難に要した交通費・宿泊料</li> <li>・付添者（特に必要と認められた場合）の交通費・宿泊料</li> </ul>                                                            |

## Part 09 保健・衛生

### 健康相談・心のケア

#### 福祉部門も当初混乱!

福祉けんこう課では、発災直後は、他課の電話対応の応援などに追われた。ボランティアに関する問い合わせや住民からの相談ごとなどで、その中にはやり場のない怒りの声もたくさん寄せられた。

また、土砂災害が発生した10月16日の午後には、都立広尾病院から東京DMATの医師、看護師等が来島し、町保健師（専門職）が、空港に出迎え、島内の被災現場を巡回するなどの対応も行っていた。

#### Column

#### 町・保健師の話

10月15日の夜は、北の山にある自宅で就寝中であつた。16日の明け方頃、隣の倉庫のトタン屋根に激しくあたる雨の音で目を覚ました。かなり的大雨だったので、避難も意識したが、この状況では避難も難しいとも思った。

役場（福祉けんこう課）に連絡を入れると、本庁に来るように指示された。すぐに車で向かったが、元町方面への道が大島高校前あたりで、すでに冠水するなどして通れず、う回路をとり、なんとか役場にたどり着いたという状況だった。

#### 健康チェック・心のケア

土砂災害発生の翌日（17日）には、町保健師、医療センター、東京DMAT、東京都

島しょ保健所大島出張所、日本赤十字社、前田内科クリニック等により「医療保健連絡会」が組織された。ここでは、被災された方々や災害対応に携わった人たちへの心のケアについて話し合われ、10月18日から役場や小中学校などの公共施設に、心のケアを呼び掛けるポスターが掲示され、「広報おおしま災害臨時号」でもお知らせが出された。東日本大震災での対応経験のある東京都島しょ保健所職員の発案でもあった。

R25.10.17

**大島町の皆様へ**

今回の台風で、ご心配の多い状況が続いていると思いますが、このような状況では、皆様にストレス反応による影響がみられることがあります。

- 頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどがとれない。
- 気が荒ぶって寝つきが悪くなったり、途中で目が覚めたりする。
- 食欲が落ちる。
- 台風の様態に関連した内容の不快な夢を見る。
- 台風の様態に関連した光景が、突然、繰り返しよみがえって不快となる。
- 物音など、ちょっとした刺激にもびくっとしてしまう。
- 涙が止まらない。
- なんとなく落ち着かない。
- 強い不安や心配、おそれの気持ちがわく。

このような「こころの変化」は決して特別な反応ではありません。  
ひどいショックを受けたとき誰にでも起こるうる正常な反応です。  
ほとんどの変化は時間とともに回復していきます。

**症状が改善されない時はご相談下さい。**

大島町役場福祉けんこう課けんこう係  
電話 2-1471

東京都島しょ保健所大島出張所  
電話 2-1436

心のケアを呼び掛けるポスター

開発総合センター（1階和室と2階大集会室）に避難していた人たちには、保健師が中心となり、健康面に関する相談、健康チェック（血圧の測定や擦り傷の手当等）などの巡回活動が行われた。

巡回は、1日に2回（09時、15時）実施され、避難者の健康状態や健康チェックの内容は記録され、医療保健連絡会のメンバーで情報共有された。

必要に応じて医療相談も行ったが、これには日赤医療班や自衛隊も加わり対応した。開

発総合センター及び10月19日に福祉避難所として開設された「大島けんこうセンター」で、10月中に合わせて65件の相談があった。

避難者にもさまざまな立場の方々があり、家は流されたが家族は無事だった人、家族の中に亡くなられた方や行方不明者がいる方など、対応した保健師も常にその方々の立場を理解し、寄り添わなければならないと実感した。

一方、町職員や警察、消防等の災害対応に従事した人たち向けの健康相談室も設けられ、日赤医療班が中心となり対応した。

災害現場で活動する人たちは、救助活動などに必死で、当初その呼び掛けにも応ずることができなかったが、数日たってその必要性が理解され、10月29日から10日間に40件ほどの相談があった。

**大島町役場にお勤めの皆様**

10月16日の台風26号による土砂災害後、大島町役場の皆様におかれましては、大変なご苦労をされていらっしゃることをお察し申し上げます。

被災された方はもちろん、町役場の皆様にとって、休む間のない毎日ではなかったでしょうか。災害というショッキングな出来事を体験した後は、ここからさまざまな変化が起こります。これらは、誰にでも起こりうることで、多くの場合は一時的で、次第に収まり回復します。ただ、一部の場合には、その影響が長びく場合もあり、そのような場合には、なるべく早く相談されることをお勧めします。

「自分自身の健康が維持できてこそ助けになれる」という意識を持ちましょう。

★ 支援者に起こりうる心身等への反応

| こころの変化                                                                                                                                             | こころの変化（強度）                                                                                                                                                           | からだの変化                                                                                                                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 気持ちの高ぶり</li> <li>○ イライラや怒り</li> <li>○ 不安</li> <li>○ 無念さ、無力感</li> <li>○ 自分を責める</li> <li>○ 憂鬱になる</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現実感がなくなる</li> <li>○ 時間の感覚がなくなる</li> <li>○ 繰り返し思い出す</li> <li>○ 感情が麻痺する</li> <li>○ 仕事が手につかない</li> <li>○ 他人と関わりたくない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不眠、悪夢</li> <li>○ 動悸</li> <li>○ 立ちくらみ</li> <li>○ 消火器症状</li> <li>○ 音に過敏になる</li> </ul> |

★ 支援者のストレス対策（セルフチェック）

| 業務への影響                                                                                                                | 行動への影響                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務に過度に没頭する</li> <li>○ 思考力の低下</li> <li>○ 集中力の低下</li> <li>○ 作業能率の低下</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲酒量が増える</li> <li>○ 喫煙量が増える</li> <li>○ 危険を顧みなくなる</li> </ul> |

★ 生活ペースの維持

- 十分な睡眠、食事・水分をとる
- カフェインや酒・タバコの取りすぎに注意する
- 自分の心身の反応に気づく
  - 休憩や気分転換を心がける
  - 「自分だけ休むわけにはいかない」と罪悪感が生じるのは自然なことですが、無理をせずと調子を崩してしまひ、かえって周囲に影響を及ぼすことになるため、休みをとることは大切
- 一人でためこまない
  - 家族や友人などに積極的に連絡する
  - 職員同士でお互いのことを意識し、お互いの頑張りをねぎらうことは大切
  - 自分の体験や気持ちを話したい場合、支援する必要はない
  - でも、話したくない場合は、無理して話す必要はない

【気分転換の工夫】  
深呼吸・ストレッチ  
散歩・運動・音楽を聴く  
食事・入浴など

職員向けに出されたピラ（抜粋）

そのほか、東京都と町の保健師、都立中部総合精神保健福祉センター等が、最も被害の大きかった元町2・3丁目の住宅全戸に訪問調査を行い、心のケアが必要な人たちの把握に努めた。

## 被災者生活支援連絡会

11月2日から、八重川の東京都教職員住宅や町営住宅などに、特に深刻な被害を受けた世帯が入居した。町保健師は、避難所での対応と同様に、教職員住宅などに移ってからほぼ毎日、訪問相談を行った。

その後、町、大島支庁総務課福祉係、島しょ保健所大島出張所、大島社会福祉協議会、民生・児童委員等で構成された「被災者生活支援連絡会」が設置され、この連絡会を通じて応急仮設住宅入居者の状況把握や声かけなどの活動が続けられた。

## 広報紙による呼び掛け

被災者への心のケアや相談ごとへの対応は継続して行っていくことが大事である。町では、被災者が避難所から元の居住地や応急仮設住宅等に移動しても、その所在把握に努め対応してきたが、それ以外の場所へ自主的に移動した人たちもあり、その把握が難しかった。

そこで、福祉けんこう課は、広報紙（災害臨

**広報 おおしま** 2013年（平成25年）第2号 11月8日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況（11月5日 15:15 現在）

|      |     |
|------|-----|
| 死者   | 35人 |
| 行方不明 | 5人  |

お問い合わせ  
政務推進課災害対策課係  
☎04992（2）1444

子ども家庭支援センターは、大島町の18歳未満の子供と家庭に関するあらゆる相談をお受けする機関です。こんなときは、大島町子ども家庭支援センターに連絡をお願いします。

○被災・その他の事情で子どもや家族に不備があり、登園、登校できていない  
○被災し、困っていることがある  
○福祉サービスを利用したい  
○子供を預かってほしい、一時的に保護してほしい  
○何となく話したい

大島町子ども家庭支援センター（福祉けんこう課）  
【問い合わせ】  
☎・FAX 04992（2）2381  
相談専用電話 04992（2）2398

災害ボランティアの派遣 及び災害ボランティアの募集  
大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。  
あわせて、ボランティア活動に参加していただける方を募集しています。  
自治会連保の関係で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみならず、島外にお住の方にもボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。  
【問い合わせ】  
災害ボランティアセンター（大島社会福祉協議会）  
☎04992（2）3773

電話で弁護士に相談できる  
「島しょ法律相談」  
東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士（電話相談）を実施しています。相談は無料です。（通話料はかかりません。）相談者のプライバシーは厳格に守られていますので、安心してご相談ください。  
※災害関連の相談も受け付けます。  
相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く  
相談時間 午後1時～4時  
【相談・予約の問い合わせ】  
東京都生活文化局広報広聴部都民の声課  
☎03（5388）2245

自主的に移動された方への呼び掛け（広報おおしま災害臨時号）

時号)で、町からのお知らせや困りごと相談への対応、連絡先の確認などを繰り返し呼び掛け、被災者の所在等の把握に努めた。

## ■ 衛生活動

### 被災家屋の消毒活動

土砂災害の発生により、大量の土砂や汚泥が住宅に流れ込んだ。その結果、家屋倒壊などの被害を引き起こすとともに、感染症の蔓延も懸念されはじめた。



室内を埋め尽くした泥流（東京消防庁提供）

東京都からの働きかけもあり、町は、島しょ保健所大島出張所と協議し、10月28日に被災地における消毒活動の実施を決定した。

消毒活動は、家屋内に立ち入ることから、世帯主の許可が必要となる。そのため、要望のあった世帯を対象に行うものとしたが、広くその必要性和周知を図るために、町は、臨時広報紙やチラシで広報した。

現場での消毒活動は、消毒の専門機関である公益社団法人東京都ペストコントロール協会が中心となり、11月8日、9日に実施された。被害の大きかった元町地区を中心に、岡田、泉津地区の一部でも実施され、2日間で35軒の住宅で消毒活動が行われた。

消毒活動には、そのほか、さまざまな機関・団体も協力した。要望のあった世帯を対象に、土砂のかき出し作業が終わった地域を優先し

#### 土砂等の被害にあった家屋の消毒について

この度の台風26号の土砂災害で被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

町では台風26号に伴う土砂や汚泥によって汚染を受けた家屋は床上、床下に限らず感染症の予防やまん延を防ぐため清掃と消毒が必要となります。

床下浸水だけでも床下に泥や砂が堆積していますので、衛生面においても好ましくないので、できるだけ撤去して下さい。（ボランティアの方々にも協力をいただいております。）

町では、床下等に堆積した泥や土砂をきれいに撤去を終えた家屋を対象に消毒を行っており、該当される家屋の消毒を希望される方は福祉けんこう課けんこう係までご相談ください。

そのまま放置すると「におい・ハエや蚊などの発生・家屋の土台の腐食」などの原因となります。

問合せ先 大島町役場福祉けんこう課けんこう係（2-1471）

消毒活動の呼び掛け（広報おしま災害臨時号）



家屋内の土泥のかき出し作業（大島社会福祉協議会提供）

て行われたが、その対象地域については、ボランティアセンターと島しょ保健所大島出張所が確認と協議を行い、決定した。

家屋が並んでいるところで、その間にある住宅で消毒活動の要望が出ていない世帯があれば、積極的に働きかけ、消毒エリアが途切

ることがないように拡大していった。

現場では、住民からその場で直接依頼されることもあった。空き家になっている家屋については、近所の知り合いの方がその所有者に連絡して許可を得るなど、地域住民の協力もあり、大きなトラブルなく活動が進められた。

消毒活動は、2つの班で実施された。一つの班は、(公社)東京都ペストコントロール協会、町、ボランティアセンター、東京都島しょ保健所の各職員等8人で構成された。2日間の消毒活動の後も、ボランティアが活動を継続できるように、各班の作業にはボランティアが同行し、消毒の手順を覚えていった。町も、そのための消毒液や噴霧器、消石灰、マスク等の資器材、備品を購入し活動に備えた。



床下に消石灰が散布されている（大島社協提供）

ボランティアセンターには、消毒依頼の窓口も設置した。中には住民自らが作業することを申し出るケースもあり、その際には、町から資器材等の貸し出しが行われた。

## 避難所における衛生

避難所では、手指消毒用アルコールやマスク等の衛生用品が東京都を通じて調達され、避難者に配布された。

町保健師も、食中毒の防止呼び掛けのチラシを作成し注意を促した。

### 保健衛生関連の調達物資

| 調達日   | 内容                                                                                              |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/18 | ・簡易トイレ 100 個                                                                                    |
| 10/21 | ・消毒用アルコール（ハンドタイプ）200 本<br>・消毒用アルコール（ポンプタイプ）50 本<br>・次亜塩素酸消毒剤<br>・使い捨て手袋 2,400 枚<br>・マスク 5,600 枚 |
| 10/23 | ・動物用ケージ 20 個                                                                                    |
| 10/25 | ・感染症対策防護具 150 人分                                                                                |
| 11/ 7 | ・マスク                                                                                            |

Part  
10

## ご遺体・遺留品

## ご遺体への対応

この災害では、36 名の方が亡くなり、今も3 名の方が行方不明になっている（平成29 年1 月現在）。



被災現場で合掌する捜索隊（10 月 18 日）（東京消防庁提供）

土砂災害が発生した 10 月 16 日の 8 時 30 分にご遺体 3 体が発見され、元町にある火葬場待合室に収容された。そこで順次、大島警察署等により検視が行われた。翌 17 日からは死体検案が始まり、18 日まで 26 名のご遺体が東京都から派遣された監察医によって行われた。遺体安置所の脇には、遺体検案場所としてテントも張られ、19 日からは、ほぼ一日一体のご遺体が運ばれ、計 10 体について、検視官（警察）や医療センター院長などによって検案が行われた。

火葬は、当初、島外で行うことも協議されたが、ご遺族の意向やご遺体の状況から島内で行うことになった。18 日から火葬が行われることとなり、フル稼働の状態で毎日夜遅くまで続いた。大雨注意報や警報の発表により、避難勧告・指示が発令された場合には、火葬を中止にする状況もあった。

10 月 20 日の大雨の際には、被災後初めて元町地区に避難勧告が出され、すでに多数

のご遺体が安置されていた遺体安置所も移動しなければならなくなった。移動先には、あまり人の出入りが少ない施設で、継続して使える場所として、野増地区の旧保育園跡地がその候補施設に挙がったが、ここでも土砂災害の危険性があるとのことで、最終的に、北の山地域センターに移動することになった。遺体の搬送では、自衛隊の協力もあった。遺体安置所には、日中は、町職員及び大島警察署防犯係が配置され、夜間については、警視庁機動隊が警備も含め対応にあたった。

陸上での捜索活動が終了した平成 25 年 11 月 8 日までに、島内で 34 体、島外で 1 体の火葬が行われた。

島内には、葬儀を専門とする業者が少なく、町職員も、ご遺体の安置などの対応にあたった。ご遺体に必要なドライアイスの確保では、島内の葬祭業者の保有量だけではとても間に合わず、東京都福祉保健局が手配し確保された。ご棺も島内には十分になく、町が急きょ業者に発注し確保するような状況であった。

## ドライアイスの調達量

| 調達日   | 調達量     |
|-------|---------|
| 10/18 | 100kg   |
| 10/19 | 1,000kg |
| 10/20 | 2,000kg |
| 10/22 | 4,000kg |
| 10/24 | 200kg   |
| 10/25 | 800kg   |
| 10/30 | 600kg   |
| 11/ 3 | 600kg   |

亡くなられた方の中には、ご親戚等に引き取られた方もいたが、ほとんどの方々は、ご自宅も被災していたため、遺体安置所に引き続き安置され、町職員や大島警察署防犯係がお悔やみ客などへの対応にあたった。

## Column

## ご遺族等に対する対応・支援

土砂災害により死亡した方のご遺族や行方不明者のご家族への対応として、町は、下記のとおり複数回にわたる説明会を開催した。

また、町では、被災者支援対策事業の一環として、島外からお墓参り及び身元確認などのために伊豆大島へ来島するご遺族等への支援として、東京から大島までの高速船実費相当額などの交通費や、島内の宿泊施設へ宿泊した場合の宿泊料などを補助する制度を設けた。さらに、国内遠方へご遺体を搬送するご遺族のため、ご遺体搬送費を町負担とした。

## ご遺族等への説明会開催状況

|                   | 開催日・場所                                       | 主な内容                                                                           |
|-------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回<br>(島内ご遺族等対象) | 平成26年5月9日(金)<br>19時～<br>大島町開発総合センター1階大会議室    | ・「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」の報告について<br>・行方不明者の捜索について<br>・災害廃棄物等処理計画について                  |
| 第1回<br>(島外ご遺族等対象) | 平成26年5月11日(日)<br>13時半～<br>島嶼会館2階第3会議室        | ・被災者支援事業について<br>・復興計画の策定に向けて<br>・その他                                           |
| 第2回<br>(島内ご遺族等対象) | 平成27年6月18日(木)<br>18時～<br>大島町役場3階第3会議室        | ・大島町新体制の報告<br>・行方不明者の捜索について<br>・大島町復興計画の進捗状況について                               |
| 第2回<br>(島外ご遺族等対象) | 平成27年6月21日(日)<br>13時半～<br>東京都庁第一本庁舎25階115会議室 | ・土砂災害防止法に基づく調査結果について<br>・その他                                                   |
| 第3回<br>(島外ご遺族等対象) | 平成28年3月26日(土)<br>15時半～<br>島嶼会館2階第1～3会議室      | ・平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会の報告を受けて<br>・行方不明者の捜索について<br>・大島町復興計画 復旧・復興事業について<br>・その他 |

## 流出した遺留品

被災した家屋等から流出した品々についての管理も町として重要な業務となった。

特に貴重品については、町役場の会計室金庫に保管され、写真や衣類、位牌などは、いったん役場地下駐車場倉庫にて、職員が泥などを落とし仕分けし、台帳に整理し管理された。「広報おおしま」でも周知が図られ、所有者の判明



流失物の保管についての周知  
(広報おおしま 2014年(平成26年)3月号)

したものは随時返却し、所有者不明のものは、野増地域センターに保管された。

被害の大きかった神達地区で見つかった流出物は、行方不明者の捜索に携わった自衛隊や消防、警察等が現場で丁寧に扱い、その後、野増地域センター体育館に運ばれ乾かすなど



し保管され、関係者への一般公開も行われた。

現場で見つけ出された遺留品（東京消防庁提供）

流出したものの中には、写真が大量にあった。泥を落したり、乾かしたりするのに相当な時間を要したが、「東北恩返しプロジェクト」のボランティアなどの協力を得て、その復元を行った。

こうした遺留品は、町で継続して保管されているが、ご遺族や被災された方々の中には、見てつらい想いをされる人たちもあり、役場としても積極的に見てほしいとは、なかなか言えない状況にもあった。

## Column

### 被災写真を復元！

「広報おおしま2014年（平成26年）新年号」より

11月28日・29日の2日間、東北の写真専門店有志による『東北恩返しプロジェクト』が来島、被災した写真やネガを復元するボランティア活動を展開！

全日本写真材料商組合東北地区連盟の代表者3名は、持ち込まれた写真やネガを見て可能なものはその場で画像を取り込み復元、できない写真は東北まで持ち帰り後日送付することに。



Part  
11社会福祉協議会と  
ボランティアの活動

## 社会福祉協議会の初動対応

土砂災害の発生を受けて、大島社会福祉協議会（以下、「大島社協」という。）は、まず職員の安否確認や、島内にある各福祉施設等の被害状況、施設等利用者の状況などの確認を行った。

大島社協が行っている居宅介護支援事業の利用者などについても、ケアマネージャーが個別に電話連絡などをして安否確認が行われた。安否確認は、まず被災地域である元町地区から始め、その後、全島について実施された。この結果、発災当日中にほとんどの利用者の安否を確認することができた。

また、同じく発災当日のうちに、大島社協に対して東京都社会福祉協議会（以下、「東社協」という。）より状況確認の電話が入った。そこで、上述の確認結果や島内の様子を報告するとともに、東社協に対して支援のための職員派遣を要請した。これを受け、東社協の職員及び東京ボランティア市民活動センター（Tokyo Voluntary Action Center、以下「TVAC」という。）、東京災害ボランティアネットワークの関係者計4人が、翌17日に到着する船で大島へ来島した。

災害ボランティアセンターの  
設置・運営

## 災害ボランティアセンター設置準備

土砂災害当日から、町役場や大島社協には、島外のボランティア希望者から複数の電話連

絡が入っており、中にはすでに17日時点で島外から来島しているボランティア希望者もいた。また、島内では、大島高校の教員・生徒が自主的に道路上の流木・土砂等の除去を行っている状況だった。



災害直後から行われた高校生による活動（大島社協提供）

このため大島社協では、来島した東社協職員らと被災現場、避難所などの状況を確認した上で、町と協議をしつつ災害ボランティアセンターの設置を決定した。

当時、大島社協には災害ボランティアセンター設置の計画やマニュアルはなく、町の地域防災計画にもこれは規定されていなかった。また、大島社協職員の中には、東日本大震災の被災地に赴いて災害ボランティアセンターの運営支援に携わった経験のある者もいたが、自らが災害ボランティアセンターを設置した経験はなかった。このため、支援に来た東社協職員などからさまざまな助言を得ながらの災害ボランティアセンター設置となった。

センターの設置場所については、被災現場の近傍にありながら被災を免れ、また広い駐車場があって大勢が集まっても対応できるという理由で、大島社協事務所とすることがすんなりと決まった。また、災害ボランティアセンターからの情報発信のため、ホームページ、フェイスブックを立ち上げる作業などが始められた。これと並行して、17日中には2チームのニーズ調査班が被災現場を戸別訪問して、ボランティア活動に対するニーズ調査を行った。



社協職員等によるニーズ調査（大島社協提供）

## 災害ボランティアセンター開設

10月18日正午、大島社協の事務所を拠点とした「大島社協災害ボランティアセンター」が開設された。前日に町役場や大島社協へ連絡のあったボランティア希望者に対して、折り返し電話で12時30分に参集するよう連絡をした。集まったボランティアの中には、大島出身で現在は島外に住む若者も20人ほどいた。



ボランティアセンター初日に集まった人々（大島社協提供）

参集者の多くはボランティア保険に加入していなかったことから、受付とともにボランティア保険への加入手続きを行った。ボラン

ティアであることを示すため、氏名を記入したガムテープを服に貼って、さっそくボランティア活動が始まった。

センターは、当初はテントもなく、長机1つからのスタートだった。また、活動用の資機材（スコップ、一輪車など）については、東社協のネットワークを通じて各地の災害ボランティア団体等へ支援を呼び掛けたものの、提供資機材が大島へ到着するまでには数日の時間を要した。このため、大島社協では、大島高校・海洋国際高校にスコップなどの提供を依頼するとともに、日頃から社協の活動を支援してくれている島内サポーターの中から資機材を持っていそうな方を中心に連絡をとり提供を呼び掛けるなど、当面の間の活動用資機材をかき集めた。



当初、島内を中心に提供を受けた資機材（大島社協提供）

センター立ち上げ直後は、島内の宿泊施設が災害対応のための関係機関や報道関係者で満室の状態にあり、島内に宿泊場所を確保することが困難だった。このため、島外からのボランティア問合せに対しては、「来島を控えてほしい」と呼び掛けていた。この結果、初期に島外から来たボランティアのほとんどは、大島出身者など、実家や親戚宅などが島内にある方々だった。

最初の活動場所は、センター設置前日のニーズ調査をもとにした2件の土砂除去（泥出し）作業であった。その後も、土砂除去の

ニーズが次々と寄せられたが、加えて台風27・28号の接近を受けて、土のう積みなどの作業依頼もあった。

## ボランティア活動の本格化

災害ボランティアセンター立ち上げ翌日の10月19日は、降雨に伴いボランティア作業を13時で終了した。その後、センターのある地域を対象に、町から避難準備情報及び避難勧告が出されたため、翌20日の活動は中止された。同様に、台風27・28号の接近に伴う避難勧告・指示を受けて、25～26日の活動も中止された。

この間、当初、各地の関係団体に提供を依頼していた資機材が次々と到着した。



各地から届く資機材の受入風景（大島社協提供）

こうして、2つの台風が通過した後には、島外からのボランティアを本格的に受け入れることとなり、ボランティア活動がいよいよ本格化した。10月30日には、初めて1日の活動参加者が100人を超え、特に11月2～4日の三連休には1日当たりの参加者が最大500人にもものぼった。

毎朝、センターでは08時30分からボランティアの受付を開始した。受付後は数人ずつに作業班をつくり、班ごとに作業場所となる現場の地図、ニーズ票のコピーを渡して作業指示が行われた。このニーズ票も、過去の災害で利用されたものをもとにして改良が重ねられた。



多くの方が集まったボランティア受付（大島社協提供）

### Column

#### ボランティア受付の工夫

ボランティア受付は08時30分の開始としていたが、大型客船で来島した方々が07時前には到着してしまうことから、状況に応じて柔軟に対応した。また途中からは、大島でのボランティア活動が初めての方と2回目以降の方で、受付窓口を分け、経験者を作業班のリーダーに配置できるようにという工夫もした。

当初は、終日活動することを前提としていたが、その後、午前のみ、午後をみの活動も受け付けることで、ボランティアが参加しやすくなるようにした。



初めて（右）と2回目以降（左）で分けて受け付け（大島社協提供）

各作業班が活動中の現場には、過去の災害で支援経験のあるボランティア・コーディネータや東京都災害ボランティアセンター（事務局：TVAC）より派遣されたコーディネータが巡回して活動状況を確認するとともに、活動終了後も現場に赴いて確認作業を行った。コーディネータは最大時で5人が活動し、地区割りで担当を割り振ることもできた。このように確認作業を丁寧に行ったこともあり、ボランティア活動に伴う大きな事故・トラブルは生じなかった。

ボランティアが被災現場で行った主な災害復旧活動は、下表のとおりである。このほかにも、例えば、被災者が応急仮設住宅への引越し、応急仮設住宅から災害復興住宅への引越しなどの支援も行った。

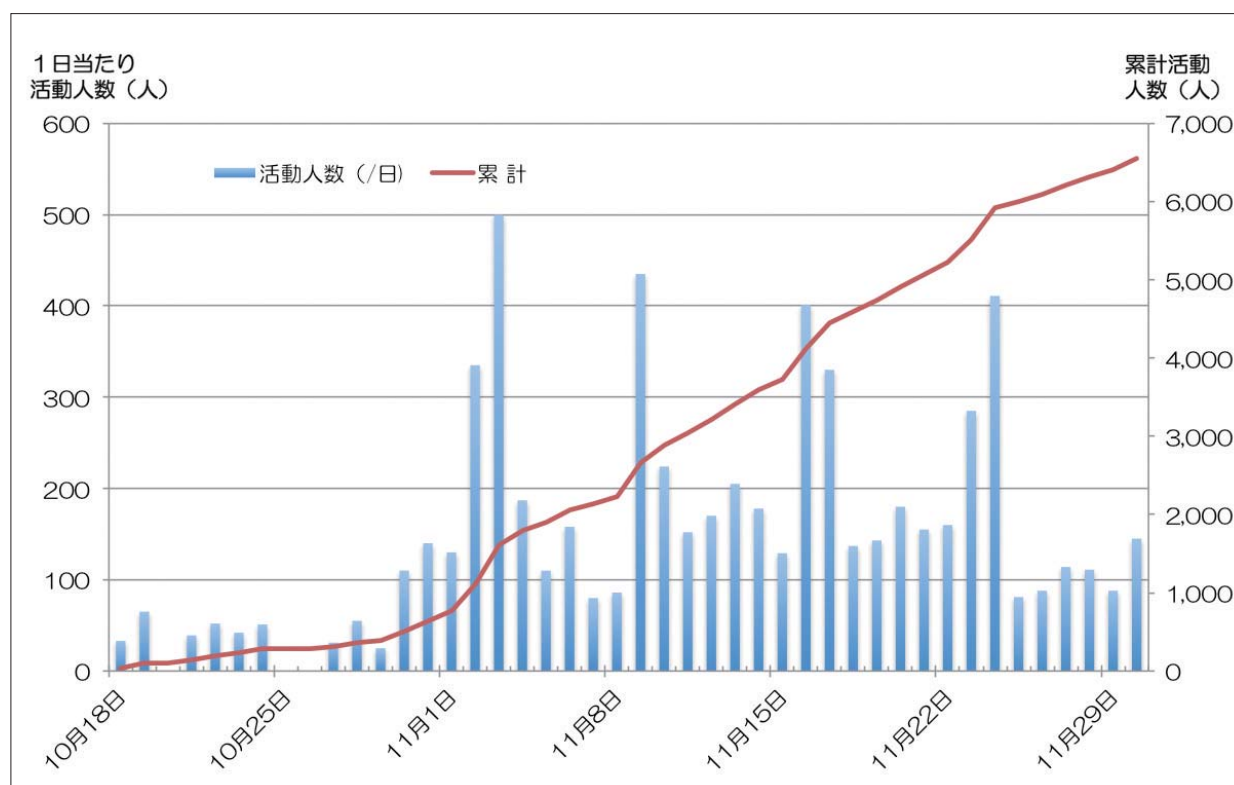
ボランティアの活動内容（平成 27 年 11 月末現在）

| 活動内容               | 件数    |
|--------------------|-------|
| 泥出し・がれき撤去          | 130 件 |
| 家財道具等の運び出し・清掃・食器洗い | 34 件  |
| 庭の泥出し・整地           | 36 件  |
| 消毒                 | 30 件  |
| その他                | 21 件  |

土砂除去などの作業ニーズが一段落したことから、平成 26 年 2 月 28 日をもって、災害復旧活動は終了した。この間のボランティア活動参加者は、総計 7,597 人、活動件数は 706 件に及んだ。



ボランティアによる災害復旧活動（大島社協提供）



11 月末までのボランティア活動人数（大島社協提供データを元に作成）

## ボランティアの受入体制

多くのボランティアが来島する中で、その受入体制も徐々に整えられていった。

ボランティアの宿泊先については、原則として各自で手配することとしていた。島内の宿泊施設の中には、宿泊料金の割引及び災害ボランティアセンターまでの送迎を行うなど、ボランティアを積極的に受け入れるところが出てきた。また、団体でまとまって来るボランティアのために、大島社協が以前民宿であった施設を借り上げて、提供するようにした。この施設借り上げに際しても、大島社協のサポーターに情報提供を依頼して、利用可能な施設の紹介を受けた。借り上げに要した費用は、最終的に東社協が負担した。

活動が本格化した頃からは、島民有志による昼食時の炊き出しが行われた。コンビニエンスストア等がなく、昼食に困ることが多かったボランティアにとって、この支援は非常に助かるものだった。



有志による豚汁の炊き出し（大島社協提供）

さらに、船舶を利用して来島するボランティアのため、東京都の要請を受け、11月2日から東海汽船による復路運賃の割引（大型客船35%、高速船30%）が行われた（適用は11月1日乗船分から）。このためボランティアセンターでは、大島社協の事務局長印を押した「ボランティア活動証明書」を発行して、活動に参加したボランティアに配布した。

## 災害ボランティアセンター運営における役割分担と連携

災害ボランティアセンターの運営は、大島社協と東京都災害ボランティアセンターから派遣・紹介された島外からの支援者が役割分担して行った。センターでは、初期には毎晩1回の定例ミーティングが開かれ、当日の報告と翌日の予定確認、現状の課題に関する共有・検討などが行われた。



災害ボランティアセンターのミーティング（大島社協提供）

島外支援者の多くは、他の被災地などでの活動経験も豊富で、多くのノウハウを持っていた。このため、センターでの参加者受付や、ボランティアニーズとのマッチング、活動用資機材の管理などは、これら支援者が中心となり、一部の島民ボランティアとともに担当した。センターの室内には、大きな地図が張り出され、その時点の作業場所や作業ニーズのある箇所に関する情報が共有された。

一方、大島社協の役割は、各種調整と被災者のニーズ把握であった。特に、町役場との連絡・調整は重要で、毎晩、センターでのミーティングを終えた後に、大島社協職員が町役場へ出向き、当日の結果と翌日の予定を報告するとともに、各種情報の共有・協議を行った。これによって、例えば、ボランティア作業で出された土砂を入れるために必要な土のう袋は町が用意することや、土砂の仮置場を地図上に図示して町役場へ連絡することなど

が決められた。また、ボランティア用の仮設トイレ設置などを町に要望して、これを実現してもらうなど、多くのボランティアが活動に参加するための環境づくりも進められた。

#### Column

#### 役立った毎晩の打合せ

大島社協の職員と行った毎晩の打合せは、町としても役立つものだった。当時、町の職員は災害対応業務に追われており、被災現場の状況や避難所にいる被災者の訴えを十分に把握することが困難だった。

大島社協がニーズ調査などを通じて得た情報を共有してくれたこと、被災者に寄り添って必要な対応を提案してくれたことで、避難所の衛生環境を整えるなど、さまざまな対応を進めることができた。

担当していた町職員は、「対応に苦勞した点もなく、困ったことが生じなかったのは、この毎晩の打合せのおかげかもしれない」と語っている。

大島社協の行うニーズ調査に関しては、当初は被災者の間に「社協＝福祉事業者」というイメージがあり、「なぜ社協が訪問してくるのか？」という受け止め方も少なくなかった。しかし、繰り返し戸別訪問を行ううちに、徐々に困りごとなどが語られるようになり、ボランティアニーズの掘り起こしにつながった。災害前から顔見知りの大島社協職員などが訪問したことで、被災者が話しやすい環境を作り出せたことが、効果的であったと言える。大島社協職員による訪問ニーズ調査は、元町地区に限らず、泉津・岡田など他地区も含めた全被災者に対して行われた。

なお、災害ボランティアセンターの設置・運営に要した費用は約1千万円となったが、

センターに寄せられた寄付金でそのすべてをまかなうことができた。

## 被災者・避難者への支援

### 住民交流会「あいべえ」

災害から約半月が過ぎた11月1日、被災者が避難する避難所で、喫茶スペース「あいべえ」が開設された。これは、過去の災害対応経験が豊富な島外からの支援者のアドバイスをもとに実施することになったものである。初日は、13時～15時の開催時間中、約20人が参加し、お汁粉の配布や専門ボランティアによるマッサージサービスの提供を受けるなど、好評だった。

大島弁で「一緒に行きましょう」という意味の「あいべえ」と名付けられた住民交流スペースは、その後、避難者が避難住宅（都職員住宅）へ移るとその敷地内で、さらに応急仮設住宅へ移ってからは仮設住宅団地内の集会所へと場所を変えつつ、毎週1回（水曜日）の頻度で継続して開催された。



教員住宅敷地内の住民交流スペース「あいべえ」（大島社協提供）

さらに、これと並行して、土砂災害で大きな被害を受けた元町二丁目でも、店舗「くぼいち」の一角を借りて、住民交流会「あいべえ」が毎週木曜日に開催された（平成26年3月末まで）。ここでは、ほぼ毎回、喫茶コーナー、足湯コーナー、マッサージコーナーが

設けられ、近隣住民などが集まって歓談する姿が見受けられた。



「くばいち」店舗の「あいべえ」（大島社協提供）

住民の交流の場となっていた「あいべえ」は、すべての仮設住宅入居者が復興住宅などへ転出する時期にあわせ、仮設集会所での平成28年3月23日の開催を最後に、2年4か月にわたる活動を終えた。

## 被災者への情報提供

土砂災害から約1か月が経過した11月20日からは、「大島社協災害ボランティアセンターからのお知らせ」（通称「かわら

**大島社協  
災害ボランティア  
センター からのお知らせ**

(平成25年11月20日)

今回の災害でお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

大島社会福祉協議会（大島社協）では、10月18日正午に災害ボランティアセンターを開設し、11月17日までに島内外から延べ4,420名のボランティアの参加を得て、延べ413件の復旧活動、被災者支援活動を行ってまいりました。

センターの運営にあたりましては、各種の団体・個人から支援金、支援物品、資機材のご提供を受け、また島内ではボランティア向けの炊き出しにご協力いただくなど数多くのご支援をいただきました。ご協力ありがとうございました。

災害ボランティアセンターとしては、復興に向けた変化が見られた段階でセンターの機能を変更（災害復旧から生活支援へ）しますが、大島社協は今後も引き続き被災された方々に寄り添い、長期にわたって共に歩んでいけるよう各種の活動を展開してまいります。

今後とも引き続きご支援・ご協力のほどよろしくお願い致します。

- 島外の個人ボランティアの受付を中断
  - 11月25日（月）より島外の個人ボランティアのお受付を中断します。
  - 島内のボランティアのみなさは引き続き協力お願いいたします。なお、活動内容などについては、当センターの公式サイト、公式Facebookをご覧ください。
- ご相談は引き続き承ります。
- お問い合わせ  
(04992)  
**2-3773**  
公式サイトも合わせてご確認ください  
<http://oshima.vc/>

社会福祉法人 大島社会福祉協議会 大島社協 災害ボランティアセンター  
100-0101 東京都大島町元町2-1-4 TEL 04992-2-3773 もしくは 080-2334-5147  
公式サイト = <http://oshima.vc/> 公式Facebook = <https://www.facebook.com/oshima.saigaivc>

「かわら版」第1号

版」の発行が開始された。それまで行っていたフェイスブックによる情報発信が主に島外の方を対象としていることから、島内への情報発信を行っていかうとしたものである。この時期は、フェイスブックを通じて11月25日以降の島外ボランティア募集見合わせが通知されており、島内ボランティアによる活動は継続予定であるにもかかわらず、ボランティア活動が中止されてしまうのではないかと誤解を受ける心配があった。このため、こうした誤解と被災者の不安を払拭する目的もあり、島外から支援に来ていたボランティア経験者のアドバイスを受けて、「かわら版」の発行が始められた。

かわら版は、翌年3月末までは毎週1回、

### Column

#### つぶやきから生まれた支援

大島社協職員やボランティアが被災者にとりこめのない会話をする中で生まれた支援もある。

「あいべえ」での交流会や、戸別訪問を通じた会話の中では、被災者からしばしば「台所が使えない」「災害のあと片付けに追われて、食事の用意をする気力や時間がない」などという声が聞かれた。

この小さな“つぶやき”をもとにして、大島社協ではお弁当の配食サービスを実施した（平成26年1月まで）。



大島社協によるお弁当配食サービス（大島社協提供）

その後は月1回の頻度で発行された。その内容は、被災者支援制度のわかりやすい説明や法律相談の案内、ボランティア活動の紹介など、多岐にわたっていた。

第1号は大島町全体に新聞折り込みとして配布したが、大きな被害を受けた元町二丁目・三丁目の住民に対しては、第1号以降、継続的にボランティアが戸別訪問して手渡しで配布するという方法がとられた。ボランティアにとっては、手渡しで配布することが会話のきっかけとなり、住民と話しやすくなるという効果があった。

## センター改称と 生活支援相談員の配置

大島社協災害ボランティアセンターは、平成26年2月1日より、被災者の生活支援を主軸に活動するにあたり、「大島社協ボランティアセンター」に改称した。

同年4月からは、町の復興事業の一環として生活支援相談員2人が大島社協に配置され、応急仮設住宅や被災した元町、泉津、岡田の巡回訪問、「あいべえ」運営、「かわら版」配布などの業務を担当するようになった。

また、NPOの協力を得て、弁護士による訪問法律相談を開催するなど、被災者の生活再建を支援する取り組みが進められた。

## ボランティア活動の発展

### 新たな活動主体の芽生え

大島社協の設置したボランティアセンターの活動を契機として、新たな活動の担い手も生まれた。

例えば、元町二丁目の店舗で開催されていた住民交流会「あいべえ」は、平成26年3

月をもって終了することとなっていた。しかし、参加者の間から「これで終わりはさみしいね」「これからも自分達で集まろうよ」などという声があがり、新たに「くぼいち木曜日お茶会」として、その後も継続している。

ボランティアセンターで活動した有志が集まって活動母体となったケースもある。その一例が「伊豆大島コミュニティぼらん」で、大島社協のボランティアセンターと連携しつつ、「復興祈願餅つき大会」の開催や福祉まつりへの出店などのイベント活動を行う一方、定期的に「もちよりカフェ」を開催するなど、平成28年6月26日まで約2年半にわたってさまざまな活動を行った。特に、定期的に弘法浜などの海岸を清掃する「ビーチ・クリーン」活動は、地元の高校生がいつも参加するようになるなど、ボランティア活動の輪を大きく拡げることとなった。

平成26年9月、大島社協ボランティアセンターは、一般社団法人ピースボート災害ボランティアセンターとの共催により、「災害ボランティア入門」セミナーを開催した。このセミナーには、島内外から41人が参加し、災害ボランティアへの関心の高まりが感じられた。



「災害ボランティア入門」セミナー（大島社協提供）

### ボランティア参加者との交流の継続

島外から災害復旧支援のため来島したボランティアとの交流を継続する取り組みも行わ

れている。

そのひとつが、災害から1年が経過した平成26年11月を皮切りに毎年1回開催している「大島復興交流プログラム」である。島外から災害ボランティア活動に関わった方々に参加を呼び掛け、2日間かけたプログラムを通じて島の現状を感じてもらい、災害を契機とした交流の継続を目的としている。

毎回、初日は「福祉まつり」に参加して住民とともに模擬店の売り子などとして活躍してもらい、2日目は町歩きスタディーツアーとして町の復興状況に関する説明や被災者の体験談を聞くという密度の濃い内容となっている。

大島復興交流プログラム

|     | 開催日               | 参加人数 |
|-----|-------------------|------|
| 第1回 | 平成26年11月1日～2日     | 32人  |
| 第2回 | 平成27年10月30日～11月1日 | 20人  |
| 第3回 | 平成28年11月4日～6日     | 20人  |



大島復興交流プログラム（大島社協提供）

## 他地域の災害支援

この土砂災害への対応で培った経験をもとに、他地域でその後に発生した災害に対し大島から支援する活動も積極的に行われるようになった。

例えば、平成26年8月20日に広島市で発生した土砂災害の被災者を支援するため、島内で有志を募り、社協職員2人を含む7人が10月8～9日に広島市を訪問した。現地では、大島の災害ボランティアセンターでも活動したNPO関係者のコーディネートにより、炊き出しや泥出し作業の支援を行うほか、寄付金を届けた。



広島での支援活動（大島社協提供）

同様に、平成27年9月に発生した関東・東北豪雨で大きな被害を受けた常総市に対して、災害直後に「スコップ」「一輪車」など復旧作業に必要な資機材を提供するほか、社協職員が復旧作業の支援のため現地派遣された。



常総市へ提供した資機材（大島社協提供）

## Part 12 教育機関等の対応

### 土砂災害への対応

#### 前日の休校決定

土砂災害前から、大島町では、台風接近が予想されると毎回、事前に台風説明会が開催されていた。この説明会には、島内の小中学校から校長等が参加し、その終了後は教育長と校長が対応について協議する校長会も開催することになっていた。

土砂災害前日にあたる10月15日午前中に台風説明会が開催された際にも、これと同様の対応がとられた。台風説明会には、町内の小中学校6校の校長等が参加し、その後に開催された校長会で、翌16日の全校休校が決定された。

同様に、島内の高校2校のうち都立大島高校も、15日の段階で翌16日を休校とし、16日に予定されていた中間考査は10月21日に振り替えることが決定された。他方、都立大島海洋国際高校は、15日には台風接近を受けて部活動を中止し生徒を下校させたが、翌16日を休校とするという決定は、この時点では下されなかった。

小中学校の対応状況

| 10月    | 16日<br>(水) | 17日<br>(木) | 18日<br>(金) | 21日<br>(月) | 22日<br>(火) | 23日<br>(水) | 24日<br>(木) | 25日<br>(金) | 28日<br>(月)   | 29日<br>(火) | 30日<br>以降 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|------------|-----------|
| つばき小学校 | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 休校         | 休校         | 休校         | 休校         | 休校           | 午前授業       | 午前授業      |
| さくら小学校 | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 午前授業       | 午前授業       | 午前授業       | 休校         | 午前授業         | 通常授業       | 通常授業      |
| つつじ小学校 | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 午前授業       | 午前授業       | 休校         | 休校         | 通常授業<br>(弁当) | 通常授業       | 通常授業      |
| 第一中学校  | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 休校         | 休校         | 休校         | 休校         | 休校           | 通常授業       | 通常授業      |
| 第二中学校  | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 午前授業       | 午前授業       | 午前授業       | 休校         | 午前授業         | 通常授業       | 通常授業      |
| 第三中学校  | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 通常授業       | 通常授業       | 休校         | 休校         | 通常授業<br>(弁当) | 通常授業       | 通常授業      |

### 土砂災害発生後の対応

土砂災害の発生を受けて、各小中学校では、教職員、児童・生徒の安否確認に追われた。特に、被災地域を校区に含むつばき小学校、第一中学校では、すべての児童・生徒の安否が確認されるまでに、苦労があった。安否確認の結果、中学生の一人が土砂災害に巻き込まれ、東京消防庁のヘリコプターで救急搬送されたことなどが判明した。

また翌17日、18日はすべての小中学校で通常どおりの授業が行われたが、被災現場に近いつばき小学校では、通学路を復旧・搜索活動の車両等が行き交うことなどから、集団下校を行い、児童の安全を確保する取り組みが進められた。

一方、前日から休校措置を決めていた都立大島高校では、16日中に翌17日を休校、18日を登校日とすること、16日以降の中間考査は中止することを決定するとともに、「ボランティアができる生徒は作業着で登校してください。」と呼び掛けた。また、都立大島海洋国際高校は、島内のバスが運休したことに伴い16日を休校、翌17日は徒歩通学の措置がとられた。

その後の降雨・台風への対応

臨時校長会での検討

10月18日午前10時、開発総合センターの会議室に各小中学校の校長、教育長、教育委員会委員長はじめ関係者が集まって、臨時校長会が開催された。この会議では、次の大雨に備えて、在校状況に応じた2種類の想定で、避難勧告・指示等が出された際の各校の対応が協議された。協議は2時間以上に及び、以下の対応が決定された。

避難勧告等発令の際の各小中学校の対応（想定）  
（10月18日臨時校長会議決）

| 想定1）平日昼間 天候：雨、避難所：さくら小学校                       |                                                                         |
|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| つばき小学校                                         | 避難勧告の際は、バス（3台）で直接さくら小学校へ。                                               |
| さくら小学校                                         | 父兄に引取りをしてもらう。児童の自宅が崖地等危険区域の場合は、学校確保。つばき小、第一中学校（避難勧告区域内）の受け入れ。           |
| つつじ小学校                                         | 父兄に引取りをしてもらう。児童の自宅が崖地等危険区域の場合は、学校確保。                                    |
| 第一中学校                                          | 被害想定区域外であれば学校確保。想定区域内であればバス（2台）でさくら小学校へ避難。<br>※その後の検討により、避難先は北の山公民館へ変更。 |
| 第二中学校                                          | 原則、学校確保。状況により教諭・3年生等はさくら小学校へ応援対応。                                       |
| 第三中学校                                          | 原則、学校確保。つつじ小学校児童に兄弟がおり、保護者が希望の場合は引取り可。                                  |
| 想定2）夜間                                         |                                                                         |
| 避難勧告等が予想される場合は、学校長は自宅待機。対応については各学校の防災計画に従って行動。 |                                                                         |
| 共通事項                                           |                                                                         |
| ・避難時移動の際、教諭等は児童・生徒とバスで移動。教諭等個人車両2台まで可。         |                                                                         |
| ・教諭1人は、時系列に記録を留めること。                           |                                                                         |
| ・電話連絡等は原則、携帯電話使用。                              |                                                                         |
| ・路が崖崩れ等で分断され自校に出勤できない場合、出勤可能な同校種校へ。            |                                                                         |

翌10月19日、午前10時20分から臨時校長会が再度開催された。この日は土曜日だったが、南部2校を除く各小中学校校長と町教育委員会との間で、当日夕方に発令される可能性のある避難勧告等への対応について具体的な検討が行われた。この結果、大雨による避難勧告・指示等の状況に応じて、以下のように対応することが決定された。

避難勧告等の状況に応じた休校措置  
（10月19日臨時校長会議決）

| 避難勧告等の状況          | 小中学校の対応                               |
|-------------------|---------------------------------------|
| 避難勧告（元町地区）のみが出た場合 | つつじ小・二中・三中は通常どおり開校<br>つばき小・さくら小・一中は休校 |
| 全島民自主避難が出た場合      | 全校休校                                  |
| 全島民避難指示の場合        | 全校休校                                  |

10月19日夕方には、元町地区や泉津地区の一部に対して避難勧告が出された。翌20日には、昼から夜にかけて大雨が降ることが予想されていたことから、防災行政無線を通じて次のような連絡も行われた。

防災行政無線による学校関連の連絡

| 放送日時           | 放送内容                                                                                                                                                       |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10/20<br>12:05 | （学校の休校について）つばき小学校・さくら小学校及び第一中学校は避難の解除があるまで休校します。                                                                                                           |
| 同<br>14:24     | （学校への連絡について）第一中学校の保護者の方で、自宅以外に避難して、学校に知らせていない方は、第二中学校に連絡して下さい。なお、第一中学校で22日に予定されていた全体保護者会は中止、また、中間テストは中止です。つばき小学校の方で、自宅以外に避難して、学校に知らせていない方は、さくら小学校に連絡して下さい。 |

さらに20日14時30分頃には、町役場で教育委員会委員長、教育長、教育文化課長の集まる臨時会議が開催され、翌21日は島内の小中学校を全校休校とすること、防災行政無線で休校措置を放送しなかったつつじ小学校、第二中学校、第三中学校については連絡網で周知すること、給食は25日まで休止

## Column

## 子ども家庭支援センターの対応

野増出張所に設けられている子ども家庭支援センターでは、この土砂災害を受けて、子育て支援事業の“ひろば”を一時休止、保護者が死亡又は行方不明、本人や保護者が負傷するなど、支援の必要な18才未満の児童を把握、各機関と連携して対応にあたった。

すること（ただしその後の協議により給食休止は28日までに変更）などが決められた。また、20日18時半過ぎには、つばき小学校、第一中学校の校長と教育長、教育文化課長の協議が行われ、両校は22日まで休校することとなった。

## その後の小中学校の対応

各学校の休校措置は、本来それぞれの学校で判断すべき事項であることから、10月22日以降については、原則として各校で判断して、結果が町へ報告された。

小中学校においては、小学校・中学校という校種ごとに、校長同士が相談しつつ対応を検討した。また、つばき小学校と第一中学校では、両校に通う児童・生徒の中に兄弟姉妹もいることから、特に連携・相談した上で判断されていた。

そうした経緯もあり、10月22日以降は、休校、午前授業、通常授業など各校の状況に応じた対応がとられた。28日までは給食が休止されたため、弁当持参での通常授業を行った学校もあった。また、台風27・28号が接近し全島に避難勧告が出された10月25日については、島内の全小中学校が休校措置となった。

島内の小中学校がおおむね通常どおりの授業体制に戻ったのは、10月29日である。ただし、つばき小学校については、被災現場に近く、校庭に土砂が仮置きされていたことなどから、しばらくの間は、午前授業という形で対応が続いた。

## Column

## 元町保育園の対応

この土砂災害では、大島町立元町保育園の園庭にも、一部に土砂が流れ込んだ。園舎などの施設には被害がなかったものの、保育園から山側の方向に位置する長沢砂防ダムに大量の土砂等が堆積したことから、すぐには預かり保育を再開することができなかった。

その後、砂防ダムの土砂等を取り除く作業が進捗することで、危険性は低下した。また国土交通省による警戒避難基準の設定に際して、元町保育園は避難区分B（警戒区域）とされた。

これらを受けて、福祉けんこう課では、11月8日に元町保育園の保護者を対象とした説明会を開催して、園の現状や今後の見通しについて説明を行った。その上で、元町保育園は、11月11日（月）より通常どおり再開された。

## 高校の対応

避難所が開設された都立大島高校では、10月20日の時点で、当面休校とすることが決定され、「学校には登校しないこと。学校再開の時は、再度連絡します。」という情報が生徒・保護者に伝えられた。大島高校の教職員は、避難所運営に積極的に参画して、被災者対応にあたった。

大島高校で授業が再開されたのは、土砂災害から2週間後の10月30日であった。この間、同校の教員・生徒の多くが、ボランティ

ア活動として、被災現場で土砂・流木の除去作業などを行った。

一方、都立大島海洋国際高校では、10月18日以降は通常授業が再開されていたが、台風27・28号の接近に伴い、10月22日に寄宿舎で寮生活を送る生徒全員を一斉帰省させた。また、避難所となる可能性を考慮して、武道場の畳、マットを移動するなど受入準備を行ったが、避難所には指定されず、10月23日より体育館が応援警察官の休憩所として使用されることになった。

同校では、台風が通過した10月27日からは通常授業が再開された。その後、11月3日を皮切りに複数回にわたり多くの生徒が被災地でのボランティア活動にあたった。

#### Column

#### ボランティア活動に対する表彰

この土砂災害の直後、都立大島高校と都立大島海洋国際高校の高校生は、ボランティア活動で大きく被災地に貢献した。このため両校は、平成26年6月の土砂災害防止月間の中で、「自発的に全校一丸となって、民家敷地に流入した土砂の撤去作業など支援活動を行ったものであり、被災者支援活動に多大な貢献」をしたとして、国土交通大臣より「平成26年度土砂災害防止功労者表彰」を受けた。

Part  
13支援物資・義援金の  
受入れと配分

## 被災者向けの支援物資

個人・団体から寄せられた  
多くの支援物資

土砂災害当日から、町役場に対して、島内の飲食店、ベーカリーなどの事業者や、一部住民などから、弁当、パンなどのすぐに食べられる食料の提供申出が複数件あった。

これらを皮切りとして、被災者を支援するために、島内外の多くの個人・団体からさまざまな物資が提供された。災害後1週間が経過した10月22日時点で、その件数はすでに100件近くにのぼり、その後も多くの支援物資が被災者のために届けられた。

災害後1週間で寄せられた支援物資等

| 内容                                                        | 件数   |      |
|-----------------------------------------------------------|------|------|
|                                                           | 個人   | 団体   |
| 食料<br>(おにぎり、パン、果物類、<br>カップ麺類、菓子類、<br>ペットボトル飲料、米 等)        | 14 件 | 31 件 |
| 食料以外<br>(毛布、タオル類、衣類、<br>マスク・歯磨きセット等衛生用品、<br>避難所用簡易間仕切り 等) | 25 件 | 28 件 |
| 必要物資の要請依頼<br>(必要なものを送るので、知らせてほしいとの申し出)                    | 1 件  | 1 件  |

注) 食料と食料以外が一緒に寄せられた場合は、  
各1件としてカウント

## 支援物資の受入れ・管理

町の地域防災計画では、支援物資の対応は、福祉けんこう課が担当するものと定められていた。しかし同課は、被災者支援などの災害対応に追われていたことから、支援物資対応は税務課が担当することとなった。その後、り災証明の発行を開始するにあたり、これを

所管する税務課では対応が困難になったことから、支援物資の担当は、さらに総務課へと変更された。

町役場に届いた支援物資は、その種類ごとに下表のように分類して保管し、必要に応じて避難所等の被災者へ配布された。しかし、災害直後は、自宅に残っていた被災者や自主避難している被災者の把握が十分できておらず、支援物資の配布時期が遅れるということがあった。

支援物資の保管場所

| 種類                                           | 保管場所             |
|----------------------------------------------|------------------|
| 食料品（米、インスタント麺、菓子など）                          | 旧地籍調査室<br>(地下1階) |
| 生活雑貨（ティッシュ、タオル、電池、歯磨き用品、おしりふき、ハンドソープ、生理用品など） | 旧建設課<br>(地下1階)   |
| 衣服・雑貨                                        | 大集会室舞台裏<br>(2階)  |
| 飲料（水、お茶など）                                   | 旧消防車庫<br>(地下1階)  |



ボランティアによる支援物資の仕分け作業（大島社協提供）

衣服などの仕分け作業は、ボランティアセンターのボランティアによる支援を受けた。

町では、保管場所ごとに物資の台帳を作成し、数量を把握するとともに配布先・配布数などを記載して管理しようとしたが、次々と物資が届いて数量把握・管理は十分にはできなかった。また、多くの支援物資が届いたことから、被災者に配布しても配りきれないものも少なくなかった。そこで11月12～15日に開発総合センターで支援物資の配布

を行うことをホームページで告知するとともに、「受取り困難な場合は、お届けすることのできるので、町役場まで連絡を」と呼び掛けた。

支援物資を寄せてくれた個人・団体に対しては、町としてお礼状を送付して、感謝の意を示した。また、自社製品を支援物資として送ってくれた企業の中には、寄贈した物品が使われている様子の写真がほしいと依頼してくるところもあったため、例えば支援物資を手渡す写真を撮るために知人に被写体となることを承諾していただき、このような依頼に対応した。

## 義援金の受入れと配分

### 義援金の受入れ

島内外からの被災者を支援しようという声に応え、町では、10月18日から窓口での義援金受付を開始した。また、同21日からは受入口座を開設して、ホームページなどで支援を呼び掛けた。

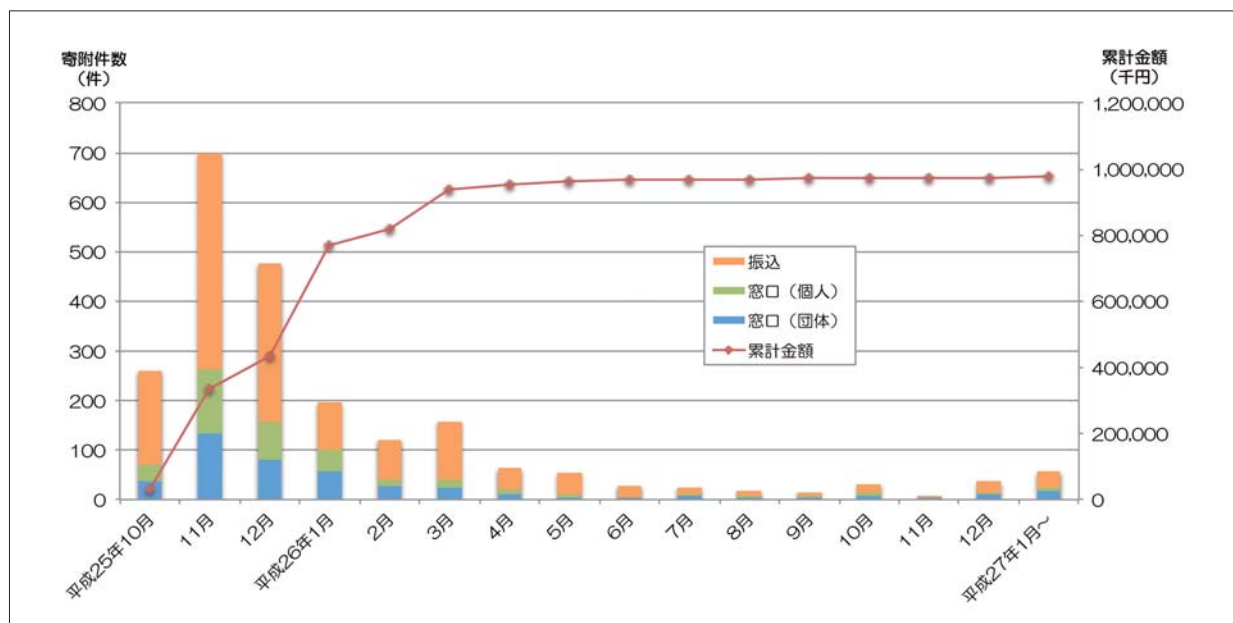
義援金は、各種団体・企業などはもちろ

ん、個人からも数多く寄せられ、平成25年末までで1,434件、4億3千万円を超える金額となった。その後も義援金は継続して寄せられ、平成28年12月現在で計2,244件、総額は約9億7,900万円近くにのぼっている。そのほかにも、ふるさと納税などの指定寄附という形で、町の教育や復興に役立ててもらいたいと寄せられたものもあった。

一方、10月19日からは、東京都も「伊豆大島等台風26号災害東京都義援金」の募集を開始した（募集期間：平成25年10月19日～平成26年1月31日）。日本赤十字社東京都支部、東京都共同募金会が募集協力機関として位置づけられ、これら機関で受け付けた義援金も東京都が集約して、次表のように4回に分けて大島町に配分された。

東京都義援金の町への配分

| 配分  | 配分日         | 総額           |
|-----|-------------|--------------|
| 第一次 | 平成25年11月26日 | 1億5,700万円    |
| 第二次 | 平成26年1月15日  | 3億800万円      |
| 第三次 | 平成26年3月12日  | 9,037万4,170円 |
| 追加分 | 平成26年5月30日  | 195万8,135円   |



寄せられた義援金の件数（振込、窓口（個人）、窓口（団体）別）と累計金額

## 被災者への義援金配分

町では、東京都から配分された義援金や、町へ寄せられた義援金について、大島町災害義援金配分委員会を開催し、配分対象・金額などが検討された。この結果、義援金は、第一次～第三次の3回に分けて、被災者へ配分されることとなった。

義援金配分の対象は、第一次配分（東京都義援金）では人的被害・住家被害のみであったが、その後、大島町へ寄せられた義援金を配分する第二次配分では、長期避難、離職、自動車被災など多種多様な被害を対象とした。さらに第三次配分では、店舗、事務所などの非住家被害を受けた被災者に対しても、義援金が配分された。

第一次の受付開始にあたっては、最初の義援金配分であることから、り災証明発行や相談受付もできるようにとの配慮で、最初の3日間を「集中受付期間」とし、開発総合センター1階大会議室に受付窓口を特設した。また、12月25日から受付を開始した第二次配分では、「年末年始見舞金」についてその場で現金でお渡しする（1月31日申請分まで）という、配分趣旨に即した細やかな対応が図られ、そのために2日間の集中受付期間として受付窓口が特設された。

第一次～第三次配分により、対象者全員に義援金が配分された後、残額について大島町

被災者への義援金配分

| 配分  | 対象                                        | 配分申請受付開始                                         |
|-----|-------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 第一次 | ・ 人的被害<br>・ 住家被害                          | 平成 25 年 12 月 4 日<br>(集中受付期間：<br>12 月 4 ～ 6 日)    |
| 第二次 | ・ 長期避難<br>・ 離職等<br>・ 自動車被災<br>・ 年末年始見舞金   | 平成 25 年 12 月 25 日<br>(集中受付期間：<br>12 月 25 ～ 26 日) |
| 第三次 | ・ 人的被害・住家被害<br>・ 長期避難<br>・ 非住家被害<br>・ 負傷者 | 平成 26 年 2 月 14 日                                 |

災害義援金配分委員会で審議が行われた。この結果、義援金残額については、今後の被災者生活支援等に役立てるため、町の「災害対策基金」に積み立てることとなった。

## 義援金配分の対象・金額

(平成27年7月30日現在)

| 被害                  | 支給対象                                                                        | 配分(円)     | 支給件数 | 支給額計(円)     |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|------|-------------|
| <b>第一次配分</b>        |                                                                             |           |      |             |
| 人的被害<br>(1人当たり)     | 死亡者・行方不明者のいる世帯                                                              | 1,000,000 | 39   | 39,000,000  |
|                     | 災害障害見舞金該当者                                                                  | 800,000   | 0    | 0           |
| 住家被害<br>(1世帯当たり)    | 全壊                                                                          | 1,000,000 | 61   | 61,000,000  |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 800,000   | 12   | 9,600,000   |
|                     | 半壊                                                                          | 500,000   | 19   | 9,500,000   |
|                     | 一部損壊(床上浸水あり)                                                                | 50,000    | 18   | 900,000     |
|                     | 一部損壊(床上浸水なし)                                                                | 25,000    | 53   | 1,325,000   |
| 第一次配分計              |                                                                             |           | 202  | 121,325,000 |
| <b>第二次配分</b>        |                                                                             |           |      |             |
| 長期避難見舞金             | 11月2日から個室避難所に入居した世帯主                                                        | 50,000    | 15   | 750,000     |
|                     | 11月25日以降に個室避難所に入居した世帯主                                                      | 100,000   | 8    | 800,000     |
|                     | 家賃補助により民間住宅等に入居した世帯主                                                        | 150,000   | 7    | 1,050,000   |
|                     | 縁故宅等や被災自宅にて生活している世帯主                                                        | 300,000   | 66   | 19,800,000  |
| 離職等見舞金              | 今回の災害が起因して、収入が失われた世帯の主たる生計維持者が1か月以上職を失った世帯主                                 | 300,000   | 65   | 19,500,000  |
| 自動車被災見舞金            | 自動車被災し、やむを得ず廃車した所有者                                                         | 10,000    | 71   | 200,000     |
|                     | ※レンタカーや農業用車等も含む                                                             | 50,000    |      | 4,600,000   |
| 年末年始見舞金【現金】         | 全被災の世帯主(り災証明の全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊及びライフライン寸断世帯)※「非住家のみ」のり災証明書を所有する場合は、その世帯主に一律配分 | 100,000   | 240  | 24,000,000  |
| 第二次配分計              |                                                                             |           | 472  | 70,700,000  |
| <b>第三次配分</b>        |                                                                             |           |      |             |
| <b>1 人的被害及び住家被害</b> |                                                                             |           |      |             |
| 人的被害                | 死亡・行方不明者                                                                    | 1,000,000 | 39   | 39,000,000  |
| 住家被害<br>(持ち家世帯)     | 全壊                                                                          | 4,000,000 | 32   | 128,000,000 |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 3,200,000 | 7    | 22,400,000  |
|                     | 半壊                                                                          | 2,000,000 | 13   | 26,000,000  |
|                     | 一部損壊(床上浸水)                                                                  | 1,000,000 | 15   | 15,000,000  |
|                     | 一部損壊(床下浸水)                                                                  | 400,000   | 39   | 15,600,000  |
|                     | 一部損壊(浸水なし)                                                                  | 200,000   | 10   | 2,000,000   |
| 住家被害<br>(借家世帯)      | 全壊                                                                          | 400,000   | 29   | 11,600,000  |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 320,000   | 4    | 1,280,000   |
|                     | 半壊                                                                          | 200,000   | 6    | 1,200,000   |
|                     | 一部損壊(床上浸水)                                                                  | 100,000   | 3    | 300,000     |
|                     | 一部損壊(床下浸水)                                                                  | 40,000    | 13   | 520,000     |
|                     | 一部損壊(浸水なし)                                                                  | 20,000    | 4    | 80,000      |
| 小計                  |                                                                             |           | 214  | 262,980,000 |
| <b>2 長期避難世帯</b>     |                                                                             |           |      |             |
| 長期避難世帯              | 持ち家世帯                                                                       | 1,000,000 | 6    | 6,000,000   |
|                     | 借家世帯                                                                        | 100,000   | 5    | 500,000     |
| 小計                  |                                                                             |           | 11   | 6,500,000   |
| <b>3 非住家被害</b>      |                                                                             |           |      |             |
| A<br>店舗、宿、工場等       | 全壊                                                                          | 4,000,000 | 11   | 44,000,000  |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 3,200,000 | 3    | 9,600,000   |
|                     | 半壊                                                                          | 2,000,000 | 5    | 10,000,000  |
|                     | 一部損壊                                                                        | 400,000   | 35   | 14,000,000  |
| B<br>事務所、借家、別宅等     | 全壊                                                                          | 2,000,000 | 26   | 52,000,000  |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 1,600,000 | 6    | 9,600,000   |
|                     | 半壊                                                                          | 1,000,000 | 13   | 13,000,000  |
|                     | 一部損壊                                                                        | 200,000   | 30   | 6,000,000   |
| B2(寮)               | 全壊                                                                          | 500,000   | 10   | 5,000,000   |
| C<br>倉庫、車庫、風呂等      | 全壊                                                                          | 300,000   | 42   | 12,600,000  |
|                     | 大規模半壊                                                                       | 240,000   | 8    | 1,920,000   |
|                     | 半壊                                                                          | 150,000   | 15   | 2,250,000   |
|                     | 一部損壊                                                                        | 30,000    | 37   | 1,110,000   |
| 小計                  |                                                                             |           | 241  | 181,080,000 |
| <b>4 負傷者見舞金</b>     |                                                                             |           |      |             |
| 災害入院者               | 1名につき                                                                       | 800,000   | 10   | 8,000,000   |
| 小計                  |                                                                             |           | 10   | 8,000,000   |
| 第三次配分計              |                                                                             |           |      | 458,560,000 |

## Part 14 広報対応

### 報道機関への対応

#### 殺到する報道陣

土砂災害発生の当日から、多くの報道関係者が殺到した。

救出・捜索活動を行っている現場では、当初、ブルーシートなどがなかったため、報道陣の目から犠牲者の姿を隠すため、その場にあった板を使用せざるを得なかった。捜索活動場所のすぐ近くまで報道関係者が近づき、ご家族はもちろん、活動にあたる消防団員も神経を尖らせた。

町役場も、報道関係者が押し寄せて混乱状態となっていた。災害対策本部の看板が立てられた応接室の入口は、中で関係者が会議をしているにもかかわらず扉を閉じることができず、報道関係者の差し出すカメラやマイクであふれかえるような状況だった。電話での問い合わせ・取材も多く寄せられ、町職員はその対応に追われることとなった。

役場内のあちこちで多くの報道関係者が立ち歩く状況だったことから、発災当日のうちに、役場2階の通路に長机、椅子、電源タップを用意して、報道関係者用スペース（記者席）が設けられた。



役場2階に設けられた「記者席」（東京消防庁提供）

このような対応は、事前の計画等ではなく、その場の判断で行われたものだったが、報道関係者に一箇所に集まってもらうことで、報道関係者向けの情報発信がしやすくなるという効果があった。通路に出されたホワイトボードには、被害状況や被災者に関する情報などが張り出され、報道関係者へ情報提供された。

しかし、役場2階の通路が報道関係者に占拠され、一部ルールを無視した報道関係者による過剰な取材により、町職員がスムーズな業務を行えない状況も生じて、混乱を招いた。また、災害対応にあたる町職員の執務スペースが近かったため、情報管理の面でも懸念もあった。このため、数日後は、通路上にカラーコーンとホワイトボードで仕切りが作られ、報道関係者が総務課などの執務スペースや災害対策本部会議を行う町長室・応接室などに近づけないようにという措置がとられた。



カラーコーンで作られた仕切り（東京消防庁提供）

#### 定時記者会見の開催

土砂災害の発生した10月16日19時、島根県から帰島した町長が記者会見を行った。会見では、前日から当日にかけての町役場及び町長の対応状況などについて説明したが、報道関係者からは「なぜ避難勧告を出さなかったのか」などという厳しい質問が相次いだ。

翌日以降も、原則として毎日19時から、役場3階の第3会議室で町長による定時記者

会見が行われた。また、10月21日以降は、毎朝09時から、災害対策本部会議などを終えた町長に対する「囲み取材」という形で、報道関係者への情報提供が行われた。

定時会見に限らず、状況に応じて臨機応酬の対応もとられた。例えば10月23日の島外避難に際しては、09時に町長が記者会見を行い、さらに11時に担当課長が記者会見をするという変則的な対応がとられた。また、台風27・28号の接近が予想されていた10月24日夜の記者会見では、終了間際に「明朝から台風対応に専念するまで、町長の記者会見は台風通過まで行わず、その間、担当課長が対応する」ことが伝えられた。必要に応じて、町役場2階のカウンター付近で、町長や担当課長などが記者を集めて会見する場合もあった。



カウンター越しの町長会見（東京消防庁提供）

## 報道関係者への協力依頼

避難所となった開発総合センターでは、被災者のいるスペースに報道関係者が立ち入る姿も見られ、避難者から苦情が出されることもたびたびあった。大雨に備えて10月19日から開設された各避難所でも、報道関係者が取材・撮影に入り、避難者から町役場へ苦情が寄せられた。このため10月20日には、避難所責任者から災害対策本部へ報告された避難者の苦情内容をそのまま記者席に張り出して、避難所における取材の自粛を求めるとともに、節度ある取材・撮影への協力が呼び

掛けられた。

記者席に張り出された避難者の声

被災した避難者からのマスコミに対する以下の  
ような苦情が（複数）あったので報告します。  
「報道の自由もわかるし、本部と避難所が同じ建  
物なのではない部分もあるが、部屋の外  
に出れば態度のでかい人間がたくさんむろし  
ているし、喫煙所も占拠しているし、憤りを感  
じている。特に今日は雨でみんな建物内に集まっ  
ているので、混雑ぶりに不愉快な想いをしてい  
る。また、誰がイスを出したか知れないが、エ  
レベーターの前にもイスに座った人がいて、足  
の悪い人にとってはとてもじゃまになっている。  
どうかしてください。」

また10月21日には、町災害対策本部から「報道機関の皆様へ」として、「報道ヘリについてお願い」という文書が出された。その中では、住民から報道ヘリコプターの音で防災行政無線が聞こえず多数の苦情が寄せられていること、町役場や関係機関の行う屋外での無線連絡も同様に聞こえない状況であることから、「報道ヘリコプターの飛行を可能な限り控えていただくよう、ご協力をお願いします」と呼び掛けられた。

## 報道対応の改善

定時記者会見は、当初は常に町長が行っていたが、徐々に担当課長など町職員のみが実施する場合も増えていった。また会見会場も、第3会議室を自衛隊等の拠点として利用することになったため、10月25日以降は開発総合センター1階ホールへと変更とされた。

こうしたマスコミ対応については、支援に来ていた内閣府、東京都からさまざまなアドバイスを受けた。定時に記者会見を行うことのほか、報道関係者への連絡は幹事社を介して行うという形をとるようになったのも、このアドバイスがきっかけである。

幹事社を窓口とすることで、町のマスコミ対応は比較的スムーズに進められるようになった。10月28日には、幹事社との相談の上で、町役場2階に設けられていた記者席が開発総合センター1階へと移動された。また、「大島町と報道各社との申し合わせ事項」として、防災行政無線の放送文など周知事項については記者席に掲示することや、今後の町からの定期的な報告は原則として担当課長はじめ町職員が行うこと、町長会見がある場合は原則として2時間前に各社へファクスで連絡することなども決められた。

その後も、特に質問事項のある場合は事前に報道関係者から文書で提出してもらい、次の定時会見で回答するという手順を定めるなど、徐々に報道対応は改善された。

こうして、11月17日、すべての報道関係者が開発総合センター1階の記者席から撤収して、土砂災害における報道対応は一段落することとなった。

## 臨時広報紙の発行

### 発災直後の被災者向け広報

土砂災害の発生直後、被災者に必要な情報を伝えるため、町災害対策本部として10月19日、21日及び11月1日に「台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ」を発行した。

A4版2～3ページにまとめられた「お知らせ」には、被災者支援相談窓口を開設してワンストップで各種相談に対応していることや、り災証明書の発行、災害ボランティアの派遣、災害弔慰金・生活再建支援金の支給など、各種支援策などに関する簡単な説明と町役場担当部署等の連絡先が記されていた。ま

た、個人でがれきを持ち込む場合の搬出先に関する情報もあった。

### 活かされた東日本大震災の経験

土砂災害の発生した10月16日の時点で、町が毎月1回発行している広報紙「広報おおしま」11月号の原稿は完成していた。しかし、災害発生を受けて大幅な内容変更が必要となったことから、11月号の発行は断念せざるを得なかった。

そこで、これに代わるものとして、「広報おおしま」の災害臨時号を発行することとなった。東日本大震災後に、島内のアシタバの放射能測定結果などを知らせるために臨時号を発行した経験があり、そのレイアウトなどをそのまま利用することができたので、比較的スムーズに対応することができた。

2013年  
(平成25年) 11月1日発行

**広報 おおしま**  
 災害臨時号

台風26号の災害で広報11月号発行を見合わせましたこと、ご容赦願います。

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い  
※ご連絡お待ちしています。  
自主避難等で、居住地ではない場所へ、移られた方・・・  
連絡先をお教えください。  
・何かお困りではないですか？  
・被災された皆様への様々な支援についてご説明します。  
そのような事をお聞きしたいです。  
政策推進課 災害復興係へご連絡ください。  
電話 04992-2-1444

被災状況(10月28日 13:40 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死者   | 33人 |
| 行方不明 | 9人  |

このたびの台風26号による土砂災害により尊い人命を失われた方々と、ご遺族の皆様にご condolence を申し上げます。  
同時に、未だ行方不明の方々が一刻も早く発見され、ご家族の元に帰られるようお願い申し上げます。また、被災を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。  
本来なら捜索・ガレキ処理・被災者支援・復興に向けた活動を優先したかったのですが、降雨・台風の接近が懸念される事となり、緊張した日々が続くこととなりました。一時は島全域に避難勧告・指示を発表致しましたが、新たな災害もなく落ち着いた判断・行動いただいた住民の皆様にご感謝申し上げます。  
加えて、被災現場を中心に昼夜問わず働いている皆様にも心より敬意と感謝申し上げます。今後も町役場の皆様との絆を大切にしながら役職員一同、町の復興と再建に専念してまいりますので一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。  
これまで町には全国の皆様方から義援金や救援物資、多くの温かいご支援・激励が届けられております。改めて最大限の感謝を申し上げます。

大島町災害対策本部長  
大島町長 川島 理史

災害臨時号・第1号

### 被災者ニーズに即した掲載内容

「広報おおしま」の災害臨時号は、平成25年11月1日の第1号から、翌年9月の第9号まで発行された。被災者が必要として

いる情報を掲載するため、町役場へ寄せられる問合せ電話の内容などを参考にした。

「広報おおしま」災害臨時号の発行状況

|     | 発行日         | 主な内容                                                              |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第1号 | 平成25年11月1日  | ・住家（家屋）被害認定調査<br>・被害に関する町役場からのお知らせ（抜粋）<br>・災害をうけると「こころ」に傷を負います など |
| 第2号 | 平成25年11月8日  | ・住家（家屋）被害認定調査<br>・税・医療費等の免除等に関するお知らせ<br>・住宅困窮者の支援について など          |
| 第3号 | 平成25年11月11日 | ・り災証明の発行について<br>・被害に関する町役場からのお知らせ（抜粋） など                          |
| 第4号 | 平成25年12月1日  | ・災害義援金に関するお知らせ<br>・12月からボランティアセンターは、土日祝日は休館<br>・被災自動車の処理 など       |
| 第5号 | 平成25年12月13日 | ・大島町被災支援事業<br>・応急仮設住宅への入居申請受付のお知らせ                                |
| 第6号 | 平成26年3月18日  | ・台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会の開催について<br>・大島復興町民会議の委員募集について                |
| 第7号 | 平成26年7月1日   | ・大島町復興計画策定へ向けて（復興計画策定委員会、復興町民会議の概要等紹介）                            |
| 第8号 | 平成26年8月1日   | ・大島町復興計画素案（概略版）の作成報告、住民説明会案内                                      |
| 第9号 | 平成26年9月1日   | ・大島町復興計画に対するパブリックコメント募集<br>・生活再建支援制度のおさらい                         |

## 配布の際の苦労と配慮

災害臨時号の配布は、島内については避難所及び全世帯を対象として、婦人会に依頼した。初期の頃は、1か月に複数回発行していたため、その都度配布する婦人会関係者には大きな苦労をかけた。

島外へ移動された被災者等に対しては郵送で送ったが、その送付先を把握することが非常に困難だった。

## 視察・お見舞い等への対応

土砂災害の発生を受けて、東京都知事や政府調査団、内閣総理大臣をはじめ、多くの要人が被災地の視察に訪れた。また、近隣市町村より市町村長や議会関係者、さらには各種民間団体などが、義援金と支援物資を持って次々と被災お見舞いに来島した。



発災直後の政府調査団視察（10月19日）（東京消防庁提供）

視察等の対応は、そのテーマに応じて町の各担当課が行ったが、国や東京都の要人、市町村長などには、町長・副町長が対応する必要があった。天候の影響で来島予定が急ぎょキャンセルとなる場合もあり、そのスケジュール調整に苦慮した。

また、学会などの調査団が学術調査のため被災現場に入る際には、立入規制をしている警察官の求めにより、町として許可証を発行した例もあった。

## 平成 25 年中の主な視察等

青字：学術調査

| 付     | 内容                              |
|-------|---------------------------------|
| 10/17 | ・ 東京都知事                         |
| 10/19 | ・ 国土交通大臣<br>・ 政府調査団（団長：防災担当大臣）  |
| 10/27 | ・ 内閣総理大臣<br>・ 藤沢市               |
| 10/28 | ・ 自民党国土強靱化総合調査会                 |
| 10/29 | ・ 総務省消防庁長官                      |
| 10/30 | ・ 衆議院・参議院 災害対策特別委員会<br>・ 東京都町村会 |
| 10/31 | ・ 伊東市                           |
| 11/2  | ・ 熱海市<br>・ 砂防学会                 |
| 11/3  | ・ 環境副大臣                         |
| 11/5  | ・ 下田市                           |
| 11/6  | ・ 東伊豆町<br>・ 首都大学東京              |
| 11/8  | ・ 東京都議会<br>・ 神奈川県<br>・ 東京都港区    |
| 11/9  | ・ 土木学会                          |
| 11/10 | ・ 公明党<br>・ 国会・都議会議員             |
| 11/13 | ・ あきる野市<br>・ 東京都議会              |
| 11/14 | ・ 北海道壮瞥町・洞爺湖町<br>・ 山形市          |
| 11/17 | ・ 東京都市長会                        |
| 11/18 | ・ 民主党青年委員会<br>・ 都議会自由民主党        |
| 11/19 | ・ 伊東市<br>・ 都議会公明党               |
| 11/20 | ・ 東京大学                          |
| 11/21 | ・ 南砺市                           |
| 11/22 | ・ 都議会維新の会・みんなの党                 |
| 11/23 | ・ 自由民主党                         |
| 11/27 | ・ 藤沢市                           |
| 12/3  | ・ 三宅村                           |
| 12/7  | ・ 総務大臣                          |
| 12/10 | ・ 利島村                           |
| 12/17 | ・ 環境副大臣                         |
| 12/18 | ・ 総務大臣                          |
| 12/20 | ・ 東伊豆町                          |
| 12/24 | ・ 三宅村                           |



## 第4章 復旧期



Part  
01被害認定調査・  
り災証明応急対応が続く中での  
生活再建へ

台風27号接近に備えた避難対応が終わる頃から、被災者の生活再建など復旧・復興対応を本格的に進めるため、その第一歩として、住宅の被害認定調査を実施し、り災証明の発行を行うことになった。しかし、さまざまな応急対応が継続している中で、通常業務も並行して進めなければならない、町の所管課である税務課の職員だけで対応できないことはもちろん、他課からの応援を受けても被害認定調査・り災証明発行の業務を行うことは困難であった。

このような状況の中、町に対して、東京都・新潟大学などが共同開発した「被災者生活再建支援システム」活用の提案があった。このシステムは、被害認定調査の結果をもとに被災者台帳を作成し、被災者情報を一元的に管理することで、その後の被災者支援業務の効率化を図ることができるシステムである。ま

被害認定調査の調査対象棟数

| 大字 | 小字      | 被害区分 | 棟数  | 補正係数 | 補正後棟数 | 合計    |
|----|---------|------|-----|------|-------|-------|
| 元町 | 2丁目     | 甚大   | 385 | 1    | 385   | 1,046 |
| 元町 | 3丁目     | 甚大   | 317 | 1    | 317   |       |
| 元町 | 家の上     | 甚大   | 150 | 1    | 150   |       |
| 元町 | 丸塚      | 流出   | 27  | 0.5  | 14    |       |
| 元町 | 神達      | 流出   | 95  | 0.5  | 48    |       |
| 元町 | 大金砂     | 流出   | 5   | 0.5  | 3     |       |
| 元町 | 神田屋敷    | 甚大   | 22  | 1    | 22    |       |
| 元町 | 金つぼ     | 甚大   | 6   | 1    | 6     |       |
| 元町 | みたき堂    | 甚大   | 66  | 1    | 66    |       |
| 元町 | 大昇      | 甚大   | 31  | 1    | 31    |       |
| 元町 | アイノウ    | 甚大   | 5   | 1    | 5     |       |
| 元町 | 佐吾右衛門野地 | 局所   | 23  | 0.2  | 5     | 50    |
| 岡田 | 助田      | 局所   | 74  | 0.2  | 15    |       |
| 泉津 | 川の原     | 局所   | 49  | 0.2  | 10    |       |
| 泉津 | 込内      | 局所   | 94  | 0.2  | 19    |       |
| 泉津 | 峠       | 局所   | 10  | 0.2  | 2     |       |
| 合計 |         |      |     |      |       | 1,096 |

た、その活用提案とともに、人員体制や技術的な面から、東京都や新潟大学の研究者等の手厚い支援も同時に提案された。このため町では、システムの採用を決定し、その支援を受けることとした。

## 被害認定調査の実施

## 調査対象の推計

東京都と新潟大学等からの支援者が大島へ到着する前に、税務課では、まず被害状況の整理、調査候補地区の選定等を行った。その際には、地域整備課が整理していた道路や河川の被害情報を活用した。

東京都・新潟大学などからの支援者が到着した後は、その意見を参考に、税務課が挙げた候補地区から調査対象の絞り込みを行った。絞り込みに当たっては、被害の発生地域を字単位で区分し、被害が甚大な地域は1、流出建物が多い地域は0.5、被害が局所的な地域は0.2というように補正係数を乗じて、被害状況に応じた調査対象棟数を推定した。推定棟数は約1,100棟に及んだ。

## 町職員の先行調査

被害認定調査には、東京都及び都下区市町村から応援職員が派遣されることとなっていた。このため当初は、これら応援職員の派遣を待って調査を開始する予定であった。

しかし、自衛隊など救助活動を行っている機関から、捜索のため被災家屋やがれきを撤去したいという要請があり、被害状況を正確に把握するためには捜索活動の前に調査を実施しておく必要が生じた。そのため、急きょ町職員だけで、特に被害の甚大な地域を対象として、10月31日から11月4日の期間に先行調査を実施することになった。

担当する町職員は、調査の前に専門家から研修を受け、調査方法を学んだが、今回の調査方法は「土砂災害の基準」がないことから、「水害の基準」で行うこととなった。その後、3人1組の班編成で被災地区に向かい、班ごとに分担して調査を行った。

## 都、区市町村職員の応援を受けた本格調査

11月5日より、応援職員の支援を得て本格的な被害認定調査が開始された。

応援職員の派遣に当たり、東京都及び都下区市町村は、島しょ勤務経験者や家屋評価事務経験者、り災証明発行訓練経験者、平成24年京都府宇治市災害対応経験者などを優先的に派遣職員に指名した。応援職員は、都庁で実施された研修を受けた上で大島へと派



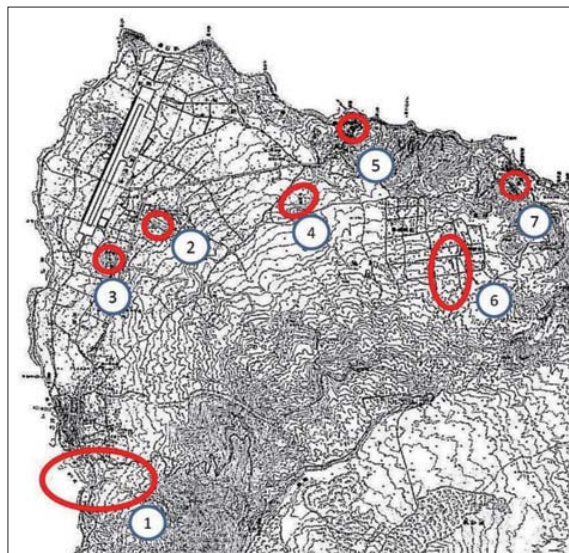
事前研修の様子

## 被害認定調査の実施体制

| 日程           | 調査の体制                          |
|--------------|--------------------------------|
| 10/31 ~ 11/4 | 町職員 11 人（先行調査）                 |
| 11/5 ~ 11/9  | 東京都・区市町村職員 64 人<br>地区担当町職員 5 人 |
| 11/9 ~ 11/13 | 東京都職員 10 人<br>地区担当町職員 5 人      |
| 11/13 ~      | 町職員のみで班編成                      |

遣された。

多くの応援職員が手分けをして被害認定調査を行うことから、調査進捗状況の共有やデータのとりまとめのため、大島支庁に被害認定調査本部が設置された。また、調査開始に先立って、「広報おおしま」災害臨時号（11月1日発行）で、調査期間や調査対象となる広報紙で周知された調査対象区域



|   |                                   |
|---|-----------------------------------|
| ① | おおむね町役場～火山博物館までの区域                |
| ② | 地の岡沢流域（都道一周道路空港入り口周辺）             |
| ③ | 郷土資料館周辺                           |
| ④ | 岡田「福聚寺」周辺                         |
| ⑤ | 前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行道路周辺、宮本交通周辺 |
| ⑥ | 込内・峠地域                            |
| ⑦ | かやぶき周辺                            |

区域などが住民に向けて周知された。

応援職員は、3人1組で20班が編成された。現場で住民等への説明等を円滑に行うためには、応援職員で構成する調査班にも町職員を1人ずつ配置することが望ましかったが、人員不足のため体制を組むことはできなかった。そこで、調査箇所を地区割りして地区ごとに町職員を定め、町職員は調査班には入らずに住民対応に専念することとした。

調査現場までの移動には、バスやレンタカーが利用されたが、元町地区内の移動では自転車も活用され、「自転車班」などと呼ばれた。



自転車班の様子

#### Column

#### 地図統一の必要性

被害認定調査の各調査班には、被災者生活再建支援システムの開発に関わった民間企業の提供するタブレット端末が支給され、被害データ等を現場で入力できるようになっていた。

このタブレット端末には国土地理院の地図が格納されていたが、調査対象の選定などを行う本部では住宅地図を用いていたため、調査現場や調査結果のデータを整理する上で、地図上の位置を確認するのに手間取り、地図を統一すべきだったという反省も生まれた。

当初、現場での調査に要する時間は、1棟当たり40～60分程度と見積もられていた。実際の調査では、木造家屋は見た目にも被害が分かりやすく、時間もそれほどかからずに済んだ。一方、鉄筋コンクリート造などの非木造家屋の場合、傾斜の測定など調査項目が多いこともあって、木造家屋よりも調査に時間がかかった。



現場での調査

土砂災害の被害認定調査の場合、建物内部に生活支障のある住家の「内観調査」を実施する必要があるため、住民の立ち会いが必要であった。調査時に不在だったところには、不在票を入れ、後日再訪問した。調査エリア外でも被災者から要請があった場合は、訪問して調査を行った。

東京都などからの応援職員による調査体制は、11月13日午前をもってその役目を終え、その後は町職員による被害認定調査が実施された。調査中に住民の方との話が長くなることもあったが、丁寧な対応を心がけた。

また、被害認定調査の過程で寄せられた被災者からの要望は、税務課を通じて、関係各課に共有された。

## り災証明の発行

### 集中発行日の設定

被害認定調査がおおむね完了したことを受けて、被災者に対するり災証明の発行を開始することとした。証明書の発行を円滑に行うため、1週間の集中対応期間を設け、その期間の中で地区別に発行日を設定した。またそのスケジュールについては、広報紙の災害臨時号第3号（平成25年11月11日発行）で事前に住民に周知した。

地区別の集中発行日

| 発行日       | 居住地区           |
|-----------|----------------|
| 11月21日（木） | 元町神達、泉津        |
| 11月22日（金） | 家の上、丸塚、大金砂     |
| 11月23日（土） | 岡田地区、元町3丁目、北の山 |
| 11月24日（日） | 元町2丁目 大徳より南側   |
| 11月25日（月） | 元町2丁目 大徳より北側   |
| 11月26日（火） | 元町1丁目、神田屋敷     |
| 11月27日（水） | 予備日            |

集中対応期間とした1週間で、り災証明の発行は365件にのぼった。集中対応期間以降も、住民からの要望があった場合は随時対応した。

なお、上記とは別に、家屋以外のり災証明も発行した。これは、当初は税務課を窓口としたが、後に住民課に移行して対応した。121件の申請があり、内容は擁壁の崩壊・自家用車の流出・家財等で、保険請求、資金融資を目的としていた。

### り災証明発行等の窓口対応

家屋のり災証明を集中発行する期間中、そ

の窓口の対応には、東京都職員4人、区市町村職員12人の応援を受け、町職員と他自治体職員の2人1組体制で行った。

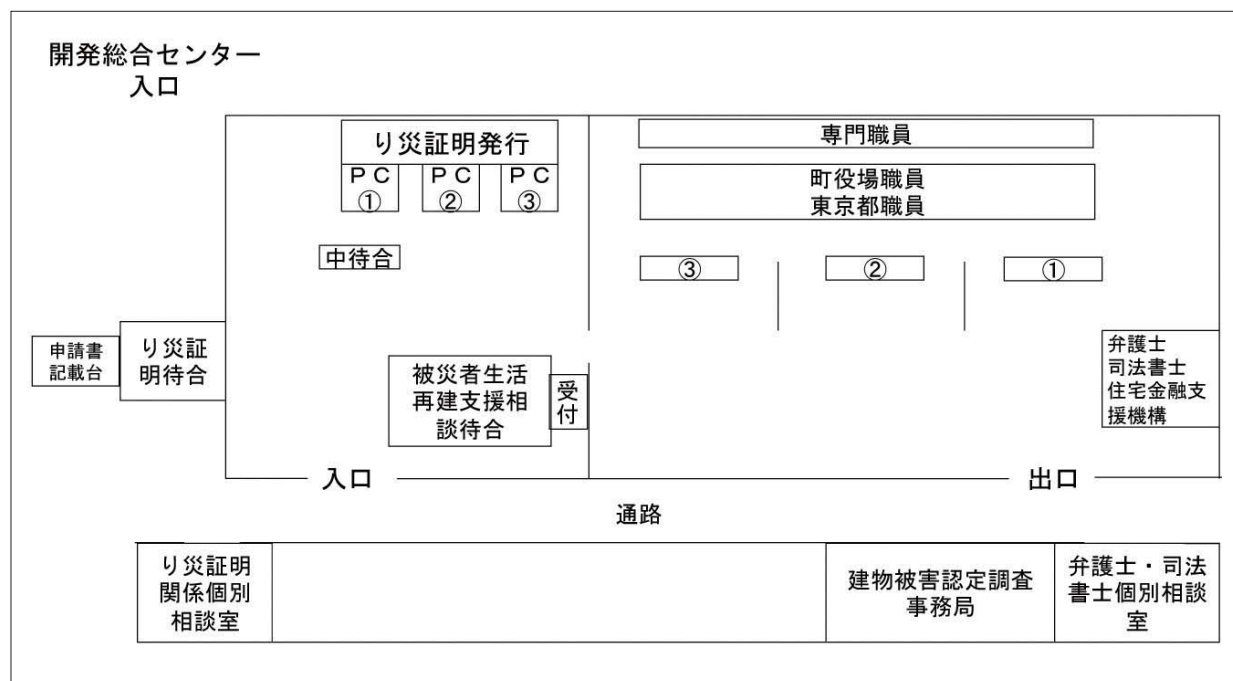
被災者生活再建システムを用いて、調査時に撮影したデジタルカメラの写真を窓口で住民の方にも一緒に見ていただき、判定結果などを的確に説明することができた。

り災証明は被災者の方の生活再建の第一歩となるため、住民の中にはその判定結果や水害の基準による調査方法に納得がいかない方もいた。納得していただくには、個人個人それぞれの思いをしっかりと伺いながら、専門的な知識と過去の事例をもとに丁寧に答えなければならなかった。そのため、東京都や大学の研究者を通じて、建築家協会から専門家の派遣を受けたり、新潟県中越地震・新潟県中越沖地震で判定に納得がいかない方への対応を数多く経験した新潟県柏崎市や小千谷市の職員の方の支援を受け、対応を行っていった。

り災証明の発行と同時に、住宅や各種支援制度について相談できる「特別相談窓口」を開設し、証明書を発行してすぐに住民が相談できるようにした。この窓口のレイアウトについても、東京都や新潟大学の専門家からアドバイスを受けた。



相談窓口の様子



り災証明発行・被災者生活再建相談支援窓口のレイアウト

## 家屋のり災証明発行状況(平成26年7月31日現在)

|                       | 全壊  | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊               |      |      |     | 合計  |
|-----------------------|-----|-------|----|--------------------|------|------|-----|-----|
|                       |     |       |    | 床上浸水               | 床下浸水 | 浸水なし | 計   |     |
| 被災住宅<br>(住家＝主たる居住家)   | 50  | 11    | 16 | 17                 | 46   | 14   | 77  | 154 |
| 被災家屋<br>(非住家＝別荘倉庫等含む) | 87  | 17    | 33 | 非住家については<br>区分集計なし |      | 109  |     | 246 |
| 建物被害合計<br>(り災証明書発行件数) | 137 | 28    | 49 | 17                 | 46   | 14   | 186 | 400 |
| 被災世帯数                 | 61  | 12    | 19 | 18                 | 55   | 14   | 87  | 179 |
| 被災人数                  | 114 | 23    | 28 | 30                 | 100  | 29   | 159 | 324 |

## 被災者生活再建支援における被災者台帳の活用

被害認定調査、り災証明発行に活用した被災者生活再建支援システムは、被災者の情報を個別に整理して、被災者台帳として管理することができるようになっている。被災者が各種支援事業の適用対象となるか、実際にどのような支援を申請し適用を受けているかなどを把握できるため、この情報は町と都で共有できる体制にした。町は、被災者の生活再建支援を効果的に行っていくために同システ

ムを導入したが、生活再建支援業務においてシステムの機能を十分に活用するには、情報の整理及び関係部署の職員間におけるシステム運用や活用方法の共有が必要で、災害後の混乱により実際には一部情報が未整理のままの運用となった。なお、東京都と情報を共有するという対応は、改正災害対策基本法（平成25年10月1日）で新たに規定された「被災者情報の相互提供」に関する全国初の事例となった。

## Part 02 住宅再建

### 緊急避難住宅等の提供

台風 27 号が過ぎ、10 月 26 日には避難指示が解除された。しかしその後も、土砂災害で住宅が被災した住民の方は開発総合センターで避難生活を送っていた。

そこで、東京都から、八重川第 2 教職員住宅 16 戸が町に提供され、11 月 2 日に被災された方々が入居された。この教職員住宅は「緊急避難住宅」と呼ばれ、災害救助法の避難所として扱われた。このため食事供与として、1 日 3 度お弁当の提供があり、また各戸で炊事できる環境でもあった。

町は、そのほかにも、東京都島しょ農林水産総合センター大島事業所職員住宅や、旧気象庁大島測候所（平成 21 年 10 月 1 日廃止）官舎、民間住宅などの空室状況を把握し、被災者の住宅の確保に努めた。気象庁や東京都との調整の結果、これら公営施設は家賃が不要になったが、民間住宅については家賃の支払いが必要であり、町が上限付きで負担した。既存の町営住宅にも空室があり、4 世帯ほどの被災者が入居し、生活に必要な物品については町が購入して貸与した。

### 住宅の応急修理

今回の土砂災害は、元町地区という住宅が密集している地域であったため、多くの住宅が被害を受けた。そのため、東京都や地域整備課では、災害直後から、災害救助法による住宅の応急修理が必要になると考えられてい

た。そこで、町内に本社のある建設業者 54 社のリストが作成された。

応急修理の申請などの周知については、東京都がチラシを作成するなど町を支援した。また町も、り災証明の発行時に相談窓口で説明を行ったり、「広報おおしま」に掲載するなどして、住民への周知を図った。

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

今回の台風第 27 号により「大規模半壊又は半壊した住宅」に対し、大島町が災害に被災した一定の範囲内で応急修理する制度です。

※修理をする前に、必ず町役場に連絡し、制度を利用するための手続きを行ってください。

1. 対象となる世帯

以下の全ての条件を満たす世帯が対象となります。

- ① 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと（※町が発行するり災証明書が必要）。
- なお、全壊の場合でも応急的な修理により居住が可能となる場合は対象。
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなる見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。
- ④ 前年の世帯年収が一定の範囲内であること（※詳細は町役場にお問合ください）。

2. 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理の対象となるのは、日常生活に必要な部分が壊れていて、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

※今回の台風第 27 号による被害と直接関係のある修理のみが対象。

3. 限度額

一帯あたりの限度額は 5.2 万円です。

※同一住家（1 戸）に 2 以上の世帯が居住している場合でも、限度額は 5.2 万円

4. 申請方法

応急修理申込書を町の住宅応急修理担当窓口（地域整備課管理係）に提出してください。

5. 申請期限

り災証明書が発行された日から 3 週間以内

問合せ先  
大島町役場 地域整備課管理係 電話 04992-2-1487

具体的な手続きの流れは裏面に詳しく載っています。

応急修理の周知用チラシ（東京都作成）

町はり災証明の発行の際に、災害救助法に基づく応急修理の支援を受けた場合は、東京都の生活再建支援金から応急修理費分が減額されることや、応急仮設住宅にも入居できなくなることを、丁寧に説明し、被災者の応急修理の実施の意向を確認した。

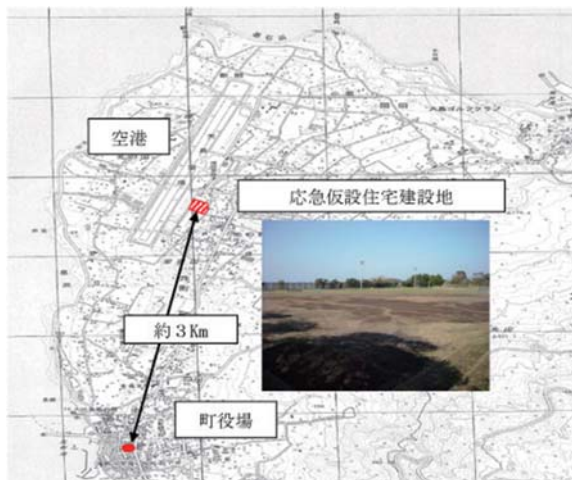
申請は 4 件あり、2 件が対象となった。応急修理の対象となるかどうかの判断は、町だけでなく、東京都とも確認しつつ行った。事前に用意した島内業者のリストは、実際には、申請者自らが知り合いの業者などに依頼したため、使われなかった。

応急修理の申請期限がり災証明の発行から 3 週間以内、応急修理工事の完了は年内と、期限が限られていたため、住民への説明や業者から提出された見積りの確認などを迅速に行わなければならなかった。

## ● 応急仮設住宅の提供

### 応急仮設住宅用地の選定

住宅を失った被災者のため、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設が行われることになった。地域整備課では、建設場所について、北の山地域センター、波浮港地域センター(旧波浮小学校)、旧气象台宿舍跡地を候補に挙げていた。この中から、特に土砂災害からの安全性を重視した結果、北の山地域センターグラウンドが最適地と判断された。



応急仮設住宅建設地  
「大島の応急復旧に向けた取組について 東京都」より

### 応急仮設住宅の建設、入居

り災証明の発行時には、被災者に対して応急仮設住宅への入居の意向を確認し、応急仮設住宅の必要戸数を推定した。平成 25 年 12 月 15 日から建設工事が着手され、平成 26 年 1 月 25 日から 13 棟 46 戸に 31 世帯 69 人の被災者が入居した。

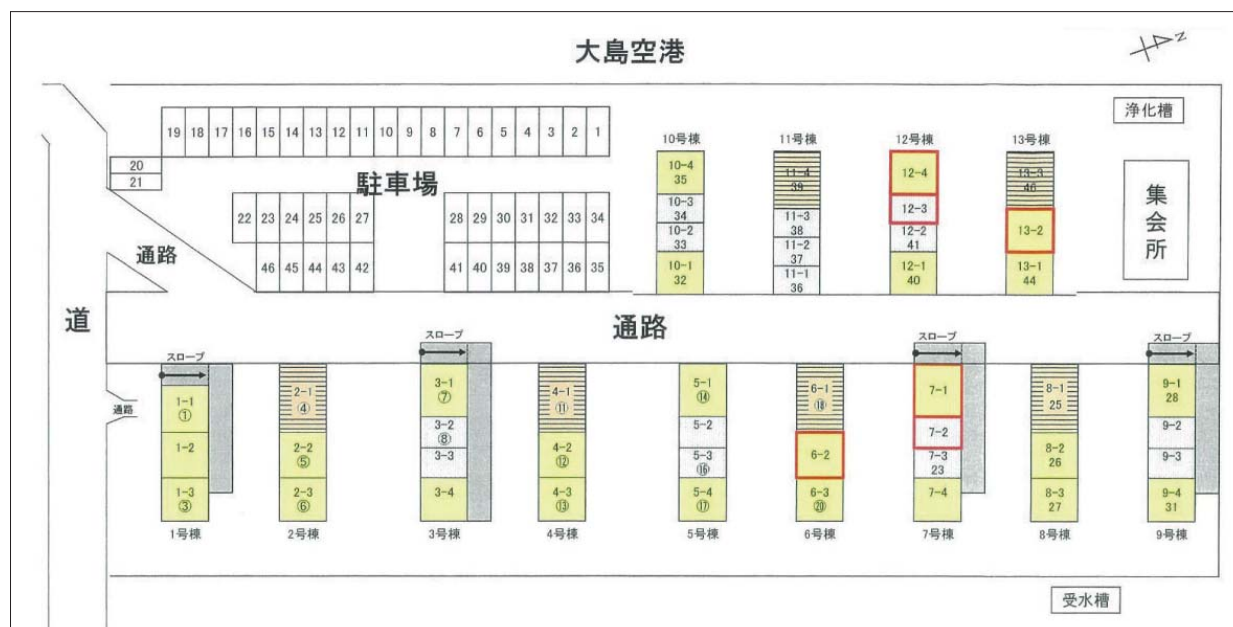
応急仮設住宅の建設戸数

|    | 1DK | 2DK | 3K | 合計 | 集会室 |
|----|-----|-----|----|----|-----|
| 戸数 | 15  | 25  | 6  | 46 | 1   |

応急仮設住宅の供用期間は通常 2 年間で、当初平成 28 年 1 月までの予定であったが、復興(町営)住宅の建設、入居を考慮し、平成 28 年 4 月まで延長された。



応急仮設住宅外観



応急仮設住宅概略図



応急仮設住宅内部

### Column

## 応急仮設住宅における工夫

この災害で建設された応急仮設住宅では、入居スペースのほかに仮設の集会所も建設された。この集会所では、大島社協やボランティア、生活支援員などにより入居者に対する各種サポートが行われたほか、町からの生活再建等に関する説明会なども開催された。

応急仮設住宅の設備については、東京都が中心となって検討し、風除室、たたみの部屋、追い炊き機能を持つ風呂などが備え付けられた。また、諸事情により当初の入居希望者が入居を辞退したことで、何軒かの空き室が発生した。そこで、子どものいる世帯が隣の家に気兼ねせずに暮らせるようにとの配慮から、その空き室を子どもがいる世帯の隣に配置する工夫も行われた。

## 復興（町営）住宅

### 入居希望者への意向調査

応急仮設住宅に入居している方々の生活再建に向け、公営住宅の整備が必要であるため、町では、東京都と検討を行った。応急仮設住宅の入居者数から最低限 40 戸程度は建設が必要と推定した。

地域整備課は、個別のアンケート調査や、応急仮設住宅集会所で懇談会の開催、個別訪問による聞き取りなどを何度も実施して、被災者の方の入居についての意向を把握した。当初のアンケートでは、元町地区では土砂災害が怖いので別の地区が良いという方が、時間が経つにつれて住み慣れた元町地区が良いと気持ちが変わる例もあった。

## アンケート調査票

今後の復興住宅建設に向けて皆様方にアンケート調査させていただきます。

- ① 町営（公営）住宅入居を希望しますか。  
はい ・ いいえ ・ 未定
- ② 入居希望する方は、世帯人数をご記入ください。\_\_\_\_\_人
- ③ 仮設住宅入居期間は2年間ですが、期間内に町営住宅の募集があれば申込をいたしますか。 する ・ しない
- ④ 住宅建設は、元町地区（家の上、大昇跡地 30戸）及び岡田地区（富士見団地横 10戸）を予定しておりますが、あなたのご意見を伺います。

このアンケート調査票は、懇談会時に回収いたします。なお、出席できない場合は、北の山出張所もしくは地域整備課まで提出願います。

氏名 \_\_\_\_\_

復興住宅意向調査アンケート票

## 町営住宅としての復興住宅建設

災害で被災した被災者のための公営住宅は、一般には公営住宅法に基づく災害公営住宅として建設される。しかし今回は、被災家屋が 80 世帯前後と、同法の適用基準を満たしていなかった。一方で大島町では、土砂災害の発生前から町営住宅の建て替えの計画があったことから、一般の公営住宅（町営住宅）建設という位置づけで被災者向けの公営住宅（以下、「復興（町営）住宅」という。）を建設することとした。

復興（町営）住宅の建設場所については、

応急仮設住宅の供用期限が迫り、時間が限られていたこともあったため、用地買収などが不要で早急に着工できるという理由から、町有地を選定することとした。いくつか候補地があったが、利便性や都道に近いことなども考慮され、以前、町営住宅のあった2箇所（元町地区・岡田地区各1箇所）が建設場所として選定された。

復興（町営）住宅の建設・入居状況は、下表に示すとおりである。

復興（町営）住宅の建設状況

| 地区                          | 工期                                           | 入居開始日              | 戸数                 |
|-----------------------------|----------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 岡田地区<br>(岡田字<br>新開 26)      | 平成 27 年<br>3 月 5 日から<br>平成 28 年<br>1 月 20 日  | 平成 28 年<br>2 月 1 日 | 単身用 2 戸<br>家族用 8 戸 |
| 家の上地区<br>(元町字家の<br>上 462-2) | 平成 27 年<br>5 月 20 日から<br>平成 28 年<br>3 月 24 日 | 平成 28 年<br>4 月 1 日 | 単身用 8 戸<br>家族用 6 戸 |
|                             |                                              |                    | 合計 24 戸            |



公営住宅（岡田地区）



公営住宅（元町地区）

## Part 03 生活再建の支援

### 被災者生活再建相談体制の構築

土石流により被害を受けた被災者にとって、住宅のみならず生計をはじめとする生活の再建は特に重要となる。

町では、土石流災害から3日後の10月19日に発行した最初の「町役場からのお知らせ」に次のような文章を掲載し、ワンストップで対応する相談窓口の開催を周知した。また、このお知らせには、り災証明の発行、災害弔慰金の支給、生活再建支援金の支給、災害援護資金の貸し付けなど、被災者に対する各種支援があることを、その問い合わせ窓口とともに示していた。

#### 被災者支援窓口開設の広報

(台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第1号)より)

◎被災者支援相談窓口を開設しました  
被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口(政策推進課) 04992-2-1444

り災証明の集中発行期間とした11月21～27日には、り災証明の申請窓口と並んで、生活再建などに関する相談を受け付ける特別相談窓口を設置した。この窓口には、東京都との協定に基づき、東京弁護士会、東京司法書士会など19の専門職団体が構成される「災害復興まちづくり支援機構」から毎日3人ほどの専門家が派遣され、専門的な知見を活かして被災者の相談対応にあたった。

さらに、土砂災害から約1年後の平成26年11月には、被災者の生活再建を支援する

ための情報提供・相談体制を確立するため、町は新たに課相当の組織として「土砂災害復興推進室」を設置した。

### 弔慰金・支援金等の支給と、災害援護資金の貸付

#### 災害弔慰金の支給

災害弔慰金とは、「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48年9月18日法律第82号)に基づいて、災害によって死亡した方の遺族に支給されるものである。今回の土砂災害でもこの法律が適用され、家族を亡くされた(又は家族が行方不明)の方に対する災害弔慰金が支給された。

支給件数は計31件、支給総額は8,750万円となった(平成29年3月現在)。

#### 災害弔慰金の支給

| 支給対象          | 支給額   | 支給件数 |
|---------------|-------|------|
| 主生計者が死亡した場合   | 500万円 | 4件   |
| 主生計者以外が死亡した場合 | 250万円 | 27件  |

なお、同法では、災害により重大な障害を受けた方に対して災害障害見舞金を支給することも定められているが、今回の土砂災害で支給対象となる方はいなかった。

#### 被災者生活再建支援金の支給

阪神・淡路大震災を契機として「被災者生活再建支援法」(平成10年5月22日法律第66号)が制定され、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対しては、被災者生活再建支援金が支給されることとなった。同法はその後の度重なる改正を経て、住宅が大規模半壊以上の被害で支給される「基礎支援金」と、被災後の住宅の再建方法(建設・購入、補修、公営住宅以外の賃貸)によって支給額が異なる「加算支援金」とい

う2種類の支援金が支給される仕組みとなっていた。

この土砂災害においても同法が適用されたことから、り災証明の集中発行期間である11月21日から申請受付を開始した。法律で定められた申請期限（基礎支援金：災害発生日から13月以内、加算支援金：同37月以内）までに下表のとおり申請があり、基礎支援金は支給総額5,250万円（平成26年11月15日終了）、加算支援金は支給総額4,250万円（平成29年2月1日現在）となった。なお、加算支援金は、町の要請により、申請期限が平成29年11月15日まで延長された。

被災者生活再建支援金（国制度）の支給状況

| 種別    | 支給対象  | 支給金額※ | 支給件数 |
|-------|-------|-------|------|
| 基礎支援金 | 全壊    | 100万円 | 44件  |
|       | 半壊解体  |       | 1件   |
|       | 大規模半壊 | 50万円  | 10件  |
|       | 長期避難  | 100万円 | 10件  |
| 加算支援金 | 建設・購入 | 200万円 | 18件  |
|       | 補修    | 100万円 | 5件   |
|       | 賃貸    | 50万円  | 11件  |

※単身世帯はこの3/4の額

一方、被災者生活再建支援法では半壊世帯が支援対象とならないことから、東京都は、都独自の制度として「東京都被災者生活再建支援金の支給」を決定した。これにより、居住する住宅が半壊した世帯が新たに住宅を建設・購入する場合は200万円、住宅を補修する場合は120万円（ただし災害救助法による応急修理を実施した場合はその金額を減額）、借家を賃貸する場合は80万円が、それぞれ支給されることとなった。

東京都被災者生活再建支援金についても、11月21日から受付を開始し、申請は7件（いずれも補修する世帯）、支給総額は9,378,017円であった（平成29年2月7日現在）。この支援制度も、当初の申請期限は平成26年3月であったが、町の要請により2回にわたっ

て延長され、平成29年3月までとなった。

## 災害援護資金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」では、自然災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた場合に、その世帯の生活の立て直しを図るため最大350万円の「災害援護資金」を貸し付けるという仕組みもある。今回の土砂災害でも、その適用を受けて申請受付を行った結果、4件、計860万円の貸付が行われた。

これに加えて東京都は、「東京都災害援護資金の貸付」を実施して、国制度の災害援護資金の貸付を受け、なお資金が必要な場合を対象に、最大150万円までの貸付を行い4件、計600万円の貸付が行われた。

## 税等の減免措置

この土砂災害によって被害を受けた世帯に対しては、各法律の定めに従って、下表のとおり税等の減免措置もとられた。これらは、「広報おおしま」の災害臨時号や町のホームページなどによって住民に広報された。

特に固定資産税の減免基準の作成には、苦慮することとなった。過去に地域で起こった災害にかかる減免措置一覧

| 種別                     | 概 要                                                    |
|------------------------|--------------------------------------------------------|
| 町・都民税、固定資産税、国民健康保険税の減免 | 住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方について、町都民税等の一部を減免 |
| 後期高齢医療保険料及び介護保険料の減免・猶予 | 災害により、住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部減免、及び徴収を猶予     |
| 町発行文書手数料の免除            | 保険金や支援金等の申請書等に使用するために必要な戸籍謄（抄）本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除 |

災害では、土地面積に対する土砂流入面積の割合をもとに減免か否かを定めていたが、この基準をそのままあてはめると、減免対象者はごく一部の被災者に限られることとなるため、最終的には町長の判断で、今回の土砂災害においては、特例として敷地内に浸水があった家屋は減免対象とすることとした。

## 町独自の生活再建支援策

大島町では、被災者の生活再建を支援するため、国・東京都による支援制度に加えて、下表のとおり町独自の支援策も立ち上げた。これもまた、被災者の声に耳を傾け、「血の通った」復興施策を推進するという基本的な考え方に基づくものであった。

### 大島町単独の被災者支援事業

| 遺児生活支援事業（平成 26 年 4 月 1 日～ 継続中）                   |                                                                                                                                                                                                                                   |           |           |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------|
| 事業概要                                             | 土砂災害により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援のため支援金を支給する。                                                                                                                                                                        |           |           |
| 支援内容                                             | (1) 月額金：一月を単位として支給し、生活や就学に必要な経費を支援するもの                                                                                                                                                                                            |           |           |
|                                                  | (2) 特別一時金：一時に支給し、入学や生活に必要な経費を支援するもの                                                                                                                                                                                               |           |           |
|                                                  | 対象者                                                                                                                                                                                                                               | (1) 月額金   | (2) 特別一時金 |
|                                                  | (1) 乳幼児                                                                                                                                                                                                                           | 10,000 円  | 100,000 円 |
|                                                  | (2) 大島町立の各小学校に在席する者                                                                                                                                                                                                               | 20,000 円  | 150,000 円 |
|                                                  | (3) 大島町立の各中学校に在席する者                                                                                                                                                                                                               | 25,000 円  | 200,000 円 |
|                                                  | (4) 島内の高等学校に在席する者                                                                                                                                                                                                                 | 30,000 円  | 300,000 円 |
|                                                  | (5) 島外の高等学校に在席する者                                                                                                                                                                                                                 | 50,000 円  | 300,000 円 |
|                                                  | (6) 特別支援学校に在席する者                                                                                                                                                                                                                  | 50,000 円  | 300,000 円 |
|                                                  | (7) 高等専門学校に在席する者                                                                                                                                                                                                                  | 50,000 円  | 500,000 円 |
| (8) 専修学校に在席する者                                   | 50,000 円                                                                                                                                                                                                                          | 500,000 円 |           |
| (9) 大学・短期大学に在席する者                                | 50,000 円                                                                                                                                                                                                                          | 500,000 円 |           |
| 支援実績等                                            | 28 年度実績（9 月末）：600,000 円<br>・月額金：対象者 4 人（小学生 1 人、高校生 2 人、大学生 1 人）<br>・特別一時金：大学から新生活（1 人）、高校から大学入学（2 人）                                                                                                                             |           |           |
| 児童生徒通学支援事業 平成 26 年 1 月 27 日～平成 28 年 3 月 31 日     |                                                                                                                                                                                                                                   |           |           |
| 事業概要                                             | 被災児童の応急仮設住宅からの通学の支援をする。                                                                                                                                                                                                           |           |           |
| 支援内容                                             | (1) 児童：児童については通学バスで対応<br>(2) 中学生：バス回数券を支給                                                                                                                                                                                         |           |           |
| 支援実績等                                            | ・スクールバス：9 人<br>・バス回数券：2 人（平成 27 年度で終了）                                                                                                                                                                                            |           |           |
| 大島町住宅再建支援補助金 平成 25 年 10 月 16 日～平成 29 年 11 月 15 日 |                                                                                                                                                                                                                                   |           |           |
| 事業概要                                             | 被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援する。                                                                                                                                                                        |           |           |
| 支援対象・支援内容                                        | 対象：台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修又は建設・購入する者であり、次のすべてに該当する場合<br>・被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない）<br>・現に被災した住宅に住んでいた者<br>・り災証明が半壊以上<br>・持ち家、借家は問わない<br>支援内容：(1) 建設・購入：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 300 万円）<br>(2) 補修：実費額の 10 分の 10 とする（上限額 100 万円） |           |           |
| 支援実績等                                            | 26 年度実績…7 件（購入 3 件、建築 2 件、修繕 2 件）<br>27 年度実績…12 件（購入 3 件、建築 6 件、修繕 3 件）<br>28 年度実績（平成 29 年 2 月 1 日現在）…11 件（購入 1 件、建築 8 件、修繕 2 件）                                                                                                  |           |           |

## Part 04 産業の復興

### 中小企業の復興支援

土砂災害は、中小企業を中心とする島内の商工業者にも大きな被害をもたらした。

この災害が11月8日に「局地激甚災害」として指定され、11月15日には大島町が中小企業信用保険法に基づく「セーフティネット保証4号（突発的災害）地域」として指定されたことを受け、東京都は、直接被害を受けた中小企業に対する「災害復旧資金融資」の融資限度額等を拡充するとともに、売

上減などの間接被害を受けた中小企業に対する「経営支援融資（経営セーフ）」を設定した。

しかし、これらはいくまでも資金を融資する制度である。被災企業の事業再建をより一層推進するためには、補助などの形での支援が求められた。町では、東日本大震災で実施された補助制度など他の災害事例の情報を集めて支援策を検討するとともに、その財源についても協議を重ねた。

こうして平成26年12月11日から、町が新たに設けた土砂災害復興基金を原資として、店舗等を新築・購入又は修繕する中小企業を対象とした町独自の支援制度である「中小企業再建支援補助」が始まった。その運用にあたっては、事業者の申請に基づき、副町長及

東京都による中小企業向け制度融資

| 被害状況  | 直接被害への支援                                       |                                          | 間接被害への支援                                                  |
|-------|------------------------------------------------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 制度名   | 災害復旧資金融資                                       |                                          | 経営支援融資（経営セーフ）                                             |
|       | 【拡充前】                                          | 【拡充後】                                    | 【新規】                                                      |
| 融資対象  | 土石流に伴う事業所や設備の損壊等の被害を受け、大島町長より災害証明書の発行を受けた中小企業者 |                                          | 取引先の被災や観光客の減少に伴う売上減等の被害を受け、大島町長よりセーフティネット保証4号の認定を受けた中小企業者 |
| 資金使途  | 事業の再建に必要な資金                                    |                                          | 経営の安定に必要な資金<br>〔通常の融資枠とは別枠〕                               |
| 融資限度額 | 1企業（組合）<br>8,000万円以内                           | 1企業（組合）<br>5億6,000万円以内                   | 1企業 2億8,000万円以内<br>1組合 4億8,000万円以内                        |
| うち無担保 | 8,000万円以内                                      | 1億6,000万円以内                              | 8,000万円以内                                                 |
| 融資期間  | 運転資金 10年以内<br>設備資金 10年以内<br>（据置期間1年を含む。）       | 運転資金 10年以内<br>設備資金 15年以内<br>（据置期間1年を含む。） | 運転資金 10年以内<br>設備資金 10年以内<br>（据置期間2年を含む。）                  |
| 融資利率  | 1.5%～1.7%                                      | 1.5%*                                    | 融資期間に応じて、<br>1.5%～2.0%以内                                  |
| 利子補給  | —                                              | 融資額1億円を上限に<br>利子を全額補給                    | —                                                         |
| 保証料補助 | 信用保証料の全額を補助                                    |                                          | 信用保証料の2分の1を補助                                             |

\*利率が1.7%の融資については、都が0.2%の利子補給を実施し、実質的な利率を1.5%とする。

#### 大島町の中小企業支援策

| 中小企業再建支援補助（対象期間：平成25年10月16日～平成29年3月31日） |                                                                                                  |
|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業概要                                    | 被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。                                                    |
| 支援内容                                    | (1) 店舗等新築・購入の場合：100万円を超える額の2分の1、上限額300万円<br>(2) 店舗等修繕の場合：10万円を超える額の2分の1、上限額100万円                 |
| 支援実績等                                   | 26年度実績：20件（新築・購入6件、修繕14件）<br>27年度実績：49件（新築・購入15件、修繕34件）<br>28年度実績（平成29年1月31日現在）：6件（新築・購入4件、修繕2件） |

び町の関連3課の課長をメンバーとする審査会での審査を経て補助金の交付を決定するという手順としていたが、例えば1事業者が複数のり災証明（店舗、倉庫など）を受けている場合はそれぞれ補助金を出すのか、事業再開に向けた建物の取り壊し費用は補助対象にするのかなど、個別の申請事例をもとに協議を重ねながら判断していく必要があった。

## 農業・漁業の復旧・復興

元町地区では、土石流により農地が埋没・流出したり、ビニールハウスが倒壊するなど、農業用地・農業用施設も被災した。また、土石流とともに大量の流木等が海へ流れ込み、もとは好漁場であった元町の弘法浜・前浜で貝類、イセエビなどへの被害も生じた。これら農業・漁業関連の被害に対しては、災害復旧事業が実施された。

このうち、漁場回復のために実施する漁場災害復旧工事では、平成25年度中に被災状況の調査を実施した後、流木等の撤去が行われた。しかし、一度撤去作業を終えても、台風や大しけの後にはまた流木が現れるため、その後も継続的に災害復旧工事が行われている。

また町では、漁業振興のための助成事業として、被害の大きかった地区の稚貝放流について、通常は2分の1補助であるところに上乗せして、全額補助を行っている（平成26～30年度予定）。加えて、災害により土砂等が流入した海域に割栗石やコンクリート製平板磯を投入することで漁場造成を行う「つきいそ事業」も進めている（平成26～27年度は東京都事業、平成28～30年度（予定）は町事業として実施）。

### Column

#### 漁協との連携

「つきいそ事業」は、イセエビ漁の時期や台風シーズンを避ける必要があり、また冬場はしけの影響で工事が難しいなど、投入時期の見極めが重要である。このため町では、漁協との連絡を密にとって、漁の時期や海況などについてのアドバイスを得ながら、事業を推進している。

## 観光産業に対する支援

町の経済で大きな割合を占める観光産業も、この災害によりダメージを受けた。このため、被災イメージを払拭し、観光客の減少を食い止めようと、さまざまな観光振興策が図られた。

災害翌年の平成26年1月から例年どおり開催された「第59回椿まつり」は、観光業の復旧復興と同時に、大島全体の復旧復興の第一歩と位置づけられた。大島町にとって、この年は「復興元年」であり、町最大の観光イベントである「椿まつり」は、そのキックオフとされた。



第59回椿まつり（平成26年1月26日～3月23日）

## 大島町による観光復興の主な取り組み

| 伊豆大島復興宣伝プロジェクト         |                                                                                                                                                                              |        |        |        |        |        |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 事業概要                   | 世田谷区商店街連合会の協力を得て、世田谷区の商店街において『元気です！伊豆大島！！感謝と復興』を掲げて復興宣伝プロジェクトを開催。世田谷区内の3つの商店街(世田谷昇進会商店街、祖師谷商店街、祖師谷南商店街)と連携し、物産展等を展開。                                                         |        |        |        |        |        |
| 支援実績等                  | ・平成27年度6月伊豆大島復興宣伝プロジェクト第1期「世田谷区地域連携バージョン」<br>(平成27年6月1日～6月30日)<br>・平成27年度1月伊豆大島復興宣伝プロジェクト第2期「世田谷区全域バージョン」<br>(平成28年1月15日～3月31日)<br>・平成28年伊豆大島復興宣伝プロジェクト<br>(平成28年2月1日～3月21日) |        |        |        |        |        |
| 2016 アジア自転車競技選手権日本大会開催 |                                                                                                                                                                              |        |        |        |        |        |
| 事業概要                   | 2016年1月アジア自転車競技選手権日本大会のロードレースを大島町西海岸コースにおいて開催。土砂災害からの「復興」の一環として、本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指す。                                                                       |        |        |        |        |        |
| 支援実績等                  | ・開催日程：平成28年1月19～24日<br>・大会参加国数／参加人数：23カ国／255人<br>・観戦者数：                                                                                                                      |        |        |        |        |        |
|                        | 1月19日                                                                                                                                                                        | 1月20日  | 1月21日  | 1月22日  | 1月23日  | 1月24日  |
|                        | 悪天候・延期                                                                                                                                                                       | 1,100人 | 1,200人 | 1,000人 | 2,100人 | 2,700人 |
|                        | ・経済効果：およそ6,300万円(輸送関係、宿泊、商店、事前合宿、観光客等)                                                                                                                                       |        |        |        |        |        |
| 全日本自転車競技選手権大会開催        |                                                                                                                                                                              |        |        |        |        |        |
| 事業概要                   | 2016年1月に開催したアジア自転車競技選手権大会に続き、日本ナンバーワンを決定する大会を開催する。土砂災害からの「復興」の一環として本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指す。                                                                    |        |        |        |        |        |
| 支援実績等                  | ・開催日程：平成28年6月24～26日<br>・エントリー数：タイムトライアル107人、ロードレース295人                                                                                                                       |        |        |        |        |        |

その後も町では、「伊豆大島復興宣伝プロジェクト」として世田谷区の3つの商店街と連携した物産展を開催したり、「2016 アジア自転車競技選手権日本大会」や「全日本自転車競技選手権大会」を誘致したりするなど、観光産業の復興に取り組んでいる。

一方、東京都も平成26年度から、宿泊費の割引事業や、割安なパッケージ「伊豆大島・復興応援ツアー」を提供する「伊豆大島観光復興支援事業」を継続的に実施するほか、伊豆大島観光のPR映像を首都圏の主要JR路線で放映するトレインチャンネルを展開するなどして、伊豆大島の観光復興を支援している。

## 東京都による観光産業支援

| 伊豆大島観光復興支援事業                                                               |                                                                                                                                                                                           |         |               |          |               |
|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------------|----------|---------------|
| (1) 宿泊費用割引                                                                 | 平成26年7月19日～<br>伊豆大島での宿泊を伴う旅行について、ホテル・旅館・民宿等の宿泊施設における宿泊費用の一部を割引。<br>（1人1泊3,000円、1回につき2泊まで）                                                                                                 |         |               |          |               |
| (2) 伊豆大島・復興応援ツアー                                                           | 平成26年10月1日～<br>通常料金よりも割安な「伊豆大島・復興応援ツアー」を民間の旅行事業者と連携して提供。<br>＊標準的な割引額： <table> <tr> <td>船舶利用の場合</td><td>1人1泊2日で6,000円</td></tr> <tr> <td>航空機利用の場合</td><td>1人1泊2日で8,000円</td></tr> </table> | 船舶利用の場合 | 1人1泊2日で6,000円 | 航空機利用の場合 | 1人1泊2日で8,000円 |
| 船舶利用の場合                                                                    | 1人1泊2日で6,000円                                                                                                                                                                             |         |               |          |               |
| 航空機利用の場合                                                                   | 1人1泊2日で8,000円                                                                                                                                                                             |         |               |          |               |
| トレインチャンネル                                                                  |                                                                                                                                                                                           |         |               |          |               |
| 平成27年7月6日（月）～7月19日（日）<br>放送路線：JR山手線                                        |                                                                                                                                                                                           |         |               |          |               |
| 平成28年7月11日（月）～7月24日（日）<br>放送路線：JR山手線、中央線快速、京浜東北線・根岸線、京葉線、埼京線、横浜線、南武線、常磐線各停 |                                                                                                                                                                                           |         |               |          |               |

このような観光産業復興支援の取り組みにより、土砂災害の翌年に大きく減少した1～3月期の来島者数は、平成27年には平成21年と同等までに回復した。また1年間の来島者総数については、平成23年に東日本大震災の影響で落ち込んで以来、徐々に上昇傾向にあったにもかかわらず、平成26年は減少していた。しかしこれも、翌27年には土砂災害前の水準に戻っている。



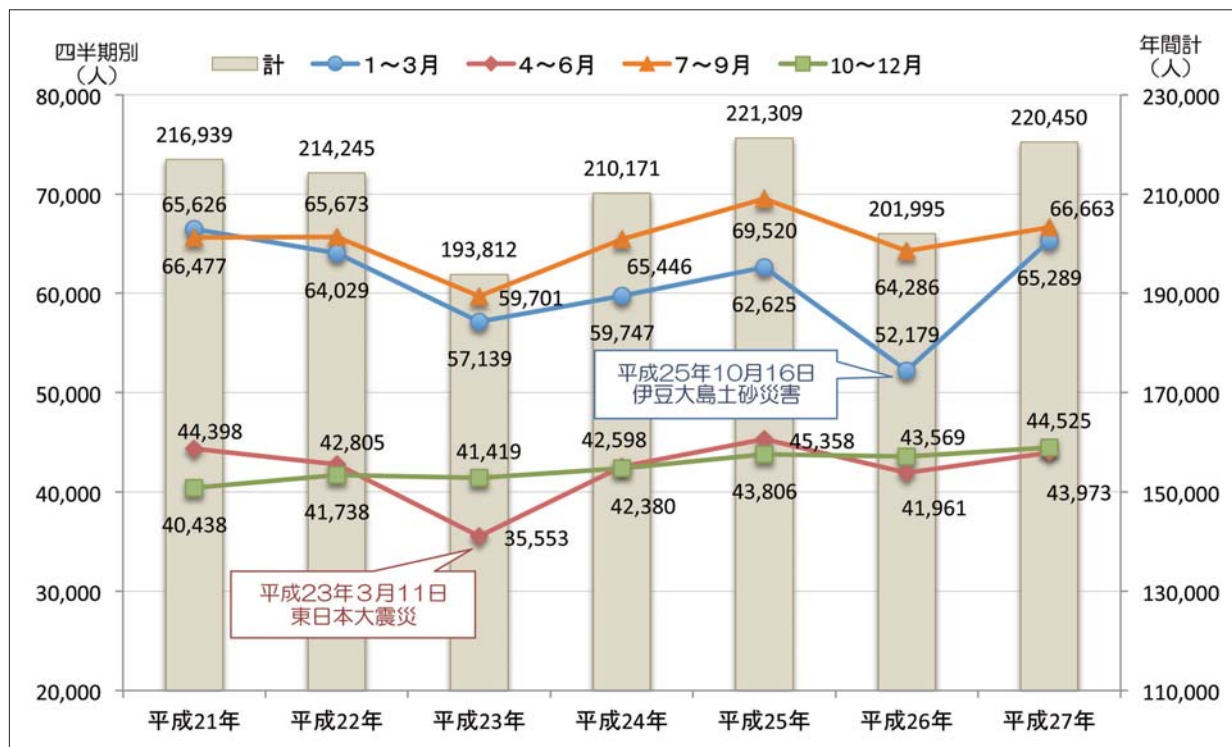
弘法浜・サンセットプール

## Column

## 弘法浜・サンセットプール

元町地区・弘法浜にあった町営プールは、土石流により土砂流入や施設損壊という壊滅的な被害を受けた。このため町は、「大島町観光プール（仮称）整備事業」として、弘法浜プールに代わる新たなプールを建設することとした。平成26年度には、実施予定だった基本設計・実施設計が折からの建設工事費高騰のあおりを受けて契約不調になったものの、平成28年夏季の完成を目指して事業が推進された。

「弘法浜・サンセットプール」と名付けられた新しいプールは、平成28年7月にグランド・オープンを迎え、7月23日～8月21日の開放期間中に9,295人の利用者があった。



平成21年～28年の来島者数（四半期別・年間計）

Part  
05ライフライン等の  
復旧

## 電気の復旧

## 復旧状況の推移

10月16日の土砂災害発生直後から、停電が発生し、10月18日～20日には、最大110件が停電していた。この停電に対する復旧作業は、10月20日より開始され、10月30日の時点で全ての復旧作業が完了し、停電は解消した。

停電解消に至るまでの推移については、下表のとおりである。

停電状況の推移

| 時                            | 停電件数 |
|------------------------------|------|
| 10/18 11:30 ~<br>10/20 18:00 | 110件 |
| 10/21 09:00                  | 7件   |
| 10/21 18:00 ~<br>10/24 18:00 | 2件   |
| 10/25 11:00 ~<br>10/29 18:00 | 1件   |
| 10/30 11:00                  | 0件   |

## 支援措置

東京電力は、災害によって被害を受けた方に対し、電気料金の支払期日の1か月延長、電力不使用月の免除等の支援を行った。

## 水道の復旧

## 応急給水活動

10月16日に発生した土砂災害によって、約3,000世帯(約5,000人)が断水の被害(完全な断水ではなく弱い水圧で水が出る箇所も

含む)を受けた。町は、発災当日から破損した水道管の復旧作業にとりかかり、同時に給水車を用意し、応急給水活動を実施した。

応急給水活動を実施するにあたり、町だけでは十分な給水活動が困難であったため、町は東京都に支援を要請した。東京都は、10月17日から同月31日まで支援を実施し、職員延べ21人、応急給水車(2t)1台が派遣され、ペットボトル(350ml)10,000本、給水袋1,000枚が提供された。

応急給水活動は、10月16日から同月31日まで実施され、給水車が巡回した場所は、町役場(10月16日～31日)、岡田出張所(10月19日)、大島支庁(10月20日)で、給水時間は8時から18時の間に実施した。



町役場での応急給水活動の様子(10月18日)(大島社協提供)

## 復旧工事の状況・推移

水道施設の応急復旧工事では、土砂やがれきの撤去、水道管の付替えが行われたが、管が埋設された道路の陥没箇所では、管をワイヤーで吊るなどして配管を確保した。

応急復旧工事については、町から東京都に支援を要請し、東京都は、復旧事業費の補助、事業の工程計画や施工方法等についての技術的アドバイスなどを行った。

応急復旧工事は、10月16日から11月5日まで実施された。島内の断水については、

11月2日の時点で解消された。

ほとんどの被害箇所は平成25年内に仮復旧は完了し、平成26年10月に本復旧を完了した。島内の断水状況の推移については、次表のとおりである。

断水状況の推移

| 月日          | 世帯数（人数）           |
|-------------|-------------------|
| 10/16       | 約3,000世帯（約5,000人） |
| 10/17       | 約500世帯（約900人）     |
| 10/18～10/19 | 約400世帯            |
| 10/20～10/21 | 約100世帯（約190人）     |
| 10/22       | 28世帯（55人）         |
| 10/23～10/28 | 15世帯（33人）         |
| 10/29～10/31 | 13世帯（29人）         |
| 11/1        | 1世帯（4人）           |
| 11/2        | 0世帯（0人）           |

## 水道料金の減免

災害によって被害を受けた世帯に対して、町は、水道料金の減免措置を行った。減免措置の対象は、被害があった建物の水道契約者（り災台帳記載者）とした。減免金額・期間は、11月検針分の水道料金とし、前年同月の使用水量と比較して増加水量分の料金を減免した。

減免の申請方法は、町の「り災台帳」で確認するため、申請は必要ないこととし、減免措置の対象者には、減免内容について通知することとした。

## 電話の復旧

電話回線の被害は、10月16日の停電に伴い発生し、電話回線の復旧を行うにあたり、応急措置として、特設公衆電話が島内の公共施設（学校の体育館、公民館、出張所等）に設置された。特設公衆電話とは、災害時にNTTが提供するサービスで、停電時でも使用可能であり、無料で使用できるなどの特徴が

ある。特設公衆電話は、10月24日時点で島内10地区、27箇所、42台が設置されていた。

Part  
06

## 公共施設の復旧

## ● 道路の復旧

## 町道の復旧

御神火スカイラインを始めとする、島内13箇所で被害を受けた町道は、国土交通省TEC-FORCE（災害緊急対策派遣隊）により、点検調査が実施された。復旧工事が開始されたのは、平成26年7月14日であり、全ての工事が完了したのは、平成28年9月10日であった。

また、町道の復旧事業費には、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国からの補助を受けた。



町道復旧の様子

## 都道の復旧

都道の被害箇所は、一般都道大島循環線（野増地区）の1箇所のみであった。その他の都道にも土砂の堆積等軽微な被害はあったが、10月18日には、それらの除去作業を完了した。都道の復旧事業費は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国からの補助を受けた。

## 林道の復旧

被害を受けた島内5路線45箇所の林道の復旧については、「農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置法に関する法律」、「激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律」の2つの法律に基づいて、国から補助を受けて実施された。復旧工事は平成25年度から始まり27年度に終了した。また、国からの補助に採択されなかった被害箇所は、東京都による単独の復旧工事を実施した。

## ● 港湾施設の復旧

港湾施設の復旧として、東京都は、被害のあった7港（元町港、岡田港、波浮港、元町漁港、岡田漁港、野増漁港、泉津漁港）において、緊急工事を実施した。工事の内容は、岸壁や道路等陸上部における土砂・流木の撤去等であった。



土砂や流木が堆積した元町港（10月16日）（大島社協提供）

元町港及び元町漁港では、泊地等の海底に、土砂や流木が堆積したため、撤去する必要があった。これらの工事については、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国の補助も受け実施された。

岡田漁港では、港に接続する道路に土砂が

流出し、通行ができなくなったが、道路の土砂を撤去するとともに、仮設道路を整備し通行止めを解消した。これらの工事については、平成 25 年度に「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」により、国の補助も受け実施された。ただし、道路の本復旧については、平成 26 年度に実施した。

## 砂防施設の復旧

土砂災害の発生によって、元町地区に整備されていた大金沢、長沢、八重沢の砂防施設には、土砂や流木が堆積した。東京都は、翌年（平成 26 年）の出水期（梅雨）までを目標に、その撤去などの応急対策を実施した。



大金沢堆積工（10 月 18 日）（東京消防庁提供）



土砂・流木撤去後の大金沢堆積工（平成 27 年 7 月）

東京都では、災害発生の直後から応急対策として緊急工事を実施してきたが、崩壊斜面や溪流に残存する多くの不安定土砂から、地

域を守るための本格的な対策に向け、また、特に被害の大きかった元町地区の復興等も視野に入れた総合的な検討を行うために、砂防や火山、災害情報学を専門とする学識者、関係行政機関からなる「伊豆大島土砂災害対策検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を、平成 25 年 11 月 29 日に設置した。

### 検討委員会構成名簿（学識委員のみ掲載）

|                |                              |
|----------------|------------------------------|
| 鈴木 雅一<br>（委員長） | 東京大学大学院<br>農学生命科学研究科教授（砂防学）  |
| 石川 芳治          | 東京農工大学大学院教授（砂防学）             |
| 田中 淳           | 東京大学総合防災情報研究<br>センター長（災害情報学） |
| 藤井 敏嗣          | 東京大学名誉教授（火山学）                |
| 堀田 紀文          | 筑波大学生命環境系准教授<br>（砂防学）        |
| 渡辺 秀文          | 東京大学名誉教授（火山学）                |

検討委員会では、平成 26 年 3 月に、「伊豆大島土砂災害対策検討委員会報告書」がまとめられ、この中では、特に大量の土砂や流木が流下した大金沢の土砂災害対策として、導流堤の整備や斜面对策などの実施が提案されており、これらの検討を踏まえて、対策工事が進められているところである。



大金沢導流堤工事（平成 27 年 7 月）

## Column

## 土のう積み

砂防施設等の復旧が行われている最中も、大島町では、続く大雨や台風による被害の発生が懸念されていた。そのため、各施設や住民の間でも、浸水や土砂の流入を食い止めるための土のう積みなど、自主的な対策が行われていた。



東京電力発電所周辺の土のう（東京消防庁提供）



ボランティアの協力による住宅周辺の土のう積み（大島社協提供）

## 土のう袋の調達

| 到着日   | 内容       | 備考                                             |
|-------|----------|------------------------------------------------|
| 10/19 | 2,000 袋  | ・国土交通省より提供<br>・東海汽船で岡田港に到着                     |
| 10/20 | 25,300 袋 | ・東京都建設業協会、<br>都建設局より提供<br>・航空自衛隊により<br>大島空港に到着 |

## Part 07 災害廃棄物の処理

### 仮置場の設置・運営

#### つばき小学校校庭への仮置き

発災直後の捜索・救出活動では、取り除いた土砂や流木等を置くスペースが必要となった。活動にあたる自衛隊・消防・警察などからは、人命救助を最優先するため、できるだけ活動現場の近くに仮置場を設置してほしいとの要請があった。

このため、つばき小学校の校庭を一時的な仮置場にすることとし、丸塚橋付近を中心に被災現場の土砂・流木などが運び込まれた。その後、学校再開に伴い学校側からの要請を受け、町は、校庭に集積した土砂等を早急に元町港ヤードへ移動させた。



災害廃棄物の仮置場となったつばき小学校校庭

#### 一次仮置場の設置

災害廃棄物は、島南部の廃棄物処理施設に直接運び入れるという選択肢もあったが、被災現場からできるだけ早く撤去するため、近傍に仮置場を設けることとした。

仮置場の設置など初期の災害廃棄物への対応は、大島支庁の全面的な協力を得て、大島支庁と町で検討した結果、最終的には私有地

も含めて計8箇所の仮置場が設定された。

#### 災害廃棄物の一次仮置場

| 名称         | 集積対象物        | 開設時期   |
|------------|--------------|--------|
| 元町港ヤード     | 土砂、流木        | 発災直後   |
| 火山博物館駐車場   | 廃置、布団、混合廃棄物等 | 発災直後   |
| 国民宿舎横      | 土砂           | 10月28日 |
| 大島空港(滑走路脇) | 流木           | 11月14日 |
| 大島空港(南側)   | 流木           | 11月14日 |
| 石井組        | 土砂           | 発災直後   |
| オーレック      | 流木、粗大ごみ等     | 発災直後   |
| 土砂採掘場跡地    | 土砂           | 発災直後   |

仮置場は、土砂、流木、被災家屋の建材や家財道具などの粗大ごみ等と、場所によって搬入する災害廃棄物の種類が区分されていた。特に粗大ごみ等については、その後の処理がしやすいように、廃置、布団などの処理困難な廃棄物やスクラップなどに仮置場でさらに分別した。また、当初、粗大ごみ等については火山博物館駐車場を一次仮置場としていたが、平成25年11月末からはオーレックに変更された。

自衛隊は、被災現場で捜索と併せてがれき処理についても行っており、町は一次仮置場への搬入を依頼した。

また、被災した住宅の宅地に流れ込んだ土砂や屋内の家財道具の片付けは、住民自らが片付けたり、ボランティアの支援を受けて対応していた。被災家屋から出される土砂や家財道具などは、被災者・ボランティア自身で仮置場へ搬入してもらっていたが、運搬手段のない場合、町が業者に依頼して仮置場へ搬入することもあった。このため、10月21日に町災害対策本部が発行した「台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ〈第2号〉」には、がれきの搬出先として次のように示されるとともに、個人での持ち込みが難しい場合は町の担当課へ相談するようにと記載されていた。

お知らせ〈第2号〉で示されたがれきの搬出先  
(実際には各搬出先の連絡先電話番号も記載)

#### ○がれきの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。

- ◆可燃物：野増清掃工場
- ◆土砂：土砂捨場
- ◆金属：京塚金属
- ◆その他不燃物：オーレック

## 災害廃棄物処理計画の策定

### 災害廃棄物等の推定量の算出

本格的ながれき処理を行う上では、まず処理方針を定めるためにがれきの推定量を算出することが必要だった。しかし町の担当職員は2人のみで、過去に災害廃棄物の処理を経験した者はなく、通常業務をこなしながら災害廃棄物への対応をすることは困難な状況だった。

このため、町は東京都へ支援を要請し、東京都環境局から東日本大震災で災害廃棄物の受け入れを担当した職員の派遣を受けた。都の支援職員と町職員は、仮置場に集積している土砂、廃棄物などの高さ、面積などの簡易

測量を行った。また被災家屋については、地震災害を前提とした「東京都震災がれき処理マニュアル（平成24年度改定版、東京都環境局）」をベースに、マニュアルに定められていない土砂、流木等の量を土砂崩落状況などから推算して積み上げた。

このような推計を重ねた結果、11月1日、町は災害廃棄物の発生量の速報値を公表した。廃棄物量の推計作業は、台風27・28号接近への対応が一段落した後に開始されたことを考えると、実質的には数日間で推計作業を終えるという猛スピードの対応だった。



がれきの簡易測量実施状況

大島町災害廃棄物の発生量の推計（速報値）の発表内容（平成25年11月1日発表）

### ■大島町災害廃棄物の発生量の推計について（速報値）

平成25年10月16日の台風26号により、発生した災害廃棄物推計量の速報値を、下記のとおり算定しましたのでお知らせします。また、この災害廃棄物を処理するために、選別処理する必要がある土砂堆積量も合わせて示します。なお、一次仮置場への集積が完了した段階で、本発生量推計量を精査します。

#### 1 災害廃棄物の発生量推計量

|             |           |
|-------------|-----------|
| ① 家屋等からの発生量 | 約6,000トン  |
| ② 処理が必要な流木等 | 約24,000トン |
| 合計          | 約30,000トン |

#### 2 土砂堆積量

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 災害廃棄物が混ざり、選別処理が必要な土砂等 | 約80,000トン |
|-----------------------|-----------|

## 災害廃棄物処理方針の策定

災害廃棄物等の推定量算出を受けて、町は、災害廃棄物処理方針を策定することとした。

処理方針の策定に当たっては、東京都環境局、大島支庁や、大島町内にある一般廃棄物最終処分場の管理者となっている東京都島嶼町村一部事務組合の参加する「大島町災害廃棄物処理対策連絡調整会議」（以下、「廃棄物処理連絡調整会議」という。）が開催された。11月5日に開かれた第1回会合では、町が災

大島町災害廃棄物等処理方針の発表

害廃棄物等の推定量を報告し、処理の考え方や役割分担についての議論がなされた。

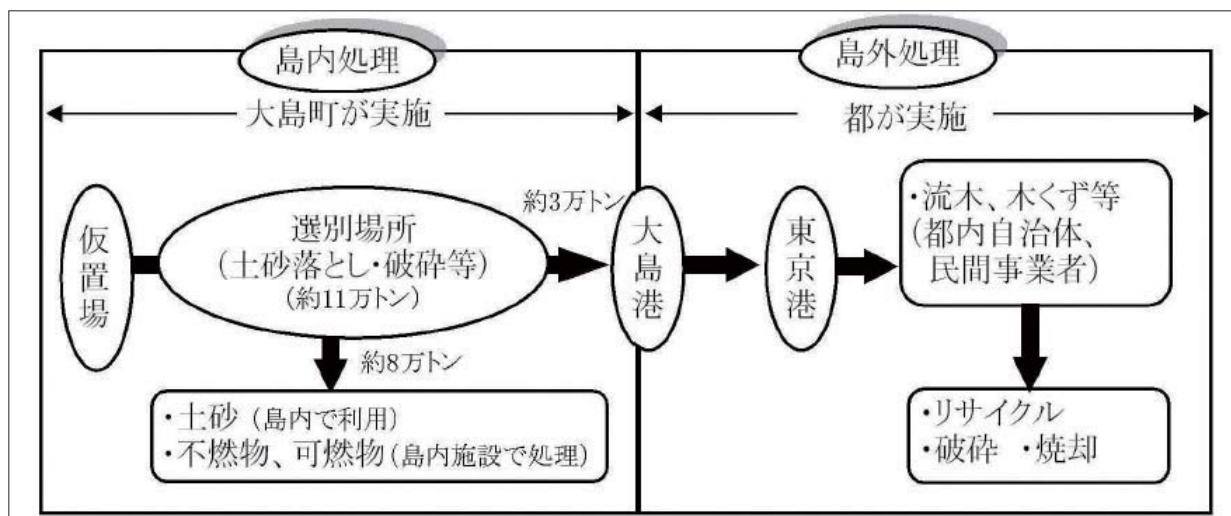
翌6日には、町から東京都に対し、島内での処理が困難な廃棄物について島外処理を行うために必要な支援を要請した。これは、町が通常行っている一般廃棄物の年間処理量が3千tであることから、その10倍以上に及ぶ廃棄物処理を島内のみで実施することは難しいと判断し、また町には島外処理のノウハウがないことから要請したものである。

### ■大島町災害廃棄物等処理方針

平成25年10月16日の台風第26号により発生した、大島町の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂（以下「災害廃棄物等」という。）について、次の処理方針を決定したのでお知らせします。

- 第一 町民の生活環境を保全するため、優先度の高いものから迅速に災害廃棄物等の処理を進める。
- 第二 災害廃棄物等は、できる限り島内で全ての処理を行う。島内で処理を行うことができない災害廃棄物等は、島内で前処理（選別、破碎処理等）を行い、島外でその後の処理を行う。
- 第三 災害廃棄物等の分別を徹底し、埋立処分量の削減及び再資源化に努める。
- 第四 島内で行う災害廃棄物等の処理は、島内の事業者へ委託して行う。
- 第五 災害廃棄物の島外への運搬は、大島と東京港との間に定期航路を定めている海運業者に委託し船舶により行う。
- 第六 災害廃棄物等の処理に係る経費の削減に努める。
- 第七 災害廃棄物等の処理に当たっては、環境省、東京都及び区市町村等に協力を要請する。

平成25年11月14日大島町決定



11月14日、第2回の災害廃棄物処理連絡調整会議が開催され、その場で「大島町災害廃棄物等処理方針」が決定されるとともに、役割分担などが確認された。また、それ以降の処理計画策定に向けて、各機関の実務担当者で構成される作業部会を設置して検討を進めることも決まった。

なお、東京都との役割分担については、地方自治法に基づく事務の委託として、島外処理に関する事務を町が東京都に委託することとし、11月28日には町議会にて事務委託について議決を受け、さらに翌29日には都議会で事務の受託に関する議決がなされた。これらの議決を受けて、12月2日「災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」を東京都公報に告示し、東京都が島外処理を行うことが正式に決まった。

## 災害廃棄物等処理計画の策定

処理方針の策定に引き続き、実務担当者による作業部会で「災害廃棄物等処理計画」の検討が行われた。

町は、この作業部会で検討する処理計画の策定支援を、平成26年4月に稼働予定の新たな処理施設の建設に関わったコンサルタン

ト事業者に委託した。同社は、東日本大震災の災害廃棄物処理に従事した経験のある技術者を担当として配置し、計画策定の技術的な支援を行った。

作業部会における検討・協議は計3回にわたり、これを踏まえて平成25年12月5日、「大島町災害廃棄物等処理計画」が策定・公表された。同計画中では、改めて災害廃棄物の処理見込量が、項目別に詳細に算出された。また、生活環境の保全上、特に処理が必要な被災家屋については、住民からの申請により町が解体し、その処理を行うことも定められた。さらに、被災現場及び一次仮置場から災害廃棄物等を集積して、その後の処理のために選別や破碎などの前処理を行うため、平成26年1月より島の南北に2箇所の二次仮置場を設置すること、島外への搬出に際しては環境省が東日本大震災の際に災害廃棄物の広域処理に利用した災害廃棄物専用コンテナを活用すること、そのために元町港にコンテナ基地を設置することも示された。

災害廃棄物等処理見込量

(「大島町災害廃棄物等処理計画」より)

| 項目               | 具体例                                      | 処理方法            | 処理見込量 (t)         |
|------------------|------------------------------------------|-----------------|-------------------|
| 廃畳・布団等           | 浸水被害等を受けた廃畳、布団など                         | 島外処理            | 200               |
| 安定埋立品目           | 廃プラスチック、ガラス、陶磁器くず                        | 島内処分            | 200               |
| 廃自動車・廃家電         | 家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど | 島内業者等引取         | 400               |
| 金属               | 解体家屋からの金属製建具、家具等                         | 島内業者引取          | (50) <sup>※</sup> |
| 建設混合廃棄物          | 上記に含まれない被災家屋廃材・廃家具などの可燃系の混合物             | 島外処理            | 4,400             |
| コンクリートがら         | コンクリート                                   | 島内利用            | 2,800             |
| 木くず              | 流木等（木質系の粗大ごみ（約200t）を含む。）                 | 島内処理<br>島外処理・利用 | 31,400            |
| 土砂               | 市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、泥状物など              | 島内利用            | 71,000            |
| 合 計（廃自動車・廃家電を除く） |                                          |                 | 110,000           |

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

## 災害廃棄物処理の実施

### 火山博物館駐車場一次仮置場における先行処理

火山博物館の駐車場に設けられていた一次仮置場では、集積した廃棄などの災害廃棄物が腐敗し、悪臭や害虫などが発生して生活環境が悪化していた。周辺住民からも苦情が出されていたことから、町は、この一次仮置場をできるだけ早く解消するため、東京都に対して島外処理を依頼した。

東京都と町との協議の結果、火山博物館駐車場に集積された廃棄物を他に先行して島外へ搬出・処理を進めることとなり、島外搬出用コンテナの準備が整ったことを受けて、12月17日より島外搬出が開始された。その後、12月25日までに約140tの災害廃棄物の島外処理がすべて完了し、火山博物館駐車場の一次仮置場は解消することとなった。



先行処理が行われた廃棄物

### 災害廃棄物処理の本格化

火山博物館駐車場の一次仮置場に対する先行処理に引き続き、その実績をもとに一部処理計画を修正した上で、平成26年1月からは、他の一次仮置場に集積された災害廃棄物の本格的な処理が始まった。

町では、町が担当する島内での処理業務について、大きく以下の4業務に区分して、そ

れぞれ町と防災協定を結んでいる関連事業者に委託してこれを進めていった。

#### 島内処理の委託業務

| 業務名称              | 業務場所          |
|-------------------|---------------|
| ①現場分別、収集運搬業務      | 被災現場及び一次仮置場   |
| ②北部二次仮置場選別・前処理業務  | オーレック(株)敷地内   |
| ③南部二次仮置場選別業務      | 差木地土砂採掘場跡地    |
| ④コンテナ収集・運搬・船舶荷役業務 | コンテナ基地、元町・波浮港 |

また、これら業務をすべて並行して進めつつ、島外処理のため東京都側へ災害廃棄物を引き渡すための事務を進めることは、限られた人員体制の町職員のみでは困難であった。このため、処理計画の策定に際して支援したコンサルタント事業者に対し、引き続き、施工監理業務を委託し、これを進めることとした。

#### Column

#### 災害廃棄物専用コンテナの改造

土砂災害発生直後の10月23日、環境省より全国の自治体に対し、東日本大震災の際に災害廃棄物を鉄道貨物輸送するために用いた災害廃棄物専用コンテナを活用しよう、全国の自治体に対して要請があった。

町は東京都と協議して、このコンテナを島外処理に活用することを決めた。しかし島外搬出のためには、鉄道貨物用を船舶用にコンテナを改造することが必要だった。関係機関とのさまざまな調整の結果、コンテナの所有者である通運事業者が船舶用への改造を依頼した上で、これを町が賃借する形で対応することになった。

災害廃棄物の処理の本格化に伴い、まず町が最優先としたのは、市街地の一次仮置場解

消だった。このため、町、島内処理を担う島内事業者、東京都、東京都から現場監理業務を委託された公益財団法人東京都環境公社が参集する工程調整会議が開かれ、情報共有するとともに工程に関する調整・協議を行った。工程調整会議は、初期は毎週のように開催されたが、平成26年4月頃には調整する工程期間を長くとり、隔週で開催されるようになった。また、工程に関する協議だけでなく、災害廃棄物処理に伴うさまざまな苦情への対応、処理現場への各地からの視察者への対応なども協議された。

#### Column

#### 「反時計回りルール」の策定

島内の道路は、災害廃棄物を運搬する大型車両が行き交い、通常にはない交通量になっていた。大型車両が多くて怖いという住民からの声も聞かれた。

このため、町をはじめ関係機関の集まる工程会議で検討し、廃棄物運搬用の大型車両はすべて島内の道路を「反時計回り」に通行することが決められた。場合によっては遠回りになるものの、大型車両が事実上の一方通行をすることで、島内の交通環境を少しでも改善しようという試みだった。

平成26年4月以降は、新たに稼働を開始した処理施設で家庭ごみなど一般ごみ処理が行われることとなったため、旧処理施設である野増清掃工場で木くずなど可燃物の処理を実施した。しかし、施設の老朽化などの影響もあって設備トラブルが繰り返し発生し、計画どおりに処理が進まず、東京都による島外処分量の増加を依頼した。一方で、島外処分のためには、東京都の基準に合わせて、流木をチップ化したり、土砂をできるだけ落とし

たりするという前処理が求められ、そのために必要な機器をリースで調達して対応した。

#### 処理計画の一部変更と市街地における一次仮置場の解消

平成26年4月頃には、災害廃棄物専用コンテナの改造がすべて完了し、島外搬出作業がピークを迎えた。その後、市街地の一次仮置場が順次解消されていくに連れて、島外搬出量が徐々に減っていった。計画段階の処理量と実際の災害廃棄物の処理量に乖離が生じていたことから、処理計画の変更が行われた。

処理計画の変更が発表された平成26年6月25日には、市街地に設けられていた8箇所の一次仮置場がすべて解消した。こうして、夏の観光シーズンを前にして、ようやくひとつのステップを乗り越えることができた。

#### Column

#### 担当職員の苦労

災害廃棄物を担当する町職員は、当初は2人体制であったため、通常業務も行いつつの対応に非常に苦労した。他課の災害対応がほぼ一段落する中で、災害廃棄物処理は長期にわたって続き、その対応に追われて通常業務が滞ると、住民から苦情が寄せられた。

平成26年度になって担当が3人に増員されたことで、ようやく負担は軽減された。

災害廃棄物等処理見込量の修正

(「大島町災害廃棄物等処理計画（第1回変更）」より抜粋)

| 項目       | 具体例                                      | 処理方法            | 処理見込量 (t) |         |
|----------|------------------------------------------|-----------------|-----------|---------|
|          |                                          |                 | 当初計画      | 変更後     |
| 廃置・布団等   | 浸水被害等を受けた廃置、布団など                         | 島外処理            | 200       | 60      |
| 安定埋立品目   | 廃プラスチック、ガラス、陶磁器くず                        | 島内処分            | 200       | 100     |
| 廃自動車・廃家電 | 家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン）、自動車、石油ストーブなど | 島内業者等引取         | 400       | 100     |
| 廃タイヤ     | 廃タイヤ（ホイール付のものを含む。）                       | 島外処理            | —         | 10      |
| 金属       | 解体家屋からの金属製建具、家具等                         | 島内業者引取          | ※<br>(50) | 200     |
| 建設混合廃棄物  | 上記に含まれない被災家屋廃材・<br>廃家具などの可燃系の混合物         | 島外処理            | 4,400     | 1,400   |
| コンクリートがら | コンクリート                                   | 島内利用            | 2,800     | 2,500   |
| 木くず      | 流木等（木質系の粗大ごみ（約 200 トン）を含む。）              | 島内処理<br>島外処理・利用 | 31,400    | 11,100  |
| 土砂       | 市街地に流入し廃棄物と混在している堆積土砂、<br>泥状物など          | 島内利用            | 71,000    | 101,000 |
| 合 計      |                                          |                 | 110,400   | 116,470 |

※括弧書き数値は、分別等により回収を見込む内数

Part  
08土石流災害対策費の  
確保

## 補正予算の専決処分

10月16日の土砂災害発生を受けて、その対応に要する予算を確保することも必要であった。このため町は、まず緊急性の高いものについて、補正予算を専決処分で執行することとした。

特に緊急性が高いとして最初に取り組んだのは、消防団員の搜索活動に対する費用弁償である。消防団員の多くは、自らの生業を投げ打って長期にわたる搜索活動に従事していたことから、その生計への影響を最小限に留める必要があった。事前にこのような場合の費用弁償に関する規定がなかったため、町は消防団と協議した上で、特別なケースとして4日目以降の活動費を日額2万円と定めた(10月31日専決処分)。その背景には、1日当たりの活動時間が10時間を超え、ご遺体を取り扱う場合もあることへの配慮があった。

その後、11月15日に東京都が義援金配分対象者を決定し、11月21日から災証明の発行が開始されることを受けて、災害弔慰金及び義援金の支給のための補正予算が専決処分で執行された(11月20日専決処分)。

なお、これらの専決処分については、地方自治法179条に基づく緊急の場合の専決処分に該当することから、後日開かれた臨時議会において議会承認を得た。

## その後の予算編成

その後も、11月28日に招集された災害後初の臨時議会に、がれき等処理費に関する補正予算が上程されたのをはじめとして、3月までは毎月のように災害対策費用に関する補正予算が組まれ、議会に上程された。

特に12月の定例議会では、災害対策本部に要した費用、避難所設置をはじめとする避難対策費用など、多岐にわたる経費が補正予算として計上された。また、これらを含む台風26号による災害復旧・復興費について、新たに「土石流災害対策費」という費目を設け、それまでの10月・11月補正予算も含めて再整理することが報告された。

町では、土石流災害対策の予算編成に際して、「住民の声を反映した『血の通った』予算

## Column

## 財源確保に向けた東京都の支援

土石流災害対策を推進していく上では、予算の裏付けとなる財源の確保も重要な課題であった。

土砂災害が発生した時期は、ちょうど12月に交付される地方交付税特別交付税の申請のため、町としての申請書類を作成する時期に当たっていた。しかし町職員は、災害対応に追われて書類作成もままならない状況であったため、東京都の支援を受け、町担当者及び都の担当者の協力の下、夜を徹した作業により申請書類を整えることができた。

また東京都は、2000年三宅島噴火災害で実施した制度を前例として、「東京都災害復旧・復興特別交付金」を創設し、この土砂災害からの復旧・復興等について町を財政面から支援している。

編成とする」ことを基本的な考え方として対応した。これにより、例えば土石流災害による負傷者への医療対策費やご遺族対応費、遺児生活支援など、大島町独自の支援策が講じられた。

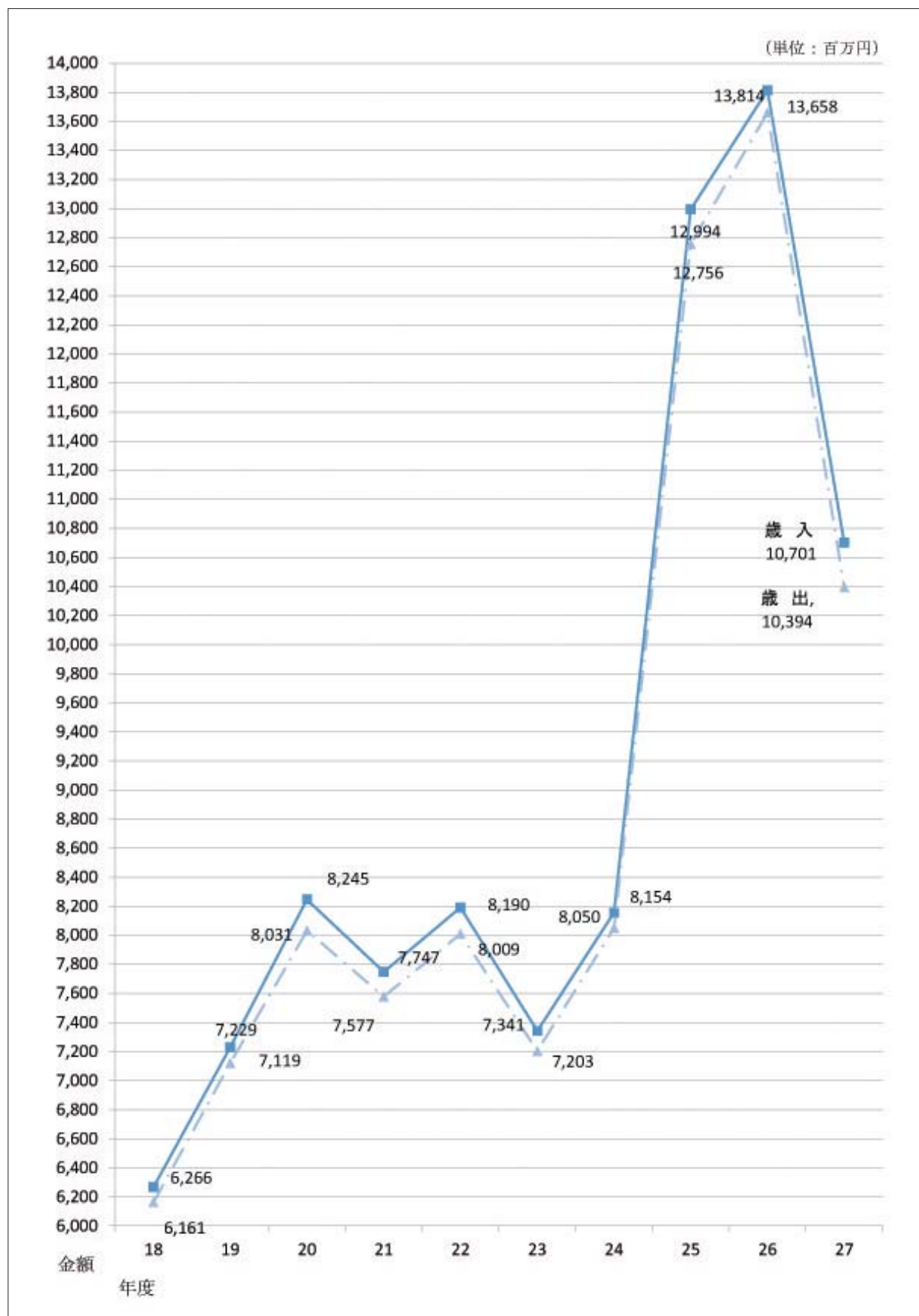
## 多岐にわたった災害対策費

こうして、平成 25 年度以降、多岐にわたる土石流災害対策費が投入されたため、町の一般会計は歳入・歳出ともに大きく膨らんだ。その額を平成 24 年度と比べると、平成 25 年度で約 1.6 倍、ピークとなった平成 26 年度では約 1.7 倍となっている。

平成 25 年度・26 年度の土石流災害対策費（決算額）

（単位：千円）

| 項目（事業名）                                  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  | 平成 27 年度  |
|------------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 土砂災害対策合計額                                | 2,146,319 | 4,853,708 | 2,753,083 |
| 現場対策費<br>・ 災害出動（消防団）・応援機関対策費・道路応急復旧費     | 132,268   |           |           |
| 災害廃棄物等処理費                                | 983,124   | 3,816,636 |           |
| 施設等災害復旧費<br>・ 道路災害復旧・道路排水対策・プール          | 269,592   | 467,331   | 1,439,889 |
| 観光産業復興支援                                 |           | 33,286    | 3,581     |
| 災害対策本部費                                  | 51,834    |           |           |
| 避難対策費<br>・ 避難所の設置・島内輸送対策費・要支援者対策費        | 8,550     |           |           |
| 避難所等整備費関係<br>・ 施設整備計画の策定・避難計画の策定・施設の整備   |           | 84,863    | 122,530   |
| 追悼式の実施                                   | 16,969    | 12,350    | 2,947     |
| 町づくり検討事業                                 | 1,483     | 75,362    | 11,846    |
| 犠牲者火葬費                                   | 6,467     |           |           |
| 遺失物管理費                                   | 1,478     |           |           |
| 行方不明者の搜索                                 | 2,170     | 19,207    | 26,171    |
| り災証明書の発行                                 | 3,741     |           |           |
| 生活支援相談の実施                                | 99        | 6,480     | 5,940     |
| 感染症予防対策                                  | 1,763     |           |           |
| ボランティアへの支援                               | 1,045     |           |           |
| 住宅関係<br>・ 住宅応急修理の実施・一時提供住宅の提供・応急仮設住宅管理費  | 11,372    | 1,906     | 1,783     |
| 児童生徒への支援<br>・ 学用品の支給・給食費の扶助・通学の支援・遺児生活支援 | 1,220     | 6,852     | 3,206     |
| 災害弔慰金の支給                                 | 70,000    | 12,500    | 5,000     |
| 災害援護資金の貸付                                | 14,600    |           |           |
| 被災者生活再建支援金の支給                            | 1,978     | 2,400     | 3,500     |
| 医療対策費                                    | 3,519     |           |           |
| 負傷者通院費の補助                                |           | 526       | 265       |
| 医療費一部負担金の減免                              | 1,307     | 157       | 11        |
| ご遺族対応費                                   | 7,024     |           |           |
| ご遺族への支援                                  |           | 17,358    | 2,297     |
| 義援金の支給                                   | 571,685   | 73,600    | 5,500     |
| その他                                      |           | 222,894   | 1,118,617 |



町の一般会計歳入・歳出の推移（平成 27 年度東京都大島町各会計決算資料より）



## 第5章 復興に向けて



## Part 01 復興への取り組み

### 土砂災害からの復興

#### 災害復興本部の設置

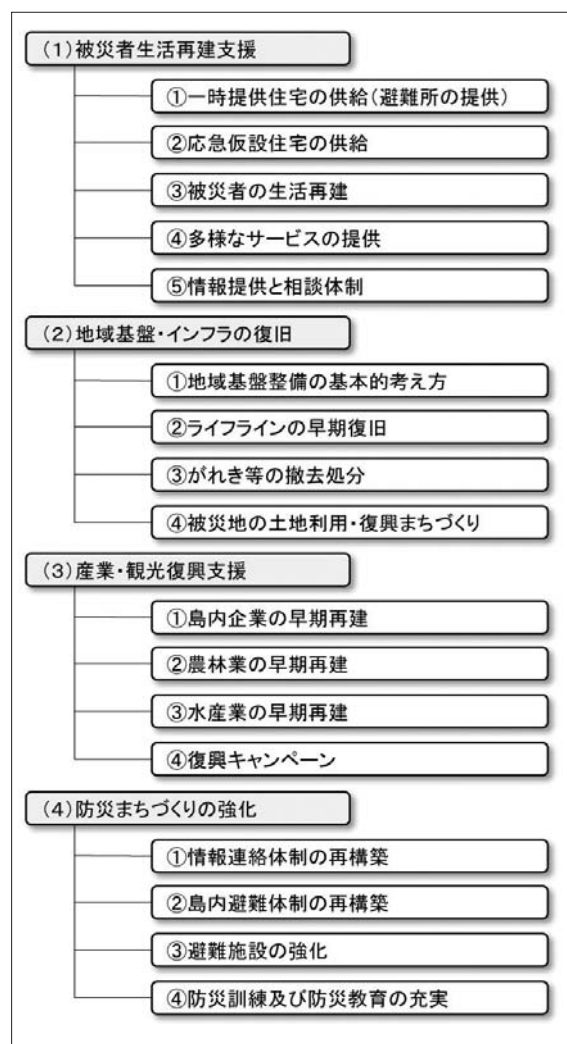
町は、甚大な土砂災害からの島の復興及び、島民の生活再建と安定に関する事業を迅速かつ計画的に遂行するため、平成25年12月6日に、町長を本部長とする「大島町災害復興本部」を設置した。

大島町災害復興本部組織

|                                                                  |
|------------------------------------------------------------------|
| 本部長：町長                                                           |
| 副本部長：副町長                                                         |
| 本部員：総務課長、政策推進課長、会計室長、議会議務局長、福祉けんこう課長、住民課長、税務課長、地域整備課長、消防長、教育文化課長 |

#### 復興基本方針

平成25年12月17日には、復興に向けた動きをより本格化させるため、「大島町土砂災害復興基本方針―島の地域力と協働による安全・安心なまちの再生をめざして―」が策定された。そこには、大島町の再生をめざし、町民と行政の協働と連帯によるまちづくりを着実かつ積極的に推進することを基本理念に、「被災者生活再建支援」、「地域基盤・インフラの復旧」、「産業・観光復興支援」及び「防災まちづくりの強化」の4つのテーマを復興計画の柱として掲げられた。



復興計画の4つの柱と主な施策

### 大島町復興計画の策定

土砂災害からの復興に向けた「大島町復興計画」の策定を具体的に進めていくために、平成26年2月3日に、「大島町復興計画策定委員会」が設置された。委員会は、学識経験者や東京都、町の行政機関で構成された。

2月21日に、第一回大島町復興計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）が東京都庁で開催され、同年9月の復興計画の完成まで全7回の策定委員会で協議が行われた。



第一回大島町復興計画策定委員会（東京都庁）

策定委員会委員名簿（平成26年2月3日時点）

|      | 氏名   | 所属                              |
|------|------|---------------------------------|
| 委員長  | 中林一樹 | 明治大学大学院政治経済学研究科 特任教授            |
| 副委員長 | 原田 浩 | 大島町副町長                          |
| 委員   | 饗庭 伸 | 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 都市システム科学域准教授 |
|      | 市古太郎 | 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 都市システム科学域准教授 |
|      | 菊地俊夫 | 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 観光科学域教授      |
|      | 高本賢司 | 東京都大島支庁長                        |
|      | 神山智行 | 東京都総務局大島災害復興対策担当部長              |
|      | 加藤 永 | 東京都都市整備局住宅政策担当部長                |
|      | 鈴木昭利 | 東京都都市整備局市街地整備部長                 |
|      | 松永竜太 | 東京都産業労働局特命担当部長                  |
|      | 中島高志 | 東京都建設局河川部長                      |
|      | 中村佳一 | 大島町議会議長                         |

## 復興の期間と目標

## 前期（平成26～28年度）の目標

— 被災者の意向を尊重し、個々の被災状況に応じた生活再建の目途が立つことをめざします。

## 中期（平成29～31年度）の目標

— 活気と魅力ある島の再生を図り、東京オリンピック・パラリンピック開催にあわせ「元気な大島」を発信します。

## 後期（平成32～35年度）の目標

— 『復興でめざす島の姿』として＜安心と笑顔があふれる美しい島＞を実現します。

復興には、被災者の生活再建という早期に対応すべき課題から、新しいまちづくりとい

う長期的な課題まで多岐にわたる。そこで町は、復興計画の期間を10年間と設定、前期（平成26～28年度）、中期（平成29～31年度）、後期（平成32～35年度）の3段階として、それぞれに目標を掲げて各種施策を進めることとしている。

復興計画は、島全体の復興を推進するための4つの「復興の柱」を踏まえた「全島にかかわる復興計画」、元町地区のこれからの復興まちづくりを推進するための「元町地区の復興まちづくり計画」で、大きく構成されている。



復興計画の期間と復興の柱ごとのスケジュール

## 大島町復興計画の構成

1. 大島町の復興計画の策定にあたって
2. 復興計画の基本理念・期間・目標・構成について
3. 全島にかかわる復興計画
  - 復興の柱1 被災者生活再建支援
  - 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧
  - 復興の柱3 産業・観光復興支援
  - 復興の柱4 防災まちづくりの強化
4. 元町地区の復興まちづくり計画
5. 復興の推進体制

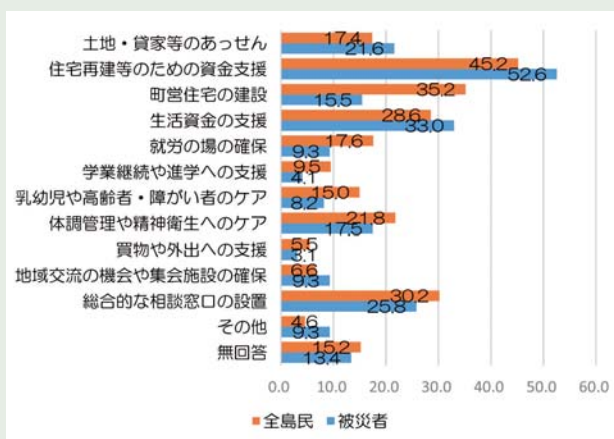
## Column

## 復興に向けた住民意向調査(結果)

町では、『町民と行政の協働と連帯』の観点から、復興計画策定に向けて、平成26年2月20日から3月5日に、被災者の方々を含む町の全世帯を対象に、住民の意向調査を実施した。

## 『被災者生活再建支援』に関する意向

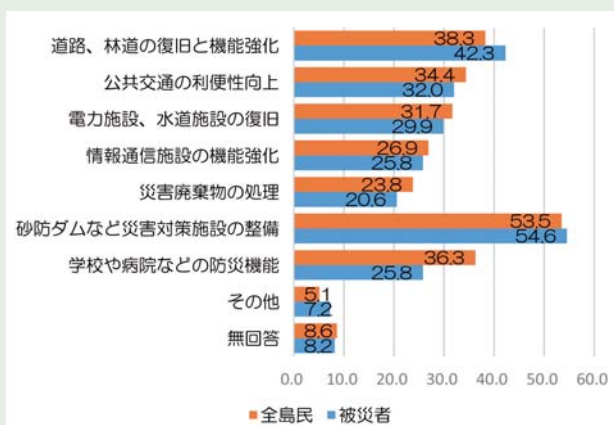
全島民集計では「住宅再建のための資金支援」が最も高く、以下「町営住宅の建設」「総合的な相談窓口の設置」「生活資金の支援」と続いている。被災者のみの集計（り災証明の交付を受けた方。以下、「被災者集計」という。）では、「住宅再建のための資金支援」が特に高く、「生活資金の支援」「総合的な相談窓口の設置」「土地・貸家等のあっせん」と続き、「町営住宅の建設」は、全島民集計と比較して低い割合となっている。



被災者生活再建支援に関する意向

## 『地域基盤・インフラの復旧』に関する意向

各集計とも、最も望まれていることは「砂防ダムなど災害対策施設の整備」で、次いで「道路、林道の復旧と機能強化」となっている。全島民集計では、被災者集計と比較して、「学校や病院などの防災機能」の割合が高く、それに続いている。

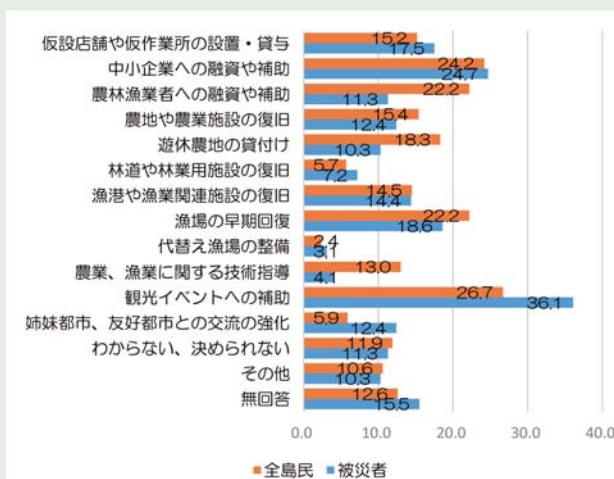


地域基盤・インフラの復旧に関する意向

## 『産業・観光復興支援』に関する意向

最も望まれているものは「観光イベントへの補助」で、特に被災者集計で割合が高い。次いで「中小企業への融資や補助」が挙げられている。

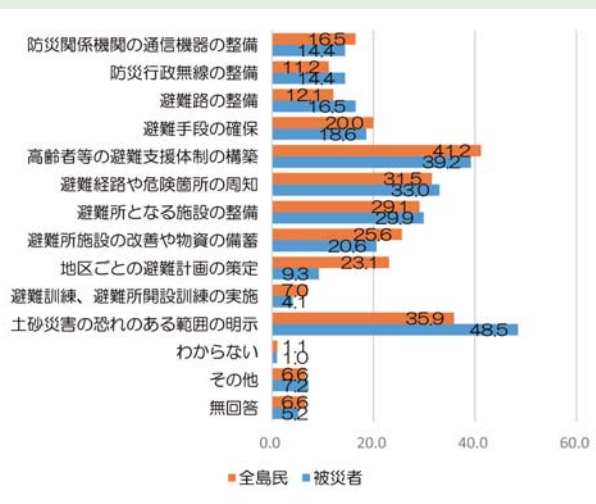
また、被災者集計では、全島民集計と比較して、「姉妹都市、友好都市との交流の強化」が高くなっている。



産業・観光復興支援に関する意向

## 『防災まちづくりの強化』に関する意向

被災者集計では、「土砂災害の恐れのある範囲の表示」の割合が特に高くなっている。次いで、「高齢者等の避難支援体制の構築」となっており、全島民集計では、この割合が最も高い。

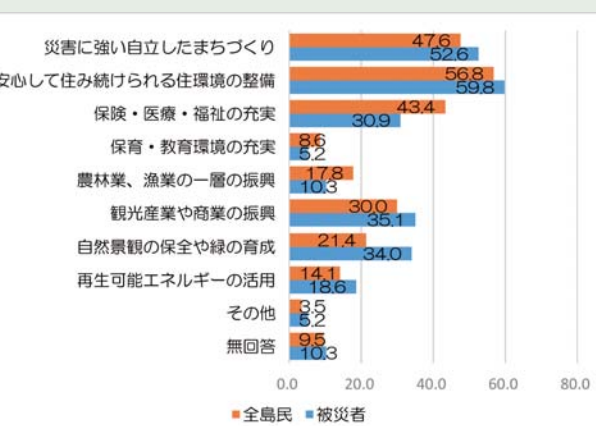


防災まちづくりの強化に関する意向

## 『町民参加の復興計画策定』に関する意向

「安心して住み続けられる住環境の整備」と「災害に強い自立したまちづくり」がいずれの集計でも多くなっている。

被災者集計では上記2つの項目のほか、「観光産業や商業の振興」「自然景観の保全や緑の育成」が全島民集計と比較して高くなっている。



町民参加の復興計画策定に関する意向

## 全島に関わる復興計画

全島に関わる復興計画に係る主な施策のうち、前期（平成26～28年度）に位置づけられている施策を下表に示す。

全島に関わる施策（前期の主な施策抜粋）

| 復興の柱1 被災者生活再建支援             |                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>方針① 被災者への資金等の支援</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・義援金、生活再建支援金などの支給や生活資金等の貸付け</li> <li>・子どもたちへの就学支援</li> </ul>                                                               |
| <b>方針② 住宅再建の支援</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住宅再建支援</li> <li>・復興（町営）住宅の建設</li> <li>・住宅再建を支援するまちづくり事業手法の導入</li> </ul>                                                 |
| <b>方針③ 多様なサービスの提供</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急仮設住宅の維持管理</li> <li>・生活全般に係るサービスの提供</li> <li>・保健・医療に関するサービスの提供</li> <li>・こころのケア</li> </ul>                               |
| <b>方針④ 情報提供と相談体制の確立</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口の設置</li> <li>・専門家による相談体制の整備</li> </ul>                                                                              |
| 復興の柱2 地域基盤・インフラの復旧          |                                                                                                                                                                   |
| <b>方針① 地域基盤の整備</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の復旧</li> <li>・土地境界の復元</li> <li>・土砂災害対策（短期対策）の推進</li> <li>・被災した地域一帯における雨水排水整備計画の策定</li> <li>・島全体の土砂災害対策の着手・推進</li> </ul> |
| <b>方針② インフラの復旧と機能強化</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の復旧と災害時の飲料水確保の検討</li> <li>・災害時の電力の確保</li> </ul>                                                                       |
| <b>方針③ がれき等の撤去処分</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の処理</li> </ul>                                                                                                      |
| 復興の柱3 産業・観光復興支援             |                                                                                                                                                                   |
| <b>方針① 島内企業の早期再建と商工業の振興</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業所の再開資金等の支援</li> <li>・情報発信やイベント出店への支援</li> <li>・地産地消の促進</li> <li>・外部専門家派遣制度などの活用</li> </ul>                            |
| <b>方針② 農業の早期再建と振興</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業基盤施設の早期復旧</li> <li>・農業再開への支援</li> </ul>                                                                                 |
| <b>方針③ 水産業の早期再建と振興</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁場の回復</li> <li>・漁業施設の防災性強化</li> </ul>                                                                                     |

### 方針④ 観光振興の推進

- ・観光施設の早期復旧
- ・大島の魅力・安全性の発信
- ・賑わいを取り戻す催しの実施
- ・岡田港周辺の環境づくり



がれき撤去が進んだ弘法浜（平成26年7月8日撮影）

### 復興の柱4 防災まちづくりの強化

#### 方針① 台風26号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂

- ・台風26号に伴う豪雨災害の検証
- ・地域防災計画の改訂に向けた検討

#### 方針② 災害情報の連絡体制の再構築

- ・行政における災害関連情報の収集・分析・予測体制の強化
- ・町と関係機関の連絡体制の強化
- ・町民への情報伝達手段の整備

#### 方針③ 災害対応力の強化

- ・消防組織の消防力の増進
- ・消防水利の整備

#### 方針④ 島内避難体制の再構築

- ・暫定的な避難計画の策定
- ・土砂災害防止法に基づく区域指定と避難体制の強化と避難計画の改訂

#### 方針⑤ 避難施設の強化等

- ・避難所施設の防災機能強化
- ・避難経路の見直し
- ・防災マップ等の作成
- ・避難所施設の新規整備

#### 方針⑥ 災害教訓の伝承と地域防災力の向上

- ・追悼式の開催
- ・自主防災組織の育成
- ・災害の記録の作成
- ・自然災害教訓を伝える資料整備

## 元町地区の復興まちづくり計画

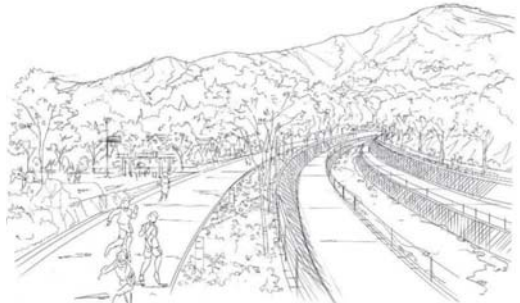
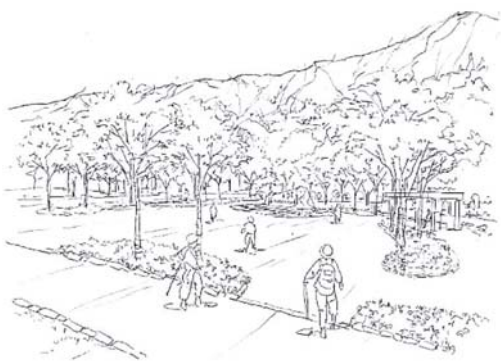
今回の災害を受けて、東京都は平成25年度に検討委員会を設置し、特に被害の大きかった大金沢の対策方針を検討してきた。検討委員会から報告された内容は、以下のとおりである。

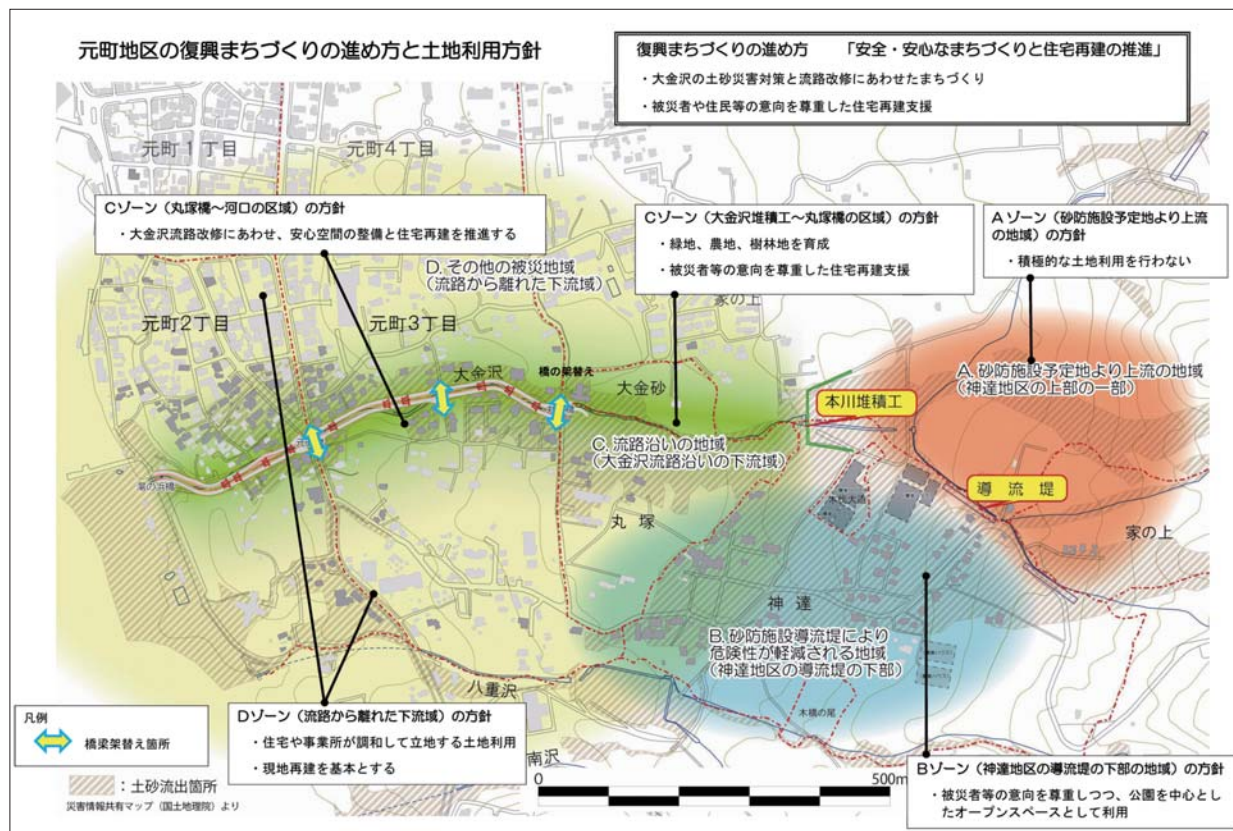
- ・被害が大きい元町地区、神達地区上部を先行して整備
- ・山腹斜面に対する崩壊の拡大防止及び土砂移動防止対策等の実施
- ・大金沢堆積工に対する導流堤の整備
- ・既設の大金沢本川堆積工の嵩上げ
- ・警戒避難体制の整備  
(土砂災害警戒区域等の指定など)
- ・大金沢既設流路の改修等

町は、この報告内容を踏まえ、被災された方々の意向などを把握し、(元町地区の)復興まちづくりの方針を定めている。

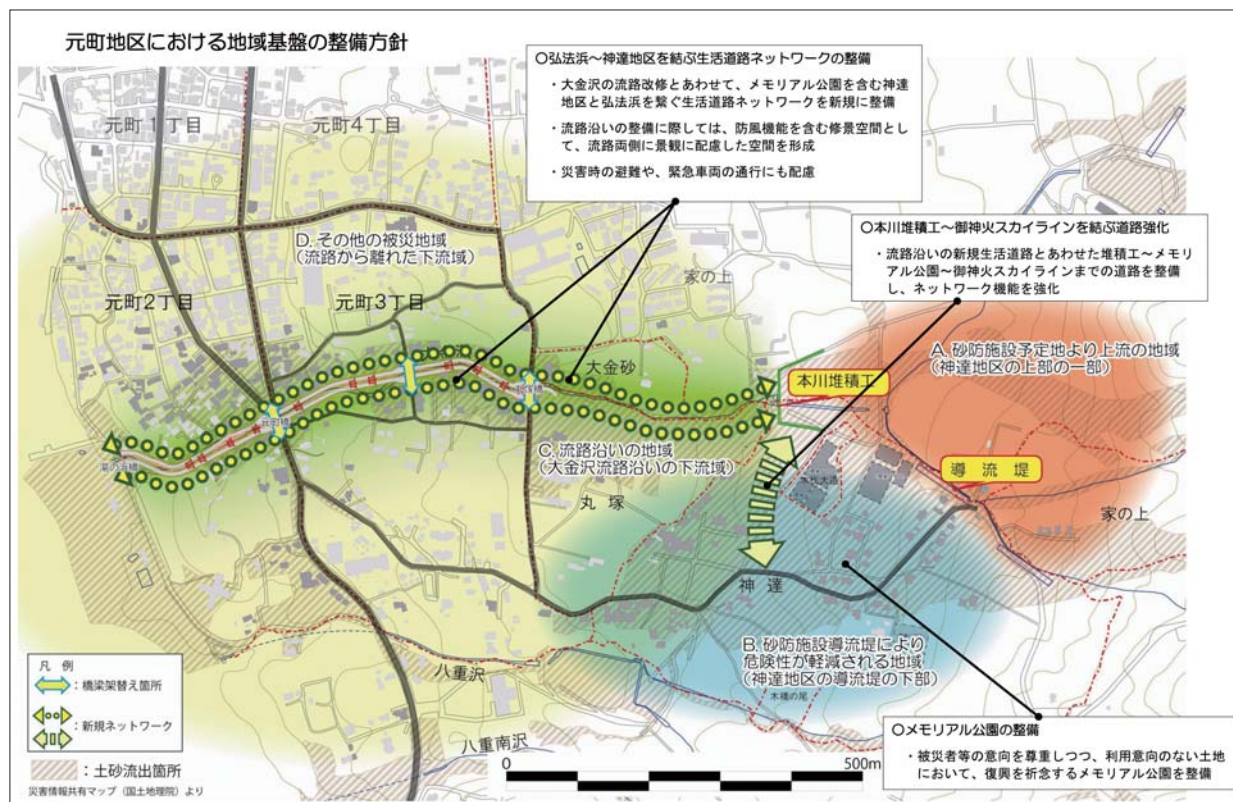
復興まちづくりの方針と主な施策のうち、前期(平成26～28年度)に位置づけられている施策を次表に示す。

#### 元町地区の復興まちづくり計画に係る施策 (前期の主な施策抜粋)

| 土地利用の基本方針                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・まちづくり事業手法の導入                                                                                                                                    |
| 被災者生活再建支援の方針                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人住宅再建支援</li> <li>・住宅再建を支援するまちづくり事業手法の導入</li> <li>・復興まちづくりを推進するための体制整備</li> </ul>                        |
| 地域基盤・インフラの復旧の方針                                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地境界の復元</li> <li>・土砂災害対策(短期対策)の推進</li> <li>・元町地区復興まちづくりの具体化</li> <li>・被災した地域一帯における雨水排水整備計画の策定</li> </ul> |
|                                                               |
| 大金沢流路周辺の整備イメージ<br>(平成26年9月 復興計画策定時点)                                                                                                             |
| 産業・観光復興支援の方針                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災事業所の再開資金等の支援</li> <li>・観光施設の早期復旧</li> </ul>                                                            |
| 防災まちづくりの強化の方針                                                                                                                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・追悼式の開催</li> <li>・避難経路の見直し</li> <li>・土砂災害防止法に基づく区域指定と避難体制の強化と避難計画の改訂</li> <li>・自然災害教訓を伝える資料整備</li> </ul>  |
|                                                              |
| 災害の記憶をとどめる公園の整備イメージ<br>(平成26年9月 復興計画策定時点)                                                                                                        |



元町地区の復興まちづくりの進め方と土地利用方針



元町地区における地域基盤の整備方針

※いずれも「大島町復興計画（平成26年9月）」より

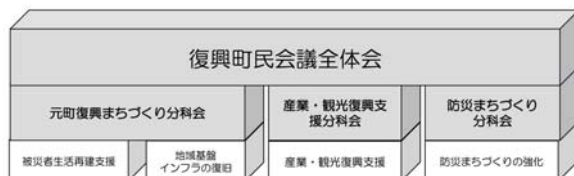
## 住民参加の島の再生・復興

復興計画の策定にあたって、被災者や住民の意見を可能な限り反映させるため、住民の意向調査（前出）やヒアリングなどが行われ、住民参加の会議や計画についての説明会なども数多く開催されてきた。

町は、特に「安全・安心なまち」、「元気のある大島」の再建に向けては、住民参加による復興を積極的に推進していくこととしている。

平成 26 年 4 月 22 日には、「第 1 回大島町復興町民会議」（以下、「町民復興会議」という。）が開催された。町は、「広報おおしま災害臨時号」にて、島民から参加委員を公募し、さらに各種団体、関係機関の代表者に参加を依頼し、行政の各担当者も含め 50 人の会議である。町民復興会議で出された意見や要望は、町、策定委員会に伝えられ、復興計画完成の平成 26 年 9 月までに計 7 回開催されている。

この会議の下には、より時間をかけて、具体的な話し合いができるようにとのことで、「産業・観光復興支援分科会」、「防災まちづくり分科会」、「元町地区復興まちづくり分科会」の3つの分科会が設けられた。



復興町民会議と分科会

また、平成 27 年 2 月になると、元町地区の復興まちづくりを推進する組織として、「元町地区復興まちづくり連絡会」が設置され、住民や地権者等が自由に参加し、事業の進捗についての確認や意見交換などが行われている。



第1回元町地区復興まちづくり連絡会  
(平成27年2月18日大島町役場)

## メモリアル公園の整備に向けて

平成 25 年の台風 26 号により、特に甚大な被害のあった元町・神達地区には、「復興を祈念するメモリアル公園」が計画されている。この整備計画にあたって、広く住民から意見やアイデアを取り入れるため、「第 1 回大島町メモリアル公園検討分科会（以下、「検討分科会」という。）」が平成 27 年 7 月 9 日に開かれた。幅広い年齢層の住民 49 人が集まり、ワークショップ形式による話し合いなどが行われた。



第1回大島町メモリアル公園検討分科会



ワークショップで整理された意見一例

この検討分科会は、平成 27 年 12 月までに計 4 回開催され、『災害をどう伝えていくのか』『被災された方の気持ちを大切にすること』などの意見や、公園に整備する機能・施設、公園プラン、公園の管理運営に至るまでさまざまな提案やアイデアが出された。

平成 28 年 5 月 10 日には、メモリアル公園の基本設計の内容報告と公園整備の基本方針を確認するための住民への報告会が開催された。また、10 月 26 日には、実施設計の中間報告会が行われ、公園を構成する施設デザインの考え方や植栽による空間の構成等、実施設計の内容について報告された。

#### メモリアル公園整備の基本方針

##### 1 鎮魂・祈りの場、災害を伝え続ける場づくり

- ・災害を記録にとどめ、犠牲者に思いを馳せ追悼する場をつくります。また、防災教育にも役立てるようにします。
- ・被災された方の気持ちを大切に施設配置とします。

##### 2 大島らしい景観づくり

- ・メモリアル公園にふさわしい落ち着きを感じさせる景観をつくります。
- ・大島らしい景観づくりのため、要所にはツバキやオオシマザクラ等の植物や特徴ある火山岩などを用います。

##### 3 みんなが集い、憩える場づくり

- ・世代を問わず、多くの町民や観光客が集い、憩える広場や施設を整備します。



メモリアル公園施設デザインの考え方  
(大島町メモリアル公園実施設計)



メモリアル公園の基本的考え方（大島町メモリアル公園基本設計）

## 各種事業の取組状況

土砂災害から2年5か月が経過した平成28年3月30日に、「平成25年伊豆大島土砂災害復旧・復興状況住民説明会」が開発総合センター（大集会室）で開催され、次に迎える平成28年度を、住民と行政、関係機関が丸となって復旧・復興の推進に取り組む「大島創生元年」と位置づけられた。

次表は、平成28年度までの各種事業の取組状況を示している。



平成25年伊豆大島土砂災害復旧・復興状況住民説明会（平成28年3月）

## 平成28年度の進捗状況及び今後の見込み

| 復興の柱         | 主な施策                  | 平成28年度の進捗状況及び今後の見込みなど                                                  |
|--------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 被災者生活再建支援    | ①被災者への資金等の支援          |                                                                        |
|              | 義援金の支給                | 義援金配分委員会で定められた対象への義援金の配分を行った。                                          |
|              | 災害弔慰金の支給              | 災害により死亡（又は行方不明）の方の遺族へ弔慰金を支給する。                                         |
|              | 遺児生活支援事業              | 土砂災害により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援のため支援金を支給する。             |
|              | 児童生徒通学支援事業            | 被災児童の仮設住宅からの通学の支援をするため、児童については通学バスで対応し、中学生にはバス回数券を支給した。                |
|              | ②住宅再建の支援              |                                                                        |
|              | 被災者生活再建支援金（加算支援金）の支給  | 土砂災害で住家が全壊又は大規模半壊（国制度対象）及び半壊（都制度）した世帯が、新たに住宅を建設、購入、補修又は賃貸する際に支援金を支給する。 |
|              | 大島町住宅再建支援補助金          | 被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援する。             |
|              | 災害公営住宅建設事業            | 復興対策住宅（RC2階建 2棟24戸）完成<br>（家の上地区 1棟14戸、岡田地区 1棟10戸）                      |
|              | ③多様なサービスの提供           |                                                                        |
|              | 応急仮設住宅管理              | 応急仮設住宅の浄化槽、受水槽、街路灯など共用部分を適切に維持管理を行った。                                  |
|              | 生活支援相談の実施             | 土砂災害の被災者の生活支援のため、社会福祉協議会に『生活支援相談員』を設置し、被災者の支援を実施する。                    |
|              | 医療費一部負担金の減免           | 災害により直接負傷した被災者に対する治療費の一部負担金を減免し、生活再建に支障をきたさぬよう支援する。                    |
|              | 被災者支援対策事業費補助金         | 災害により負傷した被災者の治療に要する交通費を補助する。ご遺族等になった者に対し、お墓参り等に要する経費を補助する。             |
|              | ④情報提供と相談体制の確立         |                                                                        |
|              | 土砂災害復興推進室の設置          | 平成26年11月に課相当の組織を設置した。                                                  |
|              | 司法書士無料法律相談電話による無料法律相談 | 東京司法書士会、第二東京弁護士会による無料法律相談を実施する。                                        |
| 地域基盤・インフラの復旧 | ①地域基盤の整備              |                                                                        |
|              | 町道災害復旧事業              | 元村三原山線道路（御神火スカイライン）ほか、被災した町道の復旧工事を行う。御神火スカイライン、平成28年8月末完了              |
|              | 災害復興事業に伴う用地測量         | 大金沢流路沿い町道整備及び神達地区都市計画公園整備に合わせて用地測量を実施した。                               |
|              | 元町地区雨水排水処理整備事業        | 元町地区内町道の排水構造物及び排水能力を調査し、大島支庁とも連携のうえ、排水整備計画を策定する。                       |
|              | ②インフラの復旧と機能強化         |                                                                        |
|              | 庁舎自家発電設備改修事業          | 災害発生時に停電による業務の停滞を避けるため、自家発電能力の向上を図った。                                  |
|              | 大島老人ホーム自家発電設備改修事業の助成  | 災害発生時の要配慮者の避難所として協定を締結している大島老人ホームにおいて、停電時の電力確保のため自家発電設備整備事業の助成を行った。    |

| 復興の柱       | 主な施策                       | 平成28年度の進捗状況及び今後の見込みなど                                                                                          |
|------------|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業・観光復興支援  | ①島内企業の早期再建と商工業の振興          |                                                                                                                |
|            | 中小企業再建に対する金融支援             | 被害を受けた中小企業が早期復旧を果たせるよう、営業再開や経営安定に必要な資金に対して利子補給等により、負担軽減を図る。                                                    |
|            | 大島町中小企業再建支援補助              | 被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助する。                                                                  |
|            | ②農業の早期再建と振興                |                                                                                                                |
|            | 農地等災害復旧事業                  | 土砂災害により被災した農地及び農業用施設の復旧を支援した。                                                                                  |
|            | ③水産業の早期再建と振興               |                                                                                                                |
|            | 漁場災害復旧事業                   | 大量の流木等が流れ込んだ元町弘法浜、前浜地域を、元の好漁場に戻すため、漁場内にある流木等を撤去し漁場の復旧を図る。                                                      |
|            | 漁業振興のための助成事業               | 被害の大きかった地区の稚貝放流について上乗せ補助を行う。                                                                                   |
|            | つきいそ事業                     | 災害により土砂等が流入した海域に、割栗石やコンクリート製平板礁を投入し、漁場造成を行う。                                                                   |
|            | 漁村地域防災力強化改修事業              | 漁業協同組合が所有する共同利用施設の耐震診断を実施し、施設の耐震化を図り、災害時の避難場所等として利用する。                                                         |
|            | ④観光振興の推進                   |                                                                                                                |
|            | 弘法浜遊泳場災害復旧事業               | 弘法浜及び隣接する湯の浜に流入した土砂の撤去等整備を実施した。                                                                                |
|            | 大島町観光プール（仮称）整備事業           | 弘法浜プールに代わる、新たなプールを建設した。                                                                                        |
|            | 伊豆大島復興宣伝プロジェクト             | 世田谷区商店街連合会の協力を得て、世田谷区の商店街において『元気です伊豆大島！！感謝と復興』を掲げて復興宣伝プロジェクトを展開する。                                             |
|            | 2016アジア自転車競技選手権日本大会開催      | 2016年1月アジア自転車競技選手権日本大会のロードレースを大島町西海岸コースにおいて開催した。土砂災害からの「復興」の一環として本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指すものである。   |
|            | 全日本自転車競技選手権大会開催            | 2016年1月に開催したアジア自転車競技選手権大会に続き、日本ナンバーワンを決定する大会を開催した。土砂災害からの「復興」の一環として本大会を通じ、全国のサイクリストを受け入れる「自転車の聖地」の発信を目指すものである。 |
|            | 岡田港船客待合所施設整備事業             | 岡田港船客待合所施設整備に合わせ整備される大島町交流施設を中心に、観光客に島の魅力を伝える環境づくりを行う。                                                         |
| 防災まちづくりの強化 | ①台風26号に伴う豪雨災害の検証と地域防災計画の改訂 |                                                                                                                |
|            | 第三者調査委員会の設置                | 今後の防災対策の強化に向けて、今回の災害の対応状況などを第三者により公正中立かつ客観的な立場から調査・分析を行った。                                                     |
|            | 地域防災計画の策定                  | 土砂法に基づく警戒区域等の指定により、風水害編を新たに設け、既存の各災害編について近年発生している災害教訓等踏まえて、全体的な構成の見直しを実施することにより地域防災計画を策定した。                    |
|            | ②災害情報の連絡体制の再構築             |                                                                                                                |
|            | 防災行政無線設備等更新事業              | 老朽化の著しい岡田中継所の基地局設備について、平成27年度に旧スプリアス規格の無線機器に更新し、システムの安定化を図る。役場内操作卓についても、老朽化が著しいため、アナログ・デジタル兼用による設備の更新を行った。     |
|            | ③災害対応力の強化                  |                                                                                                                |
|            | 消防無線デジタル化                  | 情報伝達機能を強化するため、消防無線のデジタル化を行った。                                                                                  |
|            | ④島内避難体制の再構築                |                                                                                                                |
|            | 避難計画の策定                    | 大島町土砂災害避難行動計画（暫定版）について、土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた後、本計画を見直し確定版の計画を策定した。                                                |

| 復興の柱          | 主な施策              | 平成28年度の進捗状況及び今後の見込みなど                                                                                                      |
|---------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災まちづくりの強化    | ⑤避難施設の強化等         |                                                                                                                            |
|               | 避難所の整備            | 津波あるいは土石流など災害からの避難に関し、既存の避難所では安全が確保できない地区について、より安全性が確保できる場所へ、さらに強固な構造とした新たな避難所の建設整備を行った。                                   |
|               | 庁舎センター系統空調設備更新    | 開発総合センター1階から3階までの空調機、室内外機の更新を行った。                                                                                          |
|               | 「防災の手引」の作成        | 住民等に分かりやすい、地震・津波・火山噴火・風水害等の災害に対応する「防災の手引」を作成し、日頃から防災意識の向上を図る。                                                              |
|               | ⑥災害教訓の伝承と地域防災力の向上 |                                                                                                                            |
|               | 追悼式の開催            | 犠牲者の冥福を祈るとともに、災害に強い、安心して住み続けられる町の復興をめざし、またその教訓を後世に語り継ぐため追悼式等を行う。                                                           |
|               | 災害記録誌作成           | 平成25年台風26号による大島町土砂災害の災害記録誌を作成し、後世に残し、今後の防災に対する教訓・災害対応への一助とする。                                                              |
| 元町地区復興まちづくり計画 | 社会科副読本改訂事業        | 平成26年度社会科副読本改訂委員会を開催し、台風26号災害を掲載した副読本を平成27年度に作成・配布した。                                                                      |
|               |                   |                                                                                                                            |
|               | 流域隣接等町道整備事業       | 大金沢の流路改修にあわせて、メモリアル公園と弘法浜をつなぐ生活道路ネットワークを整備するとともに、広場整備を含む修景空間の整備を進め、元町地区復興まちづくりの基盤施設として整備することで、被災土地の利便性の向上を図り、今後の土地利用を推進する。 |
|               | メモリアル公園整備事業       | 災害の多くの犠牲者に思いを馳せ、みんなが集まり、教訓継承と未来に向かう地域活力の源となる空間として、地域拠点づくり公園を整備する。                                                          |
|               | 神達・丸塚地区土地利用計画     | 丸塚、神達周辺の公共利用及び、民間誘致等を含めた検討を行い、住民の教育・福祉及び産業振興の推進を図ることのできる土地利用の計画を進める。                                                       |
|               | 新元町保育園（仮称）建設事業    | 老朽化著しい現元町保育園について、神達・丸塚エリア内「文教・福祉ゾーン」への移転を図る。                                                                               |
| 元町地区復興まちづくり計画 | 複合公共施設（仮称）建設事業    | 長年の懸念である、老朽化著しい既設図書館の更新を図る。文化施設等を併設するなどの図書館（複合施設）を建設する。                                                                    |

Part 02 防災対策の改善

防災対策・計画の改善

土砂災害警戒区域等の指定

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」では、国の定めた基本方針に基づいて、都道府県が基礎調査を行い、「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」を指定し、市町村は、その指定区域に対して、災害情報の伝達や避難が早くできるように避難体制の整備を行うとされている。

大島町では、土砂災害が発生した時点では、その区域指定はなされていなかったが、災害後、東京都は基礎調査を実施し、発生から1年8か月後の平成27年6月30日に土砂災害警戒区域等が指定された。平成27年11月現在、指定区域における避難対象者となる居住者数、一時滞在者数（宿泊施設の収容人数から試算）は、約4,000人となっている。

特に、本土砂災害で大きな被害が発生した元町地区は、ほぼ全域にわたり土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域に指定されることになった。



土砂災害ハザードマップ 元町 (2)

土砂災害ハザードマップ

町は、土砂災害警戒区域等の指定を受けて、平成27年10月に「大島町土砂災害ハザードマップ」を改定し公表している（次頁に掲載。なお、平成27年7月に、ハザードマップの暫定版を作成している）。

土砂災害避難計画の策定

町は、東京都による土砂災害警戒区域等の

土砂災害警戒区域等警戒避難体制の基準

平成27年4月28日現在

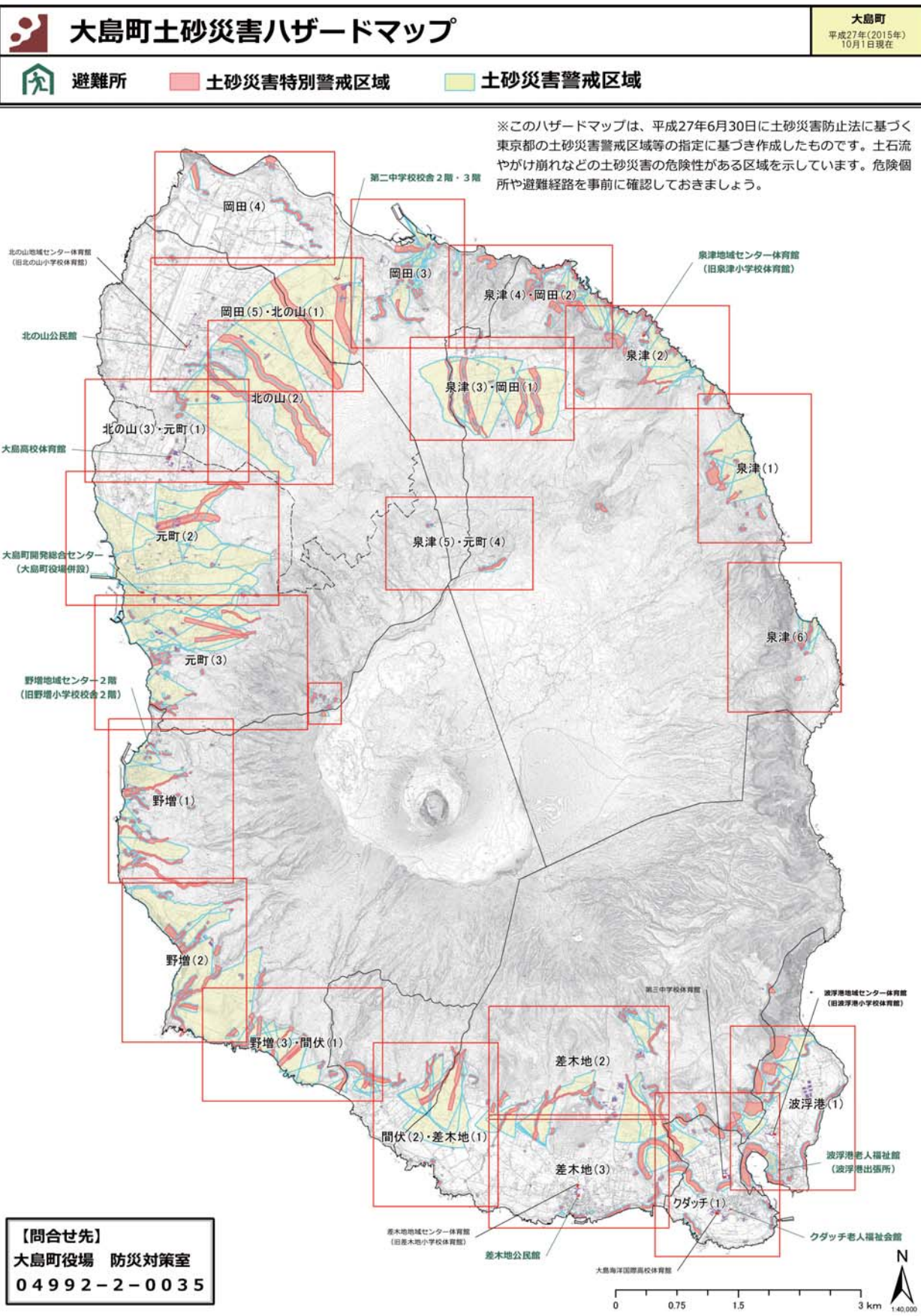
| 特別警戒区域内(レッドゾーン)                                 |                         | 気象情報及び土砂災害警戒判定メッシュ情報                         | 警戒区域内(イエローゾーン)          |                                                 |
|-------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------------|-------------------------|-------------------------------------------------|
| 町民の行動                                           | 大島町の対応                  |                                              | 大島町の対応                  | 町民の行動                                           |
| 気象情報や防災行政無線放送に注意                                | 注意喚起の放送                 | ・大雨注意報<br>・大雨注意報の土壌雨量指数基準超過                  | 注意喚起の放送                 | 気象情報や防災行政無線放送に注意                                |
| 要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は、避難を開始。それ以外の方は、避難準備 | 避難準備情報の発表<br>要支援者への支援開始 | ・大雨警報(土砂災害)<br>・大雨警報の土壌雨量指数基準を超過             |                         |                                                 |
| 避難を開始                                           | 避難勧告の発令                 | ・土砂災害警戒情報<br>・予想で土砂災害警戒基準を超過                 | 避難準備情報の発表<br>要支援者への支援開始 | 要支援者など、避難に時間のかかる方で、避難を希望する方は、避難を開始。それ以外の方は、避難準備 |
| 避難が完了していない方は、直ちに避難                              | 避難指示の発令                 | ・土砂災害警戒情報<br>・実況で土砂災害警戒基準を超過                 | 避難勧告の発令                 | 避難を開始                                           |
| 危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る                         |                         | 伊豆大島における土砂災害と雨量の関係に知見に基づく雨量が予想されるまたは実況で達した場合 | 避難指示の発令                 | 避難が完了していない方は、直ちに避難。危険が差し迫っている場合、生命を守る行動を取る。     |

土砂災害警戒区域等と警戒避難体制基準

指定を踏まえて、「大島町土砂災害避難計画」（平成27年11月）を策定した。

土砂災害の危険性が切迫した地域における住民、高齢者等の要配慮者及び観光客等を対象とした避難計画であり、土砂災害から住民等の生命と身体の安全を守ることを目的に策定されたものである。

また、この計画では、町をはじめ防災関係機関の役割や初動態勢、避難指示等の発令基準、避難所・避難経路、避難誘導方法などが定められている。



「この地図は、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものです。(承認番号):MMT 利許第23029号-7」  
大島町土砂災害ハザードマップ

制作:株式会社オリエンタルコンサルタンツ

## ● 教訓を踏まえた災害対応

昭和61年11月に、三原山が噴火し、当時約1万人の全島民による島外避難が実施された。この噴火災害以来、町では、避難指示等が発令された記録はなかった。

平成25年10月16日の土砂災害においても、町から住民に対しての呼び掛けは、注意喚起にとどまり、避難指示等は発令されなかった。しかし、その後の大雨や台風に対して、町は、注意喚起や避難指示等を状況により発令している。土砂災害に対する避難の判断基準となる土砂災害警戒情報（気象庁と東京都の共同発表）の発表基準が通常の8割に引き下げられたこともあるが、何より今回の土砂災害での教訓を反映しての対応といえる。

土砂災害発生後、避難指示等が発令された事例

### 平成25年

10月19日～21日 大雨

・元町・岡田・泉津避難勧告

10月25日 台風27号

・元町（一部）・岡田（一部）・泉津避難指示、  
その他全域避難勧告

### 平成26年

4月3日～4日 大雨（土砂災害警戒）

・泉津23世帯、岡田3世帯避難指示

・泉津38世帯、岡田146世帯避難勧告

6月5日～8日 大雨

・岡田3世帯、泉津23世帯避難準備情報

7月10日～11日 台風8号

・全島避難準備情報

10月5日～6日 台風18号

・5日：全島避難準備情報、泉津・岡田・  
元町の393世帯に避難勧告

・6日：泉津・岡田の26世帯避難指示、  
225世帯に避難勧告

・6日：元町367世帯避難指示、北の山・  
元町305世帯避難勧告

10月13日～14日 台風19号

・全島避難準備情報

このように、平成25年10月16日の土砂災害発生以降、避難勧告・指示だけでも数回発令されてきたが、その後、防災対策室と伊豆大島火山防災連絡所が実施したアンケート調査によると、住民の避難率（避難対象者数に対する避難者数の割合）が、次第に低下している傾向にあるとの結果が出ている。アンケートでは、「避難勧告・指示の発令もしくは大雨警報や土砂災害警戒情報の発表があっても、土砂災害は発生しないと思っているから」との回答が多かった。

内閣府では、平成23年3月に発生した東日本大震災における津波災害の教訓から、市町村が発令する避難指示等は、『空振りをおそれず、早めに出すことが基本』とのことを、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」で指導しているが、町としても、今回の土砂災害の教訓を踏まえ、住民の土砂災害からの避難に関する理解や知識をさらに深め、ひとり一人の防災意識の向上を目指し、今後も継続した取り組みが重要だとされている。

## Column

## 土砂災害第三者調査委員会

今回の土砂災害で、多くの死者・行方不明者が生じたことを踏まえ、この災害を公正中立かつ客観的な立場から調査・分析し、今後の防災対策の提言を行うために、学識者や防災の専門家からなる「平成 25 年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会（以下、「調査委員会」という。）」（委員長：田中淳東京大学総合防災情報研究センター長）が平成 27 年 10 月に設置され検討が行われた。

調査委員会では、10 月 16 日の土砂災害発生前後の対応や行動に焦点が当てられ、現地視察や被災者及び当時対応した町職員へのヒアリング調査等を行い、全 5 回の委員会を経て、平成 28 年 3 月に報告書がまとめられた。

提言の中では、大島町と同じような災害環境にある地域にも共通することとして、市町村の災害対応態勢、情報収集・整理・伝達のあり方、避難勧告・指示の判断・伝達方法の改善と周知、災害履歴の活用・伝承、また、都道府県はじめ関係機関が市町村をどのようにバックアップし、また、連携していくかなどが取り上げられている。



調査委員会委員による現地視察

## Part 03 教訓の伝承

今回の土砂災害の教訓をいかに伝えていくか、防災対策を推進していく上でも、その啓発活動は重要である。

特に大きな被害を受けた元町・神達地区では、復興まちづくり事業の一環として、「メモリアル公園整備事業」が進められている。犠牲者への鎮魂、そして災害の教訓を後世に伝えていくことを目的とし、また一方で、心が安らぐ場所、世代を問わず多くの住民の憩いの場となり親しめる公園として期待されている。

また、学校教育の分野では、平成26年度に台風26号災害を掲載した社会科副読本（小学校3・4年生向け）が作成されている。

（4）台風のさいがいからみんなを守る

大島には、一年に平均で2個から3個の台風が接近します。周りを海で囲まれていること（自然環境）などからも、強風や高波、大雨などによる被害が発生することがあります。

【1958年9月26日に大島をおそった「狩野川台風」による被害】  
（昭和33年）



- 亡くなった人や  
行方不明者：2名
- けがをした人：9名
- 山くずれ：6カ所
- がけくずれ：6カ所
- 流されたりこわされたり  
した家：120軒以上

【2013年10月16日に大島に接近した「台風第26号」による被害】  
（平成25年）



- 亡くなった人：36名
- 行方不明者：3名
- 山くずれ・がけくずれ  
元町・岡田・泉津地区な  
どを中心に多くの場所が  
くずれた。
- 流されたりこわされたり  
した家：400軒以上  
※平成26年12月現在

土砂災害を伝える副読本（抜粋）

こうした事業や取り組みのほかにも、大島町では、防災講演会や公開講座などが、災害発生直後から頻繁に開催され、町や伊豆大島

火山防災連絡事務所等の地元の機関をはじめ、土砂災害に関する専門家も招き、今回の土砂災害発生のメカニズムや経緯についての解説、今後の土砂災害への心得などを住民・事業者等を対象に啓発している。



第1回伊豆大島住民セミナー（平成25年11月17日 北の山公民館）  
（火山防災連絡事務所提供）



ジオパーク研究会公開講座  
「伊豆大島における台風災害の地域の特徴」概要報告  
（平成26年8月26日 大島町役場）  
（火山防災連絡事務所提供）

現場で災害対応に従事した人が、他地域の同じ立場にある防災担当者等に、今回の災害の教訓などを伝えていくという取り組みも行われている。東京都町村会の視察時においては、町や火山防災連絡事務所により、参加者（自治体職員）に対して、土砂災害の特徴から災害対応の教訓まで幅広く語られ、また、消防本部では、今回の土砂災害の経験者が全国各地に積極的に赴き、その地域の消防職員や消防団員等を対象に、経験談に基づいた土砂災害発生時の対応について研修や講演を行っている。



東京都町村会視察の講演（平成 26 年 11 月 27 日 大島町役場）  
（火山防災連絡事務所提供）

### Column

## 災害から1年 黙祷・誓い、追悼式

平成 25 年台風第 26 号による土砂災害から1年。大島町では、犠牲になられた方々のご冥福を祈るとともに、災害に強い、安心して住み続けられる町の復興をめざし、またその教訓を後世に語り継ぐことを誓うため、「土砂災害1周年行事」が執り行われた。



「1周年の日」（平成 26 年 10 月 16 日 大島町献花台）



「追悼式」（平成 26 年 10 月 26 日 開発総合センター）